

『朱子語類』卷一四〜一八訳注（八）

宇佐美文理・小笠智章・古勝亮・田訪・中純夫・福谷彬・
松葉久美子・廖明飛

〔校勘〕

『朱子語類』卷一六「大学」三（210〜255条）

○本条は、朝鮮古写本卷一六に収録せず。

『朱子語類』卷一七「大学」四（1〜28条）

○「須逐件又徐徐做將去」萬曆本、和刻本は「須」を「須」に作り

（以下同じ）、「徐徐」を「徐々」に作る。

○「行到一處了」萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。

『朱子語類』卷一六「大学」三（210〜255条）

〔訳〕

ある者が質問した。「『大学』では格物・致知した後にも、さらに一つづつ多くの修養がありますね。」

210条
或問。大學既格物・致知了、又却逐件各有許多工夫在。
曰。物格・知至後、其理雖明、到得後來齊家・治國・平天下、逐件事又自有許多節次、須逐件又徐徐做將去。如人行路、行到一處了、又行一處。先來固是知其所往了、到各處又自各有許多行步。若到一處而止不進則不可、未到一處而欲踰越頓進一處亦不可。 璘

先生がおっしゃる。「物がいた格子、知が至ると、その理は明らかになるが、その後の齊家・治國・平天下にいたると、それぞれの事柄に多くの段階があるから、そのそれぞれについて徐々に（修養）していかねばならない。たとえば人が道を歩んでいるとして、ある場所に到達すれば、また別の場所に行く。すでに行った場所についてはもちろん分かっているが、（そこから）それぞれの場所に行くには、当然さらにたくさん歩いて行かねばならぬ。もしある場所に到達したからといって、そこに止まって進まないのはだめだし、まだある場所に到

達していないのに、そこを飛ばして次の場所に急いで行こうとするのもだめだ。」 滕璘録

〔注〕

(1) 「逐件事又自有許多節次」「逐件」は、一件ずつ、一つずつ。「節次」は、順序、次第。『河『程氏遺書』卷一五「孔子自十五至七十、進德直有許多節次。聖人未必然、然亦是爲學者立下一法、盈科而後進、須是成章乃達。』『宋元語言詞典』、一九三頁。

(2) 「如人行路、行到一處了、又行一處」工夫の階梯を「行路」に喩える。『語類』では他に、卷一四、二四條、沈備録（I 273）に「曰。物格知至也無頓斷。都知到盡處了、方能知止有定。∴如人行路、今日行得這一條路、則此一條路便知得熟了、便有定了。其它路皆要如此知得分明。所以聖人之教、只要人只管理會將去。」

(3) 「先來固是知其所往了」「先來」は「以前」「先ごろ」。『唐五代語言詞典』、三八一頁。『宋元語言詞典』、三二五頁。旅人がある場所に着いたとすると、そこに至る道程については当然分かってゐるの意で、前にいう「格物致知ができれば、その段階で理は明らかとなつてゐる」ことの譬喩。『語類』卷六〇、一〇五條、李方子録（IV 111）「鄉里李欲才云。譬如一面鏡、先來照者既去不見了、則後來者又可以照。若先底只在、則不復能照矣。」

(4) 「踰越」定められた順序をとばすこと。卷一一、九一條、鄭可学録（I 188）「爲學須是先立大本。其初甚約、中間一節甚廣大、到末梢又約。孟子曰、博學而詳說之、將以反說約也。故必先觀論。

孟・大學・中庸、以考聖賢之意。讀史、以考存亡治亂之迹。讀諸子百家、以見其駁雜之病。其節目自有次序、不可踰越。」

(5) 「頓進」ステップを踏まずに急に次の段階に進むこと。『語類』卷七一、三六條、潘植録（V 188）「又曰。一氣不頓進、一形不頓虧、蓋見此理。陰陽消長亦然。如胞胎時、十月具、方成箇兒子。」

211 条

味道問平天下在治其國。曰。此節見得上行而下效、又見得上下雖殊而心則一。 道夫

〔校勘〕

○「此節」朝鮮古写本は「此三節」に作る。

○「下效」朝鮮古写本は「效」を「効」に作る。以下同じ。

〔参考〕

本条は、次の二二二條の葉賀孫自身の記録の冒頭と同じ内容である。

〔訳〕

味道が「天下を平らかにするは其の国を治むるに在り」について質問した。先生がおっしゃる。「この一節からは、上が実行すれば下はそれに倣うということがわかり、また上下は（分は）異なっても心は同じであることが分かる。」 楊道夫録

〔注〕

(1) 「味道」 葉賀孫の字。

(2) 「味道」 葉賀孫の字。「此節見得」校勘で指摘したように、朝鮮古写本は「此節」を「此三節」に作る。三節とは「上老老而民興孝」「上長長而民興弟」「上恤孤而民不倍」である。次注参照。

(3) 「上行而下效」「上下雖殊而心則一」「大学章句」伝十章「所謂平天下在治其國者、上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍。是以君子有絜矩之道也。」朱注「言此三者、上行下效、捷於影響、所謂家齊而國治也。亦可以見人心之所同、而不可使有一夫之不獲矣。」「上行下效」は、『白虎通』「三教」「教者、効也。上爲之、下效之。」

212条

問「平天下在治其國」章。

曰。此三句、見上行下效、理之必然、又以見人心之所同。「是以君子有絜矩之道」、所以以己之心度人之心、使皆得以自盡其興起之善心。若不絜矩、則雖躬行於上、使彼有是興起之善心、而不可得遂、亦徒然也。又曰。因何恁地上行下效。蓋人心之同然。所以絜矩之道、我要恁地、也使彼有是心者亦得恁地。全章大意、只反覆說絜矩。如專利於上、急征橫斂、民不得以自養、我這裏雖能興起其善心、濟甚事。若此類、皆是不能絜矩。 賀孫

〔校勘〕

○「此三句」 伝経堂本を除く諸本は皆「句」を「節」に作る。賀瑞麟

「朱子語類正譌」「此三句、原作節、非。」

○「蓋人心之同然」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。以下同じ。

○「急征橫斂」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「斂」を「斂」に作る。

○「我這裏」 萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。

○「雖能興起其善心」 萬曆本、和刻本は「能」を「能」に作る。以下同じ。

〔訳〕

(私が)「平天下は其の国を治むるに在り」について質問した。

先生がおっしゃる。「この三句から、上の者が行えば下の者がそれに倣うことは、理として必ずそうあるべきであることがわかり、また(上下に関わらず)人の心が同じであることが分かる。「是を以て君子に絜矩の道有るなり」とは、自らの心によって他人の心を推し量り、それによって全ての者に興起した善心を完遂させることができるのだ。もし(上の者に)絜矩する(推し量る)気持ちがないとすれば、たとえ上の者が自ら(善を)実行し、下の者が善の心に興起したとしても、(上の者が)それを完遂させてやることのできないのだから、(せっかくな)興起した善心も無駄になるのだ。」

またおっしゃる。「何に本づいてこのように上が行い下が倣うのか。それは人の心がみな同じであるからである。それゆえ、絜矩の道とは、自分がこのようにしようとするれば、同じ心をもつ他の者にもやはりそのようにさせるのだ。伝十章の大意として、繰り返し絜矩のことを説いている。もし上が利をほしいままにし、急に徴用したり、むやみに収奪したりすると、民は自活することができず、私（上の者）の方で民の善心を興すことができたとしても、何になろうか。このようなものは、みな絜矩することができないためだ。」葉賀孫録

〔注〕

(1) 「此三句」 伝十章の「上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍」の三句。

(2) 「人心之所同」 『孟子』「告子」上「故曰、口之於味也、有同者焉。耳之於聲也、有同聽焉。目之於色也、有同美焉。至於心、獨無所同然乎。心之所同然者何也。謂理也、義也。聖人先得我心之所同然耳。故理義之悦我心、猶芻豢之悦我口。」

(3) 「是以君子有絜矩之道、所以以己之心度人之心、使皆得以自盡其興起之善心」 『大学章句』伝十章、朱注「興、謂有所感發而興起也。…絜、度也。矩、所以爲方也。…是以君子必當因其所同、推以度物、使彼我之間各得分願、則上下四旁均齊方正、而天下平矣。」
「絜」を「度」と訓ずることについては、『或問』に次のようにいう。
『大学或問』「曰。何以言絜之爲度（待洛反。下同）也。曰。此『莊

子』所謂「絜之百圍」、賈子所謂「度長絜大者也」。前此諸儒蓋莫之省、而強調以絜、殊無意謂。先友太史范公乃獨推此以言之、而後其理可得而通也。」

(4) 「如專利於上、急征橫斂」 『大学章句』伝十章「德者本也、財者末也。外本內末、爭民施奪。」朱注「人君以德爲外、以財爲内、則是爭鬪其民、而施之以劫奪之教也。蓋財者人之所同欲、不能絜矩而欲專之、則民亦起而爭奪矣。」「急征橫斂」は、お上が民を緊急に徴用したり、むやみに収奪したりすること。同義語として、「急征重斂」も見える。卷二一、七二条、葉賀孫録(II 496)に「今日恇地、明日不恇地、到要節用、今日儉、明日奢、便不是節用。不會節用、便急征重斂、如何得愛民。」

(5) 「自養」 『易』頤「觀頤、觀其所養也。自求口實、觀其自養也。」

(6) 「濟甚事」 何になろうか。「甚」は現代漢語の「什」に同じ。

213条

才卿問。「上老老而民興孝」、恐便是連那老衆人之老説。

曰。不然。此老老、長長、恤孤、方是就自家身上切近處説、所謂家齊也。民興孝、興弟、不倍、此方是就民之感發興起處説治國而國治之事也。縁爲上行下效、捷於影響、可以見人心之所同者如此。「是以君子必有絜矩之道也」、此一句方是引起絜矩事、下面方解説絜矩、而結之云「此之謂絜矩之道」。蓋人心感發之同如此、所以君子須用推絜矩之心、以平天下、此幾多分曉。若如才卿説、則此便是絜矩、何用下面

更絮説許多。才卿不合誤曉老老、長長爲絮矩、所以差也。所謂「文王之民無凍餒之老者」、此皆是絮矩已後事、如何將做老老說得。 儻

〔校勘〕

- 「下面方解説絮矩」成化本、朝鮮古写本は「面」を「面」に作る。
以下同じ。萬曆本、和刻本は「解」を「解」に作る。
○「須用」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「須」を「湏」に作る。
○「誤曉」朝鮮古写本は「曉」を「認」に作る。

〔訳〕

才卿が質問した。「上 老を老とし、民 孝に興る」とは、(身内ではない) 他の老人にも老人らしく接するというのもいっているのでしょうか。」

おっしゃる。「そうではない。この「老を老とし、長を長とし、孤を恤れむ」というのは、まさに自分自身の切実なところについて言っており、いわゆる「家斉う」ということである。「民 孝に興り、弟に興り、倍かず」とは、まさに民の感発と興起について言い、国を治めて国が治まることを言っている。上が行い下が倣い、その影響が捷いので、人の心がこのように同じであることが分かる。「是を以て君子に必ず絮矩の道有るなり」は、この一句でようやく絮矩のことを提起し、下文で初めて絮矩について(具体的に)説明し、結んで「此れを之絮矩の道と謂う」という。思うに、人の心が感応して発出する様はこのようにみな同じであり、それゆえ君子は絮矩の心で(他者を)

推し量って天下を平らかにする必要があるのであって、それは何と明らかなことか。もし才卿の言うよう(に身内以外の他者にも及ぼすということ)であれば、老老・長長・恤孤が即ち絮矩だということになるから、どうして下文でさらに繁多に説明する必要があるか。才卿は、不都合にも誤解して、「老を老とし、長を長とす」を絮矩だと考えるから、間違っているのだ。(『孟子』に) いうところの「文王之民に凍餒の老者無し」とは、絮矩して(自分の心によって民を推し量った)後の事であり、どうして「(自分の身内の) 老を老とする」について言っていることになるか。」 沈僩録

〔注〕

- (1) 「才卿」陳文蔚の字。『朱子語録姓氏』所収。
(2) 「連那老衆人之老説」 「自分の家の老人を敬愛し、それを他家の老人にもおし及ぼしていく」という『孟子』の話をふまえる。『孟子』「梁惠王」上「老吾老、以及人之老。幼吾幼、以及人之幼。天下可運於掌。『詩』云「刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦」、言擧斯心加諸彼而已。故推恩足以保四海、不推恩無以保妻子。古之人所以大過人者無他焉、善推其所爲而已矣。」朱子注「老、以老事之也。吾老、謂我之父兄。人之老、謂人之父兄。幼、以幼畜之也。吾幼、謂我之子弟。人之幼、謂人之子弟。運於掌、言易也。『詩』、大雅・思齊之篇。刑、法也。寡妻、寡德之妻、謙辭也。御、治也。不能推恩、則衆叛親離、故無以保妻子。蓋骨肉之親、本同一氣、又非但若人之同類而已。故古人必由親親推之、然後及於仁民。又推其

餘、然後及於愛物、皆由近以及遠、自易以及難。」「衆人」は、他人々、民衆一般。

(3) 「此老老、長長、恤孤、方是就自家身上切近處說、所謂家齊也。民興孝、興弟、不悖、此方是就民之感發興起處說治國而國治之事也」
「方是」は、「まさしく」「まさに」。

(4) 「感發」他者に感応して、自己の中から発出する。『大学章句』
伝十章朱注「興、謂有所感發而興起也。」また、『論語』「爲政」
子曰。詩三百、一言以蔽之、曰思無邪。」朱注「…凡詩之言、善者可以感發人之善心、惡者可以懲創人之逸志、其用歸於使人得其情性之正而已。」

(5) 「縁爲上行下效、捷於影響、可以見人心之所同者如此」本卷
二二一条注の『大学章句』伝十章朱注を參看。

(6) 「此幾多分曉」「幾多」は、「なんと…であるか」。

(7) 「下面方解說絜矩、而結之云此之謂絜矩之道」『大学章句』伝十章「所惡於上、母以使下。所惡於下、母以事上。所惡於前、母以先後。所惡於後、母以從前。所惡於右、母以交於左。所惡於左、母以交於右。此之謂絜矩之道。」朱注「此覆解上文絜矩二字之義。如不欲上之無禮於我、則必以此度下之心、而亦不敢以此無禮使之。不欲下之不忠於我、則必以此度上之心、而亦不敢以此不忠事之。至於前後左右、無不皆然、則身之所處、上下・四旁・長短・廣狹、彼此如一、而無不方矣。彼同有是心而興起焉者、又豈有一夫之不獲哉。所操者約、而所及者廣、此平天下之要道也。故章內之意、皆自此而推之。」

(8) 「才卿不合誤曉老老、長長爲絜矩、所以差也。」「不合」は「都合にも…してしまふ」。「差」は「誤る」「間違ふ」。

(9) 「文王之民無凍餒之老者」『孟子』「尽心」上「所謂西伯善養老者、制其田里、教之樹畜、導其妻子、使養其老。五十非帛不煖、七十非肉不飽。不煖不飽、謂之凍餒。文王之民、無凍餒之老者、此之謂也。」

214条

「老老興孝、長長興弟、恤孤不悖」、這三句是說上行下效底道理。「是以君子有絜矩之道」、這却是說到政事上。「是以」二字、是結上文、猶言君子爲是之故、所以有絜矩之道。既恊地了、却須處置教他得所、使之各有以遂其興起之心、始得。

〔校勘〕

○本条は、朝鮮古写本卷一六に収録せず。

〔訳〕

「(上)老を老とし(民)孝に興り、(上)長を長として(民)弟に興り、(上)孤を恤れみて(民)倍かず」の、この三句は、上が行つて下がそれに倣う道理について言っている。「是を以て君子に絜矩の道有り」とは、これは政治について言っている。「是を以て」の二字は、上文を承けた表現であつて、君子にはこのようなわけで絜矩の道があると

言っている。既にこのようである以上、是非とも民に政策を実行し各
自の適切な分を得させ、各々に興起した善心を完遂させてこそ、よろ
しい。記録者名欠

〔注〕

(1) 「是以君子有絜矩之道、這却是說到政事上」二二二条の「如專
利於上、急征橫斂、民不得以自養、我這裏雖能興起其善心、濟甚
事」と同じく、絜矩することは實際に政治を行う際に肝要である
ことを説く。

215条

所謂絜矩者、矩者、心也。我心之所欲、即他人之所欲也。我欲孝弟而慈、
必欲他人皆如我之孝弟而慈。「不使一夫之不獲」者、無一夫不得此理也。
只我能如此、而他人不能如此、則是不平矣。人傑

〔校勘〕

○諸本異同なし。

〔訳〕

いわゆる「絜矩」とは、矩とは心のことである。自分の心が欲する
ものは、他人の欲するものでもある。自分が孝や弟や慈であろうとす
れば、必ず他人も皆、自分と同じく孝や弟や慈であってほしい。「一

夫の獲ざるあらしめず」とは、一人もこの理を体得しない者がいない
ようにすることだ。自分だけがそのようにできて、他人がそのように
できなければ、それは平（全ての人がその欲するところを完遂でき
ること）ではない。万人傑録

〔注〕

(1) 「我欲孝弟而慈」『大学章句』伝九章「孝者、所以事君也。弟者、
所以事長也。慈者、所以使衆也。」朱注「孝・弟・慈、所以脩身而
教於家者也。」

(2) 「不使一夫之不獲」本卷二二一条の注に引く『大学章句』伝十
章朱注を参照。『尚書』「說命」下「一夫不獲、則曰時予之辜。」

(3) 「只我能如此、而他人不能如此、則是不平矣」「平」とは、自分
だけでなく全ての他者（上下・前後・左右）が自分と同様にその
欲するところを遂げられること。本卷二二七条の「絜矩是四面均
平底道理」を参照。

216条

問。絜矩之道、語脈貫穿如何。久思未通。

上面說人心之所同者既如此、是以君子見人之心與己之心同、故必以
己度人之心、使皆得其平。下面方說所以絜矩如此。賀孫

〔校勘〕

○「語脈」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「脈」を「脉」に作る。

○「久思」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「久」を「久」に作る。

○「上面説」朝鮮古写本は、この前に「先生頗訝以爲如何如此難曉」の十二字あり。

○「故必以己度人之心」朝鮮古写本は「己」を「己心」に作る。

〔訳〕

（私が）質問した。「絜矩の道というのは、（前後の）文脈はどうつながっているのでしょうか。いくら考えても分かりません。」

（先生）「上文では、人の心がそのように同じであると説くので、そこで君子は人々の心が自分の心と同じであると知り、必ず自分の心によって人々の心を推し量り、皆を平らか（均一）な状態にさせる。下文でようやく、このように絜矩するという（具体的な）方法を説いている。」葉賀孫録

〔注〕

（1）「上面説人心之所同者既如此」「上面」は『大学章句』伝十章「上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍」のこと。

（2）「下面方説所以絜矩如此」「下文で、このように絜矩するのだという具体的方法を説く。」下文とは、二二三条の注に引く伝十章「所悪於上、母以使下。所悪於下、母以事上。所悪於前、母以先後。

所悪於後、母以従前。所悪於右、母以交於左。所悪於左、母以交於右」のこと。

217条

問。「上老老而民興孝」、下面接「是以君子有絜矩之道也」、似不相續、如何。

曰。這箇便是相續。絜矩是四面均平底道理、教他各得老其老、各得長其長、各得幼其幼。不成自家老其老、教他不得老其老、長其長、教他不得長其長、幼其幼、教他不得幼其幼、便不得。 寓

〔校勘〕

○「這箇便是相續」萬曆本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

〔訳〕

質問。「上 老を老として、民 孝に興る」は、下文に「是を以て君子に絜矩の道有るなり」と続きますが、（文意が）通じていないようです、どうでしょうか。」

おっしゃる。「これはしっかり通じているのだ。絜矩とは、あらゆる面が均一である、という道理であって、人々にそれぞれ老人を老人らしく扱わせ、それぞれに年長者を年長者らしく扱わせ、それぞれに幼い子どもを幼い子どもらしく扱わせるのだ。まさか、自分自身は老

人を老人らしく扱うが、他人にそうさせることができず、(自分自身は)年長者を年長者らしく扱うが、他人にはそうさせることができず、(自分自身は)幼い子どもを幼い子どもらしく扱うが、他人にはそうさせることができるのか。それではだめだ。」徐禹録

〔注〕

- (1) 「絜矩は四面均平底道理」本卷二二二条の注に引く『大学章句』伝十章の朱注にいう「上下四旁均齊方正、而天下平矣」に同じ。また、伝十章朱注「至於前後左右、無不皆然、則身之所處、上下・四旁・長短・廣狹、彼此如一、而無不方矣。」本書、卷一二六、七五條、楊道夫録(Ⅷ 303)「儒者之道、大中至正、四面均平。釋氏只見一邊、於那處都蔽塞了、這是「誠辭知其所蔽。」
- (2) 「老其老、各得長其長、各得幼其幼」二二三條の注に引いた『孟子』「梁惠王」上の話。
- (3) 「不成自家老其老、教他不得老其老」「不成」は、「まさか」ということはあるまい。

218条

仁甫問絜矩。曰。上之人老老、長長、恤孤、則下之人興孝、興弟、不悖、此是說上行下效。到絜矩處、是就政事上言。若但興起其善心、而不用以使之得遂其心、則雖能興起、終亦徒然。如政煩賦重、不得以養其父母、又安得以遂其善心。須是推己之心以及於彼、使之仰足以事父母、俯足

以育妻子、方得。如詩裏說大夫行役無期度、不得以養其父母。到得使下、也須教他内外無怨、始得。如東山、出車、杕杜諸詩說行役、多是序其室家之情、亦欲使凡在上者有所感動。

又曰。這處正如齊宣王愛牛處一般。見牛之穀觶、則不忍之心已形於此。若其以豐鍾為不可廢而復殺之、則自家不忍之心又只是空。所以以羊易之、則已形之良心不至於窒塞、而未見之羊、殺之亦無害、是乃仁術也。術、是做得巧處謂之術。

又曰。己欲立而立人、己欲達而達人、是兩摺說、只以己對人而言。若絜矩、上之人所以待己、己又所以待人、是三摺說、如中庸所求乎子以事父未能也、所求乎臣以事君未能也、一類意。

又曰。晁錯言人情莫不欲壽、三王能生之而不傷云云、漢詔云云、孝心闕焉、皆此意。賀孫

〔校勘〕

- 「如詩裏說」萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。以下同じ。
- 朝鮮古写本はこの条の「賀孫」の後に、圈点(○)を付した上、小字双行で以下のように続ける。「詔曰。今天下孝子順孫、願自竭盡以承其親、外迫公事、内之資財、是以孝心闕焉。朕甚哀之。為復子若孫、令得身帥妻妾、遂其供養之事。」

〔訳〕

徐容(字、仁甫)が絜矩について質問した。先生「上にいるものが老人を老人らしく扱い、年長者を年長者らしく扱い、孤児を哀れんだ

ら、下にいるものは「孝」「弟」の心を興起させて、背くことがなくなる、とは、上が行えば下が倣うということを説いている。契矩のところでは、政治のことに即して言っている。もし、ただその善なる心を興起するだけで、善なる心を完遂することができなければ、興起できたとしても結局無駄になる。もし、法令が厳しく賦役が重くて、自分の父母を養うことができないなら、その上どうしてその善なる心を完遂することができようか。自分の心を他者へと推し及ぼし、『孟子』に言うように「仰いでは父母に事ふに足り、俯しては妻子を養ふに足る」ようにして、それでこそよいのだ。詩の中で、大夫が兵役に行き期限の規定が無いために、その父母を養うことができないことを言うようなものだ。下の者を使役することになれば、そのような者を家においても国においても不満がない、という状態にさせて、それでこそよいのだ。東山や出車、杖杜などの詩は兵役で出征することを説き、多くは家族の気持ちを述べたものであるのは、上にいるもの全体に対して、感発させようとしているのだ。」

また、おっしゃった。「ここはちようど斉の宣王が牛を愛おしむところと同じだ。牛が恐れる様を見れば、忍びざるの心はすでにここに現れている。もし、豊鍾（新しく鑄た鐘に犠牲の牛の血をそそぐ儀式）を廢することはできないとして、結局牛を殺してしまったなら、自分の忍びざるの心はまた全く空っぽになってしまう。だから、羊を牛の代わりに用いれば、一度現れた良心を押し殺すことなく、まだ見えない羊はこれを殺しても支障ないということになり、まさしく「仁の術」なのだ。術とは、うまくやる時に術というのだ。」

また、おっしゃった。「〔論語〕「雍也」篇の「己立たんと欲して人を立て、己達せんと欲して人を達す」は、二層（自己と他者）に説いていて、ただ自分のことを他者に対置して説いている。契矩の方は言えば、上にいるものの自分に対処する方法が、自分が下のもの者に対処する方法でもあるということであり、これは三層（上、自己、下）にして説いたもので、『中庸』の「子に求むる所、以て父に事ふる」と、未だ能はず。臣に求むる所、以て君に事ふることに、未だ能はず。」と同様の意味だ。」

また、おっしゃった。「前漢の晁錯は「人情は寿を欲せざるなし、三王能く之を生かして、傷まず」云々と言ひ、漢の詔勅に「孝心これを欠く」と言うのは、どちらもこの意味だ。」葉賀孫録

〔注〕

(1) 「仁甫」『語類』の質問者としては徐容（字、仁甫）と呉仁父（仁父は諱であるか字かであるか不詳）の兩名の可能性が考えられる。徐容は永嘉の人で記録者の葉賀孫とは同郷で既出。呉仁父は『孝淵源録』等に記載がある。『語類』には「呉仁父」の名で出るものが十条ほどあり、「呉仁甫」の表記で出るものも三条ある。『朱子門人』八九頁を参照。

(2) 「上行下效」本巻、二二六条の注を参照。

(3) 「徒然」本巻、二二二条の注を参照。

(4) 「政煩賦重」『詩経』小雅「楚茨」小序「刺幽王也。政煩賦重。田萊多荒。饑饉降喪。民卒流亡。祭祀不饗。故君子思古焉。』『詩経』

檜風「隰有萋楚」集傳「政煩賦重、人不堪其苦、嘆其不如草木之無知而無憂也。」

(5) 「仰足以事父母、俯足以育妻子」『孟子』「梁惠王」上「故明君制民之產、必使仰足以事父母、俯足以畜妻子、樂歲終身飽、凶年免於死亡、然後驅而之善。故民之從之也輕。」

(6) 「須是…方好」 「須…方好」に同じ。「…してこそよい。」

(7) 「如詩裏說」 「…裏」は「…の中で」の意を表す口語。

(8) 「到得使下」 「到得…」は「…という状態になる」の意味の口語で、文語の「至於…」に相当。「得」に意味はない。

(9) 「内外無怨」 『論語』「顔淵」 「仲弓問仁。子曰。出門如見大賓、使民如承大祭。己所不欲、勿施於人。在邦無怨、在家無怨。」朱注「内外無怨、亦以其效言之、使以自考也。」

(10) 「這處正如齊宣王愛牛處一般」 「穀觶」 「豐鐘」 『孟子』 「梁惠王」上「曰。王坐於堂上。有牽牛而過堂下者。王見之曰。牛何之。對曰。將以豐鐘。王曰。舍之。吾不忍其觶觶、若無罪而就死地。對曰。然則廢豐鐘與。曰。何可廢也。以羊易之。不識有諸。」朱注「豐鐘、新鑄鐘成、而殺牲取血以塗其觶觶也。觶觶、恐懼貌。」

(11) 「如詩裏說大夫行役無期度」 『詩經』王風「君子于役」序「君子于役、刺平王也。」君子行役、無期度。大夫思其危難、以風焉。」
(12) 「如東山、出車、杕杜諸詩」 「東山」 『詩經』幽風「東山」小序「周公東征也。周公東征。三年而歸、勞歸士。大夫美之。故作是詩也。」集傳「於是周公東征已三年矣。既歸因作此詩、以勞歸士。蓋爲之述其意而言曰。我之東征既久、而歸途又有遇雨之勞。因追言、其

在東而言歸之時、心已西嚮而悲。於是制其平居之服、而以爲自今可以勿爲行陳銜枚之事矣。及其在塗、則又覩物起興、而自嘆曰。彼蝻蝻者蠋、則在彼桑野矣。此敦然而獨宿者、則亦在此車下矣。」
「出車」 『詩經』小雅「出車」小序「出車。勞還率也。」集傳「此勞還役之詩。故追述其未還之時。室家感於時物之變、而思之曰。特生之杜、有皖其實、則秋冬之交矣。而征夫以王事出、乃以日繼日、而無休息之期。至于十月、可以歸、而猶不至。故女心悲傷而曰。征夫亦可以暇矣。曷爲而不歸哉。」

「杕杜」 『詩經』唐風「杕杜」小序「刺時也。君不能親其宗族、骨肉離散、獨居而無兄弟、將為沃所并爾。」

(13) 「術、是做得巧處謂之術」 『孟子』 「梁惠王」上「王曰。然。誠有百姓者。齊國雖褊小、吾何愛一牛。即不忍其觶觶、若無罪而就死地、故以羊易之也。曰。王無異於百姓之以王爲愛也。以小易大。彼惡知之。王若隱其無罪而就死地、則牛羊何擇焉。王笑曰。是誠何心哉。我非愛其財、而易之以羊也。宜乎百姓之謂我愛也。曰。無傷也。是乃仁術也。見牛未見羊也。君子之於禽獸也、見其生、不忍見其死、聞其聲、不忍食其肉。是以君子遠庖廚也。」 「仁術」朱注「術、謂法之巧者。」また、ここでの「處」は口語で、文語の「時」に相当、太田辰夫『中国語歴史文法』三五八頁を参照。『語類』卷一〇、五七条、王力行録（I 168）「凡人若讀十遍不會、則讀二十遍。又不曾、則讀三十遍至五十遍、必有見到處。」
(14) 「自家不忍之心又只是空」 「只是」は元もとは「ひたすら」の意で、ここでは「全く」の意。

(15) 「兩摺」「摺」は「折りたたむ」、「折」に通じ、ここでは一層、二層という際の量詞。『語類』卷一三八、二四條、黃義剛録(Ⅷ 3279)「周貴卿問折衷之義。曰。衷、只是中。左傳說始、中、終、亦用此衷字。衷是三摺而處其中者。」

(16) 「如中庸所求乎子：」『中庸章句』十三章「君子之道四、丘未能一焉。所求乎子、以事父未能也。所求乎臣、以事君未能也。所求乎弟、以事兄未能也。所求乎朋友、先施之未能也。」

(17) 「晁錯言人情莫不欲壽：」晁錯は前漢景帝の時の内史、潁川郡の人。『漢書』卷十九「爰盎龜錯傳」「詔策曰。通於人事終始。愚臣竊以古之三王明之。臣聞三王臣主俱賢、故合謀相輔、計安天下、莫不本於人情。人情莫不欲壽、三王生而不傷也。：其為法令也、合於人情而後行之、其動衆使民也、本於人事然後為之。取人以己、內恕及人。情之所惡、不以彊人。情之所欲、不以禁民。是以天下樂其政、歸其德、望之若父母、從之若流水。百姓和親、國家安寧、名位不失、施及後世。」

(18) 「漢詔云、孝心闕焉」『漢書』卷六、武帝本紀「建元元年：夏四月己巳、詔曰。古之立教、鄉里以齒、朝廷以爵、扶世導民、莫善於德。然則於鄉里先耆艾、奉高年、古之道也。今天下孝子順孫願自竭盡以承其親、外迫公事、內乏資財、是以孝心闕焉。朕甚哀之。」

219 条

問。絜矩一條、此是上下四方度量、而知民之好惡否。曰。知在前面、

這處は推老老而民興孝、長長而民興弟、恤孤而民不倍。這處便已知民之好惡與己之好惡相似、是以君子有絜矩之道、便推將去、緊要在母以字上。

又曰。興、謂興起其善心。遂、謂成遂其事。

又曰。為國、絜矩之大者又在於財用、所以後面只管說財。如今茶鹽之禁、乃是人生日用之常、却反禁之、這箇都是不能絜矩。 賀孫

〔校勘〕

○「如今茶鹽之禁」萬曆本、和刻本は「鹽」を「塩」に作る。

○「這箇都是不能絜矩」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

〔訳〕

質問。「絜矩の一條は、上下や四方に推量することで、民の好惡を知る、ということでしょうか。」先生「知るのはここより前の箇所でのことであつて、ここ（上下四方を説く部分）は「老を老として民孝に興り、長を長として民弟に興り、孤を恤みて民倍かず。」（によつて知つたこと）を（具体的に他者に）推し及ぼしていくのだ。ここでは、民の好惡と自分の好惡とはよく似ているということは既にわかつており、つまり「是を以て君子に絜矩の道有り」ということなのであり、そこで推し及ぼすことであつて、重点は「母以」の字のところにあるのだ。」

また、おっしゃつた。「興」とはその善なる心を興起させることを

言い、「遂」とはその事を完遂することを言う。」

また、おっしゃった。「国を治めることについてはというと、黎矩の重要なものは財用にあるのであり、だから『大学』伝十章の)後の方はひたすら財のことを言うのだ。今の茶や塩の(民間での販売の)禁止などは、なんと日常生活で当たり前に用いるものをかえって統制するものであって、これらはみな黎矩することができていないものなのだ。」葉賀孫録

〔注〕

(1)「知民之好惡否」質問と朱子と返答との内容を整理すれば以下のようになる。まず、『大学』伝十章には以下のように言う。「①

所謂平天下在治其國者、上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍、是以君子有黎矩之道也。②所惡於上、母以使下。所

惡於下、母以事上。所惡於前、母以先後。所惡於後、母以従前。所惡於右、母以交於左。所惡於左、母以交於右、此之謂黎矩之道。」

質問者は②を踏まえて「黎矩」とは上下四方に推量して「民の好惡」を知ることなのか、と朱子に質問する。これに対して朱子は、民の好惡を知るといふのは、①の部分において既に済んでいるのであって、「黎矩」とはそれを知った上で具体的に他者に推し及ぼしていく実践の場なのであり、そうであるからこそ「母以」が肝要なのだ、と答えるのである。①の部分に対する朱注には「可以見人心之所同」とあり、これは①の部分において「民の好惡」を知るといふ、本条の朱子の主張と対応するものと考えられる。

(2)「緊要在母以字上」「緊要」は重点。『語類』卷一四、一六〇条、

鍾震録(I 270)などで散見。「母以…」は禁止の辞。『大学』伝十章の「母以使下」「母以事上」などに「母以」とあるのを指す。

(3)「遂、謂成遂其事」『大學』の本文や現行本の章句には「遂」の字は見えない。『大学或問』には『大学』伝十章における「興」と「黎矩」との関係を「遂」の字を用いて説明している。「幸其有以倡焉而興起矣、然上之人乃或不能察彼之心、而失其所以處之之道、則彼其所興起者或不得遂、而反有不均之歎。是以君子察其心之所同而得其黎矩之道、然後有以處此而遂其興起之善端也。」また、本卷二一八条や二二一条なども同様に「遂」の字を用いて説明する。

(4)「如今茶鹽之禁」茶や塩の専売制のことを指す。宋朝では開國以來茶と塩の専売制が行われ、いずれも両宋を通じて重要な財源だった。塩の専売については『宋史』食貨志下三 鹽上に「宋自削平諸國、天下鹽利皆歸縣官。」とある。また、特に塩の専売制は『宋會要輯稿』「鹽法十」に記される乾道六年(一一七〇年)の戸部侍郎葉衡の上奏に「今日財賦之源、煮海之利、實居其半。」とあり、朱子の当時において国家の税収の凡そ半分を占めるほど重要なものであったことがわかる。茶塩の専売制度の概要については『中国社会經濟史用語解』(東洋文庫、二〇一二年)の「茶法」(八四頁)、「鹽法」(九八頁)の項目を参照。なお、『大学』伝十章の財用を説く箇所の朱子の注に「蓋財者人之所同欲、不能黎矩而欲專之、則民亦起而爭奪矣。」また、章末の注に「此章之義、務在與民同好

悪而不專其利、皆推廣絜矩之意也。」とあり、朱子の解釈では、「絜矩」とは万人が必要とするものを占有しようとしないうことを含むものとされ、「欲專之」「專其利」の表現は専売制のイメージに連なるものと考えられる。また、朱子は単に倫理的観点からのみで専売制に反対したのではないことについては以下を参照。『文集』卷九三「運判宋公墓誌銘」「先時茶禁甚急、而私販益多。商算甚重、而歲額反耗。公至、弛禁薄征而舊弊頓革、課入大增。」これによれば、当時の専売制は税率が高すぎる為に私売が横行して、税収は落ち込んでいたが、墓誌銘の主である宋若水は専売制を緩和することがかえって税収を増大させたとされている。このように、朱子は専売制の緩和は財政的にも有益なものと考えていた。

220条

上老老而民興孝、是化。絜矩處、是處置功用處。 振

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六は本条を収録しない。その他の諸本異同無し。

〔訳〕

「上老を老として民孝に興る」とは感化の及ぶことを述べたものだ。「絜矩」のところは効果が上がるように按排するところだ。 呉振録。

〔注〕

(1) 「是處置功用處」「處置功用」の意はわかりづらいが、本条と同様の大意を説くものと考えられるものとして以下を参照。『語類』卷一六、二二四條、記録者名欠(II 88)「老老興孝、長長興弟、恤孤不倍、這三句是說上行下效底道理。是以君子有絜矩之道、這却是說到政事上。是以二字、是結上文、猶言君子為是之故、所以有絜矩之道。既恁地了、却須處置教他得所、使之各有以遂其興起之心始得。」この条では「絜矩」は「政事」と「處置教他得所」(ふさわしい場所を得られるよう対処すること)ということ結びつけて説かれている。

221条

問絜矩之道。曰。能使人興起者、聖人之心也。能遂其人之興起者、聖人之政事也。 廣

〔校勘〕

○諸本異同なし。

〔訳〕

絜矩の道について質問した。先生「人を興起させることができるものは、聖人の心である。その人の興起を完遂させることができるものは、聖人の政治である。」 輔廣録。

平天下、謂均平也。所惡於上、毋以使下。所惡於下、毋以事上。此與中庸所謂所求乎臣、以事君未能者同意。但中庸是言其所好者、此言其所惡者也。

問。前後左右何指。曰。譬如交代官相似。前官之待我者既不善、吾毋以前官所以待我者待後官也。左右、如東鄰西鄰。以鄰國為壑、是所惡於左而以交於右也。俗語所謂將心比心、如此、則各得其平矣。

問。章句中所謂絜矩之道、是使之各得盡其心而無不平也、如何。曰。此是推本。上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍、須是留他地位、使人各得自盡其孝弟不倍之心。如八十者其家不從政、廢疾非人不養者、一子不從政、是使其各得自盡也。又如生聚蕃息、無令父子兄弟離散之類。 德明

〔校勘〕

- 「以前官所以待我者」朝鮮古写本は「以前官」の後に「之」字がある。
- 「所以待我者待後官也」成化本、朝鮮古写本は「官」を「政」に作る。
- 「以交於右也」朝鮮古写本は「於」を「于」に作る。
- 「上恤孤而民不倍」朝鮮古写本は「恤」を「邨」に作る。
- 「須是留他地位」成化本、朝鮮整版、朝鮮古写本は「他」を「那」に作る。

〔訳〕

「天下を平らかにす」とは、均平にすることを言う。「大學」に「上に惡む所、以て下に使うこと母かれ。下に惡む所、以て上に事うること母れ。」という。これと、『中庸』に言う「臣に求むる所、以て君に事ふること、未だ能はず。」とは同じ意味である。ただ、『中庸』は好ましく思うことについて言い、『大學』のここは嫌に思うことについて言っている。」

質問「『大學』の伝十章の「前後左右」とは何を指しているのでしょうか。」先生「例えば交代する官吏と似ている。前任者が自分に対処して善くなければ、自分は前官が自分に対処したように後任者に対処してはならない。左右とはお隣さんのようなものだ。『孟子』『告子』下に言うところの「隣國を以て壑と為す（自國で洪水が起こらないように隣國に水を流す）」とは、『大學』で言うところの「左に惡む所、以て右に交わる」ということだ。俗語で言うところの「心を將て心に比す」のようで、このようであれば、それぞれ均平にすることができるのである。」

質問「章句で言うところの、「絜矩の道とは、人々に各々自分の心を盡くさせ、平らかでないことが無くなるようにさせることを言うのである。」とはどういうことでしょうか。」先生「これは根本を推し測ったのだ。「上老を老として民孝に興り、上長を長として民弟に興り、上孤を恤みて民倍かず。」とは、必ず民の立場に立ち返って、民に各々自ら「孝弟」や「倍かざる」の心を尽くすようにさせるということなのである。『礼記』「王制」篇の「八十の者は其の家は政に従はず、廢

疾非人の養はざる者、一子政に従はず」（八十歳の者がいれば一家全体が徴用を免除され、病気の者や障害で養えないものがいれば一人の子は徴用を免除される）というのは、それぞれの者に自分で心を尽くさせることができるものだ。また、「人口を増やすには、父子兄弟を離散させることがないようにする」というのも同類だ。」 廖徳明録

〔注〕

(1) 「平天下、謂均平也」「平天下」の語が「均平」のイメージを伴って理解されていることについては以下を参照。『大学』伝十章「所謂平天下在治其國者。上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍、是以君子有絜矩之道也。」章句「言此三者、上行下效、捷於影響、所謂家齊而國治也。亦可以見人心之所同、而不可使有一夫之不獲矣。是以君子必當因其所同、推以度物、使彼我之間各得分願、則上下四旁均齊方正、而天下平矣。」

(2) 「問。前後左右何指」「前後左右」は『大学』伝十章の以下を踏まえる。「所惡於上、母以使下。所惡於下、母以事上。所惡於前、母以先後。所惡於後、母以従前。所惡於右、母以交於左。所惡於左、母以交於右、此之謂絜矩之道。」

(3) 「東鄰西鄰」隣同士のことを指す。『周易』既濟「九五。東鄰殺牛、不如西鄰之禴祭。實受其福。象曰。東鄰殺牛、不如西鄰之時也。」

(4) 「以鄰國為壑」『孟子』「告子」下「孟子曰。子過矣。禹之治水、水之道也。是故禹以四海為壑、今吾子以鄰國為壑。水逆行、謂之洚水。洚水者、洪水也、仁人之所惡也。吾子過矣。」朱注「水逆行者、

下流壅塞、故水逆流、今乃壅水以害人、則與洪水之災無異矣。」

(5) 「章句中所謂、絜矩之道、是使之各得盡其心而無不平也」『大學章句』の旧稿の内容を指すか。現行の『大學章句』には「是以君子必當因其所同、推以度物、使彼我之間各得分願、則上下四旁均齊方正、而天下平矣。」と見える。

(6) 「須是留他地位」「地位」はここでは「立場」の意。『語類』卷一〇一「程子門人楊中立」、七五條、楊道夫録（VII 2573）「問。

或者疑龜山此出為無補於事、徒爾紛紛。或以為大賢出處不可以此議、如何。曰。龜山此行固是有病、但只後人又何曾夢到他地位在。」

(7) 「八十者其家不從政、廢疾非人不養者、一子不從政」「礼記」「王制」「凡三王養老、皆引年。八十者、一子不從政。九十者、其家不從政。廢疾非人不養者、一人不從政。」

(8) 「又如生聚蕃息、無令父子兄弟離散之類」表現の近いものとして以下の例がある。包拯『包孝肅奏議』卷七「民事 論歷代并本朝戸口」「臣聞、蚩蚩生聚蕃息衰耗、一出於時政之所陶冶、是故明主知其然也、則必薄賦歛寬力役救荒饑。三者不失、然後幼有所養、老有所終、無天闕之傷、無庸調之苦。」また「父子兄弟離散言葉」は言葉としては以下に基づくか。『孟子』「梁惠王」下「今王鼓樂於此、百姓聞王鐘鼓之聲、管籥之音、舉疾首蹙頰而相告曰。吾王之好鼓樂、夫何使我至於此極也。父子不相見、兄弟妻子離散。今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、舉疾首蹙頰而相告曰。吾王之好田獵、夫何使我至於此極也。父子不相見、兄弟妻子離散。此無他、不與民同樂也。」

所惡於上、所惡於下、所惡於前、所惡於後、所惡於右、所惡於左、此數句、皆是就人身切近處說、(原注「如上文老老、長長、恤孤之意」)。至於母以使下、母以事上、母以先後、母以從前、母以交於左、母以交於右、方是推以及物之事。 儻。

〔校勘〕

○「此數句皆是」 成化本「數」を「是」に作る。

○「母以交於右」 成化本「母」を「右」に作る。

〔訳〕

「上に惡む所」、「下に惡む所」、「前に惡む所」、「後に惡む所」、「右に惡む所」、「左に惡む所」というこれら數句は、どれも本人に身近で切實なところについて説いている(原注「上文の「老を老とし」「長を長とし」「孤を恤れむ」と同様である。」「以て下を使う母かれ」、「以て上に事ふる母かれ」、「以て後に先んずる母かれ」、「以て前に從ふ母かれ」、「以て左に交はる母かれ」、「以て右に交はる母かれ」の部分に「至つてや」と物に推し及ぼす事なのだ。」 沈儻録

〔注〕

(1) 「切近」 身近な、切實な。本卷、一九二条、曾祖道録(II 356)に既出。

(2) 「至於方是……」 「」に至つてやと……だ」

224 条

問絜矩。曰。只把上下、前後、左右等句看、便見。絜、度也。不是真把那矩去量度、只是自家心裏暗度那箇長那箇短。所謂度長絜大、上下前後左右、都只一樣。心無彼己之異、只是將那頭折轉來比這頭。在我之上者使我如此、而我惡之、則知在我下者心亦似我如此、故更不將所責上底人之心來待下人。如此、則自家在中央、上面也占許多地步、下面也占許多地步、便均平正方。若將所責上底人之心來待下、便上面長、下面短、不方了。下之事我如此、而我惡之、則知在我之上者心亦似我如此。若將所責下底人之心更去事上、便又下面長、上面短了。左右前後皆然。待前底心、便折轉來待後、待左底心、便折轉來待右、如此便方。每事皆如此、則無所不平矣。 寓

〔校勘〕

○「絜度也」 朝鮮古写本は「絜矩度也」に作る。

○「真把那矩去量度」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「真」を「眞」に作る。朝鮮古写本は「矩」の後に「子」字有り。

○「那箇長那箇短」 萬曆、朝鮮古写本、和刻は「箇」を「个」に作る。

○「只是將那頭折轉」成化本「頭」を「面」に作る。

○「心亦似我如此」成化本は「似」を「既」に作る。

○「上底人之心來待下、便上面長、下面短」朝鮮古写本は「上底人之心、便來待下面、上面長、下面短」に作る。

○「寓」朝鮮古写本は小字双行で「淳○寓同」とする。和刻本は「寓」を「寓」に誤る。

〔訳〕

「契矩」について質問した。先生「上下」「前後」「左右」などの句を読むだけですぐわかる。『契』とは、度ることだ。実際にあの矩（さがね）で測量するというのではなく、自分の心の中で密かにどれが長く、どれが短いということ量を量ることなのだ。いわゆる「長を度りて大を契す」の「契」で、上下、前後、左右についてすべて一様にするというだけだ。心は他者も自分も違いはなく、ただあつちを持ってきてこつちになぞらえるということに他ならない。自分の上位にあるものが自分に対してこのようにさせて、自分はこれを快く思わないというのである（あることをさせられれば快く思わないのと）同様であろうということがわかるのであり、それ故に自分が責めているところの上の人と同じ心によって、下の者に対処しないようにするのである。このようであれば、自分は中央にあって、上方に若干の領分があり、下方にも若干の領分があり、均平で正方形ということになるのだ。もし、自分が責めているところの上の者と同じ心によって下の者に対処すれば、

ば、すぐに上方が長く、下方が短くなり、正方形でなくなってしまう（上の者の立場が大きくなり、下の者の立場が小さくなる）。下の者が自分に仕えてこのようであり、自分はそれを快く思わないのであれば、自分の上にいる者の心もまた自分と同じくこのようであろうとわかるのである。もし、自分が責めているところの下の者の心によって上に仕えれば、すぐに下方が長く、上方が短くなってしまふ（下の者の立場が強くなり、上の者の立場が弱くなる）。左右前後についてもすべて同様である。前任者に対処する心で、そのまま持ってきて後任者に対処し、左の人に対処する心でそのまま持ってきて右の人に対処し、このようであつてはじめて正方形なのだ。どんな事においてもこのようであれば、平らかでないものはなくなるのだ。」徐禹録

〔注〕

(1)「契、度也」「契」を「度」、計ることと解釈することについては以下を参照。『大学或問』「曰。何以言契之爲度也。曰。此莊子所謂契之百圍、賈子所謂度長契大者也。前此諸儒蓋莫之省、而強訓以契。殊無意謂。先友太史范公乃獨推此以言之、而後其理可得而通也。蓋契、度也。矩、所以爲方也。以己之心度人之心、知人之所惡者不異乎己、則不敢以己之所惡者施之於人、使吾之身一處乎此、則上下四方、物我之際、各得其分、不相侵越而各就其中。校其所占之地、則其廣狹長短、又皆平均如一、截然方正、而無有餘不足之處。是則所謂契矩者也。」ここに引かれる「莊子所謂契之百圍」とは、『莊子』人間世篇「其大蔽數千牛、契之百圍、其

高臨山十仞而後有枝、其可以為舟者旁十數。「賈子所謂度長絜大者」は次の注を参照。

(2) 「度長絜大」 長さや大きさを測ること。『史記』秦始皇本紀、太史公引賈誼過秦論「然而成敗異變、功業相反、何也。試使山東之國與陳涉度長絜大、比權量力、不可同年而語矣。」

(3) 「心無彼己之異」 『中庸章句』三章「詩云伐柯伐柯、其則不遠。」(朱注)「執柯以伐柯、睨而視之、猶以為遠。故君子以人治人。改而止。○詩幽風伐柯之篇。柯、斧柄。則、法也。睨、邪視也。言人執柯伐木以為柯者、彼柯長短之法、在此柯耳。然猶有彼此之別、故伐者視之猶以為遠也。若以人治人、則所以為人之道、各在當人之身、初無彼此之別。故君子之治人也、即以其人之道、還治其人之身。其人能改、即止不治。蓋責之以其所能知行、非欲其遠人為道也。」

(4) 「故更不將所責上底人之心來待下人」 『大学』伝十章章句「此覆解上文絜矩二字之義。如不欲上之無禮於我、則必以此度下之心、而亦不敢以此無禮使之。不欲下之不忠於我、則必以此度上之心、而亦不敢以此不忠事之。」

(5) 「地步」「領分、範圍、余地」の意。この条における「地步」の語と同様の意味で「地界」の語が用いられることもあることは以下を参照。『語類』卷一六、二二六条、魏椿録(Ⅱ 363)「或問絜矩。曰。譬之、如左邊有一人侵我地界、是他不是了。我又不可去學他、侵了右邊人底界。」

(6) 「便上面長、下面短、不方了」「絜矩」できていないと他者との

關係が「正方」でなくなるとする議論については以下を参照。『語類』卷一六、二二四条、甘節録(Ⅱ 363)「所謂絜矩者、如以諸侯言之、上有天子、下有大夫。天子擾我、使我不得行其孝弟、我亦當察此、不可有以擾其大夫、使大夫不得行其孝弟。且如自家有一丈地、左家有一丈地、右家有一丈地。左家侵著我五尺地、是不矩、我必去訟他取我五尺。我若侵著右家五尺地、亦是不矩、合當還右家。只是我也方、上也方、下也方、左也方、右也方、前也方、後也方、不相侵越。如伐冰之家、不畜牛羊。亞夫云、務使上下四方一齊方、不侵過他人地步。曰。然。」このように「絜矩」できていないことは、他者の領分を侵犯するイメージで捉えられている。

225条

所謂絜矩者、如以諸侯言之、上有天子、下有大夫。天子擾我、使我不得行其孝弟、我亦當察此、不可有以擾其大夫、使大夫不得行其孝弟。且如自家有一丈地、左家有一丈地、右家有一丈地。左家侵著我五尺地、是不矩、我必去訟他取我五尺。我若侵著右家五尺地、亦是不矩、合當還右家。只是我也方、上也方、下也方、左也方、右也方、前也方、後也方、不相侵越。如伐冰之家、不畜牛羊。

亞夫云、務使上下四方一齊方、不侵過他人地步。曰。然。 節

〔校勘〕

○「使我不得行其孝弟」朝鮮整版本は「弟」を「悌」に作る。

○「左家侵著我五尺地」成化本、朝鮮古写本、和刻本は「着」を「著」に作る。

○「我必去訟他取我五尺」朝鮮古写本は「訟」を「説」に作る。

○「伐冰之家」呂留良本、朝鮮古写本、和刻本は「冰」を「氷」に作る。

〔訳〕

いわゆる契矩というものは、諸侯を例として言うのと、私の上には天子、下には大夫がいる。天子が私をわずらわせ、孝や弟をおこなえないようにしても、私はこのことから察するべきであり、自分の下にいる大夫をわずらわせ、大夫が孝や弟をおこなえないようにしてはならない。

例えば土地を一丈四方保有して、左隣も一丈四方、右隣もそれぞれ一丈四方の土地をもっているとする。左隣が土地を五尺分侵犯してきたら、これは矩ではないのだから、奪われた五尺分の土地についてきつと訟争するだろう。自分が右隣の五尺の土地を侵犯するのも、これも矩ではないのであり、右隣に返還しなければならない。ただ私も正方形であり、上下前後左右もそれぞれが正方形であって、互いに侵略してはならない。「伐冰の家は牛羊を畜わず」とあるようにするのだ。

亞夫は申し上げた。「上下四方がみな正方形であるように、人の領分を侵さないように務めるのですね。」先生。「そうだ。」甘節録

〔注〕

(1) 「自家」一人称を表す。卷一五、六六条、注(6)参照。

(2) 「一丈」一丈は十尺。

(3) 「是不矩」『大学』伝十章、集注「矩、所以爲方也。」

(4) 「亞夫」曇淵、字は亞夫、蓮蕩と號す。涪陵人。『朱門弟子師事

年攷』二二三〜三三四頁。『朱子門人』二六六〜二六七頁。

(5) 「地步」範圍、余地、スペース。卷十五、八六条、注(4)、卷

一六、二二四条の注を参照。

(6) 「伐冰之家、不畜牛羊」『大学章句』伝十章「孟獻子曰、畜馬乘不察於雞豚。伐冰之家不畜牛羊。百乘之家不畜聚斂之臣。與其有

聚斂之臣、寧有盜臣。此謂國不以利爲利、以義爲利也。」集注「伐冰之家、卿大夫以上、喪祭用冰者也。百乘之家、有采地者也。君

子寧亡私之財、而不忍傷民之力。故寧有盜臣、而不畜聚斂之臣。」

『大学或問』「雞豚牛羊、民之所畜養以爲利者也。既已食君之祿而

享民之奉矣、則不當復與之爭。」

226条

或問契矩。曰。譬之、如左邊有一人侵我地界、是他不是了。我又不可去學他、侵了右邊人底界。前人行擁住我、我行不得、我又不可學他擁了後人。後人趕逐我不了、又不可學他去趕前人。上下亦然。椿云、此一人却是中立也。曰。是。椿

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷十六には収録なし。

〔訳〕

ある人が黎矩について質問した。先生「喩えると、左の人が私の境界を侵したならば、これは彼が正しくないのだから、彼を真似て、私の右の人の境界を侵してはならない。前の人が私の進路を塞いで、進むことができなかつたとしても、私は彼を真似て、後ろの人の進路を塞いでではない。後ろの人が私を押しやろうとしてそれが出来なくても、やはり彼を真似して前の人を押しやろうとしてはならない。上下の人についても同様である。」わたくし椿は申し上げた。「この一人（私）が中間にいるのですね。」先生「そうだ。」魏椿録

〔注〕

- (1) 「擁」 手でふさぐこと。
(2) 「趕逐」 押しやること。
(3) 「此一人却是中立也」 本卷二二九条「黎矩六節、如所惡於上、無以使下、及左右 前後、常指三處、上是一人、下是一人、我居其中。」

227条

黎矩、如自家好安樂、便思他人亦欲安樂、當使無老稚轉乎溝壑、壯者散而之四方之患。制其田里、教之樹畜、皆自此以推之。 閔祖

〔校勘〕

○「皆自此以推之」 朝鮮整版本は「自」を「白」に作る。

〔訳〕

黎矩とは、私のがんびり暮らすことを望むなら、他者も同様にのんびり暮らすことを望むのだということを考え、「老稚は溝壑に轉び、壯者は散じて四方に之く。」という心配のないようにさせるべきだ。「其の田里を制し、之に樹畜を教ふ。」とあるが、すべて私の心を基準として他者の心を推し量っていくのだ。 李閔祖録

〔注〕

- (1) 「自家」 一人称を表す。卷一五、六六条、注(6) 参照。
(2) 「安樂」 『孟子』「告子章句」下「入則無法家拂士。出則無敵國外患者。國恆亡。然後知生於憂患。而死亡於安樂也。」
(3) 「老稚轉乎溝壑、壯者散而之四方」 『孟子』「梁惠王章句」下「凶年饑歲、君之民老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣。而君之倉廩實、府庫充、有司莫以告、是上慢而殘下也。」 『孟子』「滕文公章句」上「為民父母。使民盼盼然。將終歲勤動。不得以養其父母。又稱貸而益之。使老稚轉乎溝壑。惡在其為民父母也。」 『孟子』「公孫丑章句」下「凶年饑歲。子之民。老羸轉於溝壑。壯者散而之四方者。幾千人矣。」
(4) 「制其田里、教之樹畜」 『孟子』「盡心章句」上「所謂西伯善養老者、制其田里、教之樹畜、導其妻子使養其老。」

228条

問、論上下四旁、長短廣狹、彼此如一、而無不方。在矩、則可以如此。在人則有天子諸侯大夫士庶人之分、何以使之均平。

曰。非是言上下之分欲使之均平。蓋事親事長、當使之均平、上下皆得行。上之人得事其親、下之人也得以事其親。上之人得長其長、下之人也得以事其長。 節

〔校勘〕

○朝鮮古写本は、冒頭に「問論平天下、而言財利者何也。曰天下之所以不平者、皆因此也。」の一文があり、末尾には「如慈福皇后每至生日、上壽非常。天下之人豈能此。但各隨其分、得盡其事親、事長之意。」の一文がある。

〔訳〕

質問。「上下四旁、長短廣狹、彼此一の如くにして、方ならざることを無し。」と論じているところについてですが、定規の上では、そのように全て正方形にすることができのでしょうか、人の場合は天子、諸侯、大夫、士、庶人、という身分の相違があり、いったいどのようにして均一にさせるのでしょうか。」

先生。「これは上下の身分の相違を均一にさせようというのではなく、思うに親や年長者に事えること、これを均一にさせ、上の者も下

の者も行えるようにしなければならないと言っているのだ。上の者がその親に事えることができ、下の者もその親に事えることができ、上の者が年長者を敬うことができ、下の者も年長者を敬うことが出来るということなのだ。」 甘節録

〔注〕

(1) 「上下四旁、長短廣狹、彼此如一、而無不方」『大学章句』伝十章、朱注「如不欲上之無禮於我、則必以此度下之心、而亦不敢以此無禮使之、不欲下之不忠於我、則必以此度上之心、而亦不敢以此不忠事之、至於前後左右、無不皆然。則身之所處、上下四旁、長短廣狹、彼此如一、而無不方矣。」

(2) 「非是言上下之分欲使之均平」 身分の相違を均一にするのではなく、親や年長者に仕えることを上下の身分なく行えるようにするということについて、朝鮮古写本は、孝宗が母である慈福皇后（憲聖慈烈吳皇后）の生誕を祝った例を挙げ、皆がこのように出来るわけではないのであり、年長者に仕えるとは、各自が分相應な範囲で親につくすことだとする。『宋史』孝宗本紀、卷三十四「淳熙二年十二月甲午）朝德壽宮、行慶壽禮、大赦、文武官封父母、賞諸軍。議放天下苗稅三之一、大臣言國用不足、迺止。」卷三十五「淳熙十年十二月丙子）朝德壽宮、行太上皇后慶壽禮、推恩如太上皇故事。」

(3) 「長其長」『孟子』「離婁章句」上「孟子曰、道在爾、而求諸遠。事在易、而求諸難。人人親其親、長其長、而天下平。」集注「親

長在人爲甚邇。親之長之、在人爲甚易。而道初不外是也。舍此而
他求、則遠且難、而反失之。但人人各親其親、各長其長、則天下
自平矣。」

229条

問。絜矩六節、如所惡於上、無以使下、及左右前後、常指三處、上
是一人、下是一人、我居其中。故解云、如不欲上之無禮於我、則我亦
不以無禮使其下。其下五節意皆類此。
先生曰。見曾子之傳發明恕字、上下四旁、無不該也。過

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷十六は、本条を収録しない。

○「無以使下」 伝経堂本、朝鮮整版本は「無」を「毋」に作る。

〔訳〕

質問。「絜矩の六節は、例えば「上に惡む所、以て下に使うこと毋
かれ」、そして前後左右ですが、必ず指すところは三つあり、上に一人、
下に一人、そして私はその間に位置します。だからこそ「上の我に無
禮なるを欲せざれば、則ち我も亦た無禮を以て其の下を使わず」と解
釈するのであり、前後左右についていう続きの五節も同じ類いの意味
です。」

先生。「曾子は伝十章で絜矩をあげて恕の文字を明らかにしており、

上下四旁に、あてはまらないものはないのだ。」 王過録

〔注〕

(1)「絜矩六節、如所惡於上、無以使下、及左右前後」『大学章句』
伝十章「所惡於上、毋以使下、所惡於下、毋以事上、所惡於前、
毋以先後、所惡於後、毋以從前、所惡於右、毋以交於左、所惡於
左、毋以交於右。此之謂絜矩之道。」

(2)「如不欲上之無禮於我、則我亦不以無禮使其下」『大学章句』伝
十章、朱注「如不欲上之無禮於我、則必以此度下之心、而亦不敢
以此無禮使之。」

(3)「見曾子之傳發明恕字、上下四旁、無不該也。」 卷十六、二〇四
条「有諸己而後求諸人、無諸己而後非諸人、是責人之恕。絜矩
與己所不欲、勿施於人、是愛人之恕。又曰。推己及物之謂恕。聖
人則不待推、而發用於外者皆恕也。己所不欲、勿施於人、則就愛
人上說、聖人之恕、則不專在愛人上見、如絜矩之類是也。」及び同卷、
二〇六条「李徳之間、齊家、治國、平天下三章、看來似皆是恕之
功用。曰。如治國平天下兩章是此意。治國章乃責人之恕、平天下
章乃愛人之恕。齊家一章、但說人之偏處」「發明」明らかにする。
卷一四、八條、八三條、參照。

230条

恕、亦是絜矩之意。 振

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷十六は、本条を収録しない。

〔訳〕

恕も絜矩と同様の意味である。 呉振録

231条

陶安國問、絜矩之道、是廣其仁之用否。曰。此乃求仁工夫、此處正要著力。若仁者、則是舉而措之、不待絜矩、而自無不平者矣。銖曰。仁者、則己欲立而立人、己欲達而達人、不待推矣。若絜矩、正恕者之事也。先生領之。 銖

〔校勘〕

○「此處正要著力」 朝鮮古写本、成化本、和刻本は、「著」を「着」に作る。

○朝鮮古写本には、「銖曰、仁者、則己欲立而立人、己欲達而達人、不待推矣。若絜矩、正恕者之事也。先生領之。」の文なし。

〔訳〕

陶安國が質問した。「絜矩の道とは、仁の作用を廣げることではないか。」先生。「この絜矩こそが仁を求める工夫であり、こ

そが努力を要するところなのだ。しかし仁者は、全てを行う際に、絜矩するまでもなく、自ずと均平でないところはないのだ。」董銖は申し上げた。「仁とは、つまり「己立たんと欲して人を立て、己達せんと欲して人を達す」ということであり、外に推し及ぼす必要があるようなものではありません。絜矩とは、恕者の事なのです。」先生は領かれた。 董銖録

〔注〕

(1) 陶安國 不詳。『朱子語録姓氏』記載なし。『朱門弟子師事年攷』

三二六頁には、長沙期の師事が推定されたとあり、陳榮捷は、『語類』の體例から「安國」を字とする(『朱子門人』二二六頁)。

(2) 「著力」 力を入れる、力を込める、尽力する、努力する。卷一六、九一条、注(1)、一二七条、注(9) 参照。

(3) 「舉而措之」 ことごとく挙用し、実行する。『周易』「繫辭」上「形而上者謂之道、形而下者謂之器。化而裁之謂之變、推而行之謂之通、舉而錯之天下之民謂之事業。」「礼記」「祭義」「致禮樂之道、而天下塞焉。舉而錯之無難矣。」「大学或問」「物格者、事物之理各有以詣其極而無餘之謂也。理之在物者既詣其極而無餘、則知之在我者亦隨所詣而無不盡矣。知無不盡、則心之所發能一於理而無自欺矣。意不自欺、則心之本體、物不能動而無不正矣。心得其正、則身之所處不至陷於所偏而無不脩矣。身無不脩、則推之天下國家亦舉而措之耳。」

(4) 「不待推矣」 卷十六、二〇四条「有諸己而後求諸人、無諸己而

後非諸人、是責人之恕。絜矩與己所不欲、勿施於人、是愛人之恕。又曰。推己及物之謂恕。聖人則不待推、而發用於外者皆恕也。己所不欲、勿施於人、則就愛人上說。聖人之恕、則不專在愛人上見、如絜矩之類是也。」

(5) 「己欲立而立人、己欲達而達人」 『論語』 「雍也」 「夫仁者。己欲立而立人。己欲達而達人。能近取譬。可謂仁之方也已。」 集注「譬、喻也。方、術也。近取諸身、以己所欲、譬之他人、知其所欲亦猶是也、然後推其所欲、以及於人。則恕之事、而仁之術也。」

232条

徳元問、我不欲人加諸我、吾亦欲無加諸人、與絜矩同否。

曰、然。但子貢所問、是對彼我說、只是兩人、絜矩則是三人爾。後世不復知絜矩之義、惟務竭民財以自豐利、自一孔以上、官皆取之、故上愈富而下愈貧。夫以四海而奉一人、不為不厚矣。

使在上者常有厚民之心而推與共之、猶慮有不獲者、況皆不恤、而惟自豐殖、則民安得不困極乎。易損上益下曰益、損下益上曰損。所以然者、蓋邦本厚則邦寧而君安、乃所以益也。否則反是。 備

〔校勘〕

○「但子貢所問」 成化本は「問」を「問」に作る。

○「絜矩則是三人爾」 萬曆本、呂留良本、和刻本は「三」を「二」に作る。

○「惟務竭民財以自豐利」 成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「豊」を「封」に作る。

〔訳〕

徳元が質問した。「我人の諸を我に加うるを欲せざるや、吾も諸を人に加うることに無からんと欲す」とありますが、絜矩と同じでしょうか。」

先生。「そうだ。しかし子貢が質問したのは、相手と自分のことについての説明で、ただ二者についての話だが、絜矩とは三者についてのものである。後世になると絜矩の義が理解されず、ただ民の財を絞り取って自分の利益を豊かにすることに努め、ほんのわずかなお金でも、お上がすっかり搾取するので、上(官)はますます富み下(民)はますます貧しくなる。天下を君主一人に捧げ、その富は膨大だ。

たとえ上位の者が常に民に厚く恵む心を持ち、自分の好悪を押し広めて民の好悪と寄り添わせても、それでも恵みを受けていない民がいることを憂慮する。ましてや民を全く慈しむことなく、自分一人が豊かに栄えるようにするだけでは、民がどうして困窮せずいられるだろうか。

『周易』の「上を損して下を益す」を「益」と言い、「下を損して上を益す」を「損」と言う。どうしてそうなるかというところ、思うに邦の根本である民に厚く恵めば、邦は安寧で君は安泰となるからであり、これが「益」なのだ。そうしなければ逆になる。 沈憫録

〔注〕

(1) 「徳元」『朱子語録姓氏』郭友仁、字は徳元。山陽人、臨安に寓す。『朱門弟子師事年攷』二〇六―二〇七頁。『朱子門人』二〇三―二〇四頁。

(2) 「我不欲人加諸我、吾亦欲無加諸人」『論語』「公治長」「子貢曰。我不欲人之加諸我也。吾亦欲無加諸人。子曰。賜也非爾所及也。」

(3) 「後世不復知絜矩之義」『大学或問』「怨已結於民心、則非一朝一夕之可解矣。聖賢深探其實而極言之、欲人有以審於未然、而無為無及於事之悔也。以此為防、人猶有用桑羊・孔僅・宇文融・楊矜・陳京・裴延齡之徒以敗其國者。」

(4) 「一孔」孔は錢のこと。一孔は一錢。宋代の用例としては、崔敦禮『宮教集』「凡民間有一孔之利、其勢可得者、必籠而取之。」などがみられる。

(5) 「損上益下」「損下益上」『周易』益卦・彖傳「益、損上益下、民說無疆。」『周易』損卦・彖傳「損、損下益上、其道上行。」

(6) 「厚民之心而推與共之」『大学或問』「此為治其國者言之、則推吾所有與民共由、其條教法令之施、賞善罰惡之政、固有理所當然而不可已者。但以所令反其所好、則民不從、故又推本言之、欲其先成於己而有以責人。」

(7) 「邦本」『書經』「五子之歌」「皇祖有訓。民可近、不可下、民惟邦本。本固邦寧。予視天下。愚夫愚婦。一能勝予。」『大学或問』「陸宣公之言曰、民者、邦之本。財者、民之心。其心傷、則其本傷。其本傷、則枝幹凋瘵而根柢蹶拔矣。呂正獻公之言曰、小人聚斂以

佐人主之欲。人主不悟、以為有利於國、而不知其終為害也。賞其納忠、而不知其大不忠也。嘉其任怨、而不知其怨歸於上也。嗚呼、若二公之言、則可謂深得此章之指者矣。有國家者可不監哉。」

233 条

李文問、盡得絜矩、是仁之道、恕之道。曰。未可說到那裏。且理會絜矩是如何。問、此是我不欲人之加諸我、吾亦欲無加諸人意否。

曰。此是兩人、須把三人看、便見。人莫不有在我之上者、莫不有在我之下者。如親在我之上、子孫在我之下。我欲子孫孝於我、而我却不能孝於親。我欲親慈於我、而我却不能慈於子孫、便是一畔長、一畔短、不是絜矩。寓

〔校勘〕

○「李文」萬曆本、呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本、和刻本は、「文」を「文」に作る。中華書局本には、「據陳本改」とある。陳本は、成化本。

○「未可說到那裏」萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。

○「莫不有在我之下者」朝鮮古写本は「不有」の下に、「徐無此二字」の割注あり。

○朝鮮古写本は、記録者は「淳。寓録同」とある。

〔訳〕

李さんが質問した。「黎矩ができたなら、仁の道、恕の道というのでしようか。」先生。「そんなことを言っている場合ではない。黎矩の実践はどうなっているのか。」質問。「黎矩とは、「我人の諸を我に加うるを欲せざるや、吾も諸を人に加うるに無からんと欲す」の意味でしょうか。」

先生。「これは二者についてのものであり、黎矩は三者について説いたものだと把握してみなさい。そうすればよくわかる。人には私の上の立場の者が存在しないということはないし、私の下の立場の者が存在しないということはない。例えば親は私の上において、子や孫は私の下にいる。私は子や孫に孝をつくされたいと望みながら、私の方は親に孝をつくすことができず、私は親に慈しまれたいと望みながら、私の方は子や孫を慈しむことができないようでは、一辺は長く、一辺は短いということになり、黎矩ではない。」徐寓録

〔注〕

- (1) 「李文」 李唐咨、字は堯卿か。『朱門弟子師事年攷』一五七頁。
- (2) 「却」「くの方は」「くはと言えは」。卷十四、三条、注(四)参照。
- (3) 「一畔」 一辺のこと。

234条

黎矩、非是外面别有箇道理、只是前面正心、修身、推而措之、又不
是他機巧、變詐、權謀之説。 賀孫

〔校勘〕

- 「非是外面别有箇道理」 成化本、朝鮮古写本は「面」を「面」に作る。成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。
- 「只是前面正心」 朝鮮古写本は「只」の下に、「便」の文字あり。
- 「又不是他」 朝鮮整版本、朝鮮古写本は、「是」の下に「其」の文字あり。

〔訳〕

黎矩は、ほかに別に何か道理があるというわけではなく、とにかく自分自身の直面している正心、修身を行い推し及ぼして実践することなのであり、ほかの機巧、變詐、權謀というようなものでもない。

葉賀孫録

〔注〕

- (1) 「機巧、變詐、權謀」『荀子』「議兵」孫卿子曰、不然。臣之所道、仁者之兵、王者之志也。君之所貴、權謀勢利也。所行、攻奪變詐也。諸侯之事也。『莊子』「外篇」「天地」「執道者德全、德全者形全、形全者神全。神全者、聖人之道也。託生與民並行而不
知其所之、汎乎淳備哉！功利機巧必忘夫人之心。」

235条

絜矩之説、不在前數章、却在治國平天下之後、到這裏、也是節次成了、方用得。 道夫

孫

〔校勘〕

○「到這裏」 萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。

〔校勘〕

○「君子先慎乎德」 呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は「慎」を「愼」に作る。 萬曆本、和刻本は「德」を「徳」に作る。(以下同じ)

○「便是」 朝鮮整版本は「便」を「便」に作る。(以下同じ)

○「若意誠」 萬曆本、和刻本は「若」を「若」に作る。(以下同じ)

○「身修」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「修」を「脩」に作る。

○「不歸於我」 朝鮮古写本は「歸」を「歸」に作り、「於」を「於」に作る。

〔訳〕

絜矩の説が、先立つ數章ではなく、治國平天下について説いた後にあるのは、ここに到って、順序通り到達したので、そこで実践することができからだ。 楊道夫録

〔注〕

(1)「到這裏、也是節次成了、方用得」「節次」順序次第。卷十四、十三條、注(2) 参照。また『大学』の段階的構造性については、卷十四、二十一條に「大抵大學一節一節恢廓展布將去、然必到於此而後進、既到而不進、固不可；未到而求進、亦不可。且如國既治、又却絜矩、則又欲其四方皆準之也。」とあるのと、同条、注(4)を参照。

〔訳〕

「君子は先づ徳を慎む」の一條の徳とはつまり「明德」の「徳」のことだ。自ら意が誠実で、心が正しく、身が修まり、家がきちんとすれば、天下の人はどうして自分に帰服しないだろう。湯・武が東方を討伐したところ、西方の人々が不満(の聲)を漏らしたように、自然に民心を得、国を保つことができるのだ。 葉賀孫録

〔注〕

(1)「君子先慎乎徳一條、徳便是明德之徳」 『大学章句』伝十章「是故君子先慎乎徳。有徳此有人；有財此有用。」朱注「徳、即所謂明德。」

236条

君子先慎乎徳一條、徳便是明德之徳。自家若意誠心正身修家齊了、則天下之人安得不歸於我。如湯武之東征西怨、則自然有人有土。 賀

(2)「自家若意誠心正身修家齊了」「了」は一句全体の狀況が実現す

ること、よとなる意。田中謙二『朱子語類外任篇訳注』七二頁参照。『大学或問』伝十章に「曰。所謂先慎乎徳、何也。曰。上言有國者不可不謹、此言其所謹而當先者、尤在於徳也。徳、即所謂明德。所以謹之、亦曰格物致知誠意正心以脩其身而已矣。」とある。

(3) 「如湯武之東征西怨」 湯・武とは殷の湯王と周の武王を指すが、「東征西怨」について、文献に記述があるのは湯王の事柄だけである。『尚書』「仲虺之誥」「乃葛伯仇餉、初征自葛、東征西夷怨、南征北狄怨。曰。奚獨後予。」また、朱子は本条以外では「東征西怨」の語を湯王に対してのみ述べている。『語類』卷五三、一条、黃卓録(IV 127)「又曰。成湯東征西怨、南征北怨、皆是拯民於水火之中。此是行仁也。』『語類』卷四七、十二条、沈憫録(IV 180)「問曰。王者雖曰不殺一不辜、行一不義、事勢到不得已處、也只得如此做。曰。然。湯東征西怨、南征北怨。武王滅國五十。便是如此。只是也不喚做殺不辜、行不義。我這裏方行仁義之師、救民於水火之中、你却抗拒不服、如何不伐得。」ここでは、武王の事跡も挙げられているが、「滅國五十」という表現が見える。なお、『公羊伝』僖公四年には「古者周公東征則西國怨、西征則東國怨。」とある。もっとも、孟子はしばしば湯王のこの事跡を挙げ、そのことは『孟子』「梁惠王下」「滕文公下」「盡心下」篇にも見える。例えば「梁惠王下」に「書曰。湯一征、自葛始。天下信之。東面而征西夷怨。南面而征北狄怨。曰。奚為後我。民望之、若大旱之望雲霓也。歸市者不止、耕者不變。誅其君而弔其民、若時雨降。民大悦。書曰。俟我后、后來其蘇。」朱注「奚為後我、言湯何為不先來征我之國也。」

(中略) 他國之民、皆以湯為我君而待其來、使已得蘇息也。此言湯之所以七十里而為政於天下也。」

(4) 「則自然有人有土」 『大学章句』伝十章「是故君子先慎乎徳」の直後に「有徳此有人、有人此有土、有土此有財、有財此有用。」とある。朱注「有人、謂得衆。有土、謂得國。」

237条

或問。爭鬪其民而施以劫奪之教。曰。民本不是要如此。惟上之人以徳為外、而急於貨財、暴征橫斂、民便效尤、相攘相奪、則是上教得他如此。 賀孫

〔校勘〕

- 「爭鬪其民」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本 は「鬪」を「鬪」に作り、呂留良本、伝経堂本は底本と同じ。
- 「劫奪之教」 萬曆本、和刻本は「劫」を「規」に作る。
- 「民本」 萬曆本、和刻本は「本」を「本」に作る。
- 「以徳為外」 萬曆本 は、和刻本は「徳」を「徳」に作り、「為」を「為」に作る。
- 「暴征橫斂」 成化本、朝鮮古写本は「暴」を「暴」に作り、朝鮮整版本は「暴」に作る。
- 「民便效尤」 朝鮮古写本は「效」を「効」に作る。萬曆本、和刻本は「尤」を「尤」に作る。朝鮮整版本は「便」を「便」に作り、「尤」

を「尤」に作る。

○「相攘相奪」 萬曆本、和刻本は「攘」を「斷」に作る。

〔訳〕

ある者が「其の民を争い闘わしめて施すに劫奪の教へを以てす」についてお尋ねした。先生「民衆はもともとそのようなことを望んでいゝるわけではない。ただ人君が(根本である)徳をないがしろにして、(末である)貨財のみに専念し、不当に民衆に対して苛斂誅求すれば、民衆もそれを真似て(財をめぐつて)互いに奪いあうのであって、これは人君が彼らをこのようにさせたのだ。」 葉賀孫録

〔注〕

(1) 「或問争鬪其民而施以劫奪之教」 『大学章句』伝十章「徳者本也、財者末也。外本内末、争民施奪。」朱注「人君以德爲外、以財爲内、則是争鬪其民、而施之以劫奪之教也。蓋財者人之所同欲、不能絜矩而欲専之、則民亦起而争奪矣。」

(2) 「惟上之人以德爲外」 前注参照。

(3) 「暴征横斂」「横」は「不当に」「無理に」の意。「急征横斂」「重賦横斂」「横賦暴斂」とも言う。『語類』卷一六、二二二条、葉賀孫録(Ⅱ 360)「如専利於上、急征横斂、民不得以自養、我這裏雖能興起其善心、濟甚事。若此類、皆是不能絜矩。」「語類」卷一六、二四九条、湯泳録(Ⅱ 365)「若拂其良心、重賦横斂以取之、使他不得自遂其心、便是不方。」「朱文公文集」卷一二「己酉擬上

封事」聞先聖之言治國、而有節用愛人之說。蓋國家財用、皆出於民、如有不節而用度有闕、則横賦暴斂、必將有及於民者。」

(4) 「效尤」 人のあやまちを手本とする。『左伝』莊公二十一年「原伯曰。鄭伯效尤、其亦將有咎。」

(5) 「相攘相奪」 互いに「攘奪」しあうこと。「攘奪」は「奪い取る」の意。『管子』「八觀」郭周外通、則姦遁踰越者作。里域横通、則攘奪竊盜者不止。『語類』卷二二、六六条、黄卓録(Ⅱ 520)「孟子云。未有仁而遺其親者也、未有義而後其君者也。即是這意思。只是箇依本分。若依得本分時、你得你底、我得我底、則自然和而有別。若上下交征利、則上下相攘相奪、便是不義不和、而切於求利矣。」

238条

或問。争民施奪。曰。是爭取於民、而施之以劫奪之教也。媚疾以惡之、是徇其好惡之私。 節

〔校勘〕

○「争民」「爭取」 萬曆本、和刻本は「争」を「争」に作る。

○「曰是爭取於民」 朝鮮古写本は「曰」を「先生云」に作る。

○「劫奪之教」 萬曆本、朝鮮整整版本、和刻本は「劫」を「規」に作る。

○「媚疾以惡之」 萬曆本、和刻本は「媚」を「媚」に作り、「惡」を「惡」に作る。(以下同じ)

○「是徇其好惡之私」 呂留良本、伝経堂本は「徇」を「狗」に作る。
○「節」 朝鮮整版本は「節」に作る。

〔訳〕

ある者が「民を争はしめて奪ふことを施す」についてお尋ねした。先生「これは民衆と争つてその財を奪い取り、強奪の教えを施すことだ。「媚疾して以て之を惡む」とは、(君主) 自分自身の好き嫌いの私情に囚われることだ。」 甘節録

〔注〕

(1) 「或問。争民施奪。曰。是爭取於民、而施之以劫奪之教也。」『大學章句』 伝十章 「德者本也、財者末也。外本内末、争民施奪。」 朱注 「人君以德爲外、以財爲内、則是争鬪其民、而施之以劫奪之教也。蓋財者人之所同欲、不能絜矩而欲專之、則民亦起而争奪矣。」 現行の朱注は「其の民を争ひ鬪わしむ」とし、民衆を争わせることと解しており、本条の「争ひて民に取る」とは解釋がやや異なるように思われる。

(2) 「媚疾以惡之」 『大學章句』 伝十章 「秦誓曰、(中略) 人之有技、媚疾以惡之。」 朱注 「媚、忌也。」

(3) 「徇其好惡之私」 『史記』 卷七 「項羽本紀」 「今不恤士卒而徇其私、非社稷之臣。」 司馬貞『索隱』 「私、謂使其子相齊、是徇其私情。崔浩云。徇、營也。」 『大學或問』 伝十章 「曰。此所引節南山之詩、何也。曰。言在尊位者、人所觀仰、不可不謹。若人君恣己

徇私、不與天下同其好惡、則為天下戮如桀紂幽厲也。」 「曰。忠信驕泰之所以為得失者、何也。曰。忠信者、盡己之心而不違於物、驕泰之本也。驕泰則恣己徇私、以人從欲、不得與人同好惡矣。」 『朱文公文集』 卷三二 「答敬夫孟子說疑義」 「常人於其好惡之私、常有所偏而失其正。故無以察乎好惡之公、而施於家者、又溺於情愛之間、亦所以多失其道理而不能整齊也。」

239 条

斷斷者是絜矩、媚疾者是不能。唯仁人放流之、是大能絜矩底人。見賢而不能舉、舉而不能先、是稍能絜矩。好人之所惡者、是大不能絜矩。

節

〔校勘〕

○ 「斷斷者是絜矩」 朝鮮古写本は「斷斷」を「断断」に作る。

○ 「是稍能絜矩」 李宜哲『朱子語類考文解義』 卷五(二五二頁) には「稍能。稍、一作不。○按作「不」非也。此文既曰不能、此又曰不能、則兩文相疊、作稍爲是。」と指摘している。

○ 「節」 萬曆本、和刻本は「節」に作り、朝鮮整版本は「節」に作る。

〔訳〕

断断なる者(誠実で専一な人)は絜矩することができるが、媚疾なる者(妬み深い人)は絜矩することができないのだ。「唯だ仁人のみ

之を放流す」の仁人とは、大いに絜矩できる人だ。「賢を見て擧ぐる
こと能はず、擧げて先にする能はざる」とは、やや絜矩できていると
いうことだ。「人の惡む所を好む」とは、まるで絜矩できていないこ
とが甚だしい人だ。 甘節録

〔注〕

(1) 「斷斷者是絜矩」『大学章句』伝十章「秦誓曰。若有一个臣、斷
斷兮無他技、其心休休焉、其如有容焉。人之有技、若己有之。人
之彥聖、其心好之、不啻若自其口出、寔能容之、以能保我子孫黎
民、尚亦有利哉。」朱注「斷斷、誠一之貌。」

(2) 「媚疾者是不能」『大学章句』伝十章「秦誓曰。(中略)人之有技、
媚疾以惡之。人之彥聖、而違之傳不通、寔不能容、以不能保我子
孫黎民、亦曰殆哉。」

(3) 「唯仁人放流之」『大学章句』伝十章「唯仁人放流之、迸諸四夷、
不與同中國。此謂唯仁人爲能愛人、能惡人。」朱注「以其至公無私、
故能得好惡之正如此也。」

(4) 「見賢而不能舉、舉而不能先」『大学章句』伝十章「見賢而不能舉、
舉而不能先、命也。見不善而不能退、退而不能遠、過也。」朱注「若
此者、知所愛惡也、而未能盡愛惡之道、蓋君子而未仁者也。」

(5) 「好人之所惡者」『大学章句』伝十章「好人之所惡、惡人之所好、
是謂拂人之性、菑必逮夫身。」朱注「好善而惡惡、人之性也。至
於拂人之性、則不仁之甚者也。」以上のように、朱子は絜矩につ
いて、仁に関わって説き、(3)を「仁人」、(4)を「君子而未

仁者」、(5)を「不仁之甚者」とするのである。

240条

擧而不能先、先是早底意思、不能速用之意。 泳

〔校勘〕

○諸本異同無し。

〔訳〕

「擧げて先にする能はず」の「先」は「早く」の意味で、(上位者が
賢者を)さっさと任用することができないの意だ。 湯泳録

〔注〕

(1) 「擧而不能先」『大学章句』伝十章「見賢而不能舉、擧而不能先、
命也。」朱注「命、鄭氏云當作慢、程子云當作怠、未詳孰是。」

241条

君子有大道、必忠信以得之、驕泰以失之。平天下一章、其事如此廣濶、
然緊要處只在這些字。其粗説、不過如此。若細説、則如操則存、克己
復禮等語、皆是也。 侗

〔校勘〕

- 「驕泰以失之」 朝鮮古写本は「泰」を「泰」に作る。
- 「其事如此廣濶」 成化本、伝経堂本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「濶」を「闊」に作る。
- 「緊要處」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。
- 「粗説」「細説」 成化本は「説」を「個」に作る。呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は「説」を「説」に作る。(以下同じ)
- 「克己復禮」 成化本、萬曆本、呂留良本、和刻本は「己」を「巳」に作る。萬曆本、和刻本は「禮」を「礼」に作る。
- 「個」 成化本、萬曆本、呂留良本、伝経堂本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「個」に作る。

〔訳〕

「君子に大道有り、必ず忠信以て之を得、驕泰以て之を失ふ。」(治国) 平天下の一章では、事柄はかくばかり幅広いが、急所はただこうしたところにあるのだ。おおまかに説けば、このようであるのにすぎないのだ。もし詳しく説いたら、「操れば則ち存し」「己に克己禮に復る」のような言葉はすべてこれだ。 沈僩録

〔注〕

- (1) 「君子有大道、必忠信以得之、驕泰以失之」 『大学章句』伝十章 「是故君子有大道、必忠信以得之、驕泰以失之。」
- (2) 「平天下一章、其事如此廣濶」 朱子は『大学』において、「一節

説闊一節去」(『語類』卷十六、一六九条)、つまり、内容の幅が実践工夫の順に従って一節ごとに漸進的に広くなっていると理解している。末章としての治国平天下はほかの章と比べてより幅広い事柄について言及している。また、『大学或問』伝十章に「然自國以上、則治於内者嚴密而精詳。自國以下、則治於外者廣博而周遍。」とする。「廣博而周遍」とは「廣濶」の意味とほぼ同じだろう。「廣濶」の用例としては、以下の記録を挙げておく。『語類』卷四一、七一条、葉賀孫録(IV 108)「聖人於乾説忠信所以進德也、修辭立其誠所以居業也。説得煞廣闊。於坤、只説敬以直内、義以方外。」『語類』卷一二六、九条、董拱壽録(VIII 301)「因論佛。曰。老子先唱説、後來佛氏又做得脫洒廣闊、然考其語多本莊列。公晦云。曾聞先生説、莊子説得更廣闊似佛、後若有人推演出來、其爲害更大在。」

- (3) 「緊要處」「要緊處」ともいう。反義語は「閑慢處」という。『語類』卷一一、五九条、萬人傑録(I 18)「學者觀書、不可只看緊要處、閑慢處要都周匝。」『朱子語類』訳注』卷十、十一、一九六頁参照。
- (4) 「這些子」「這些」と同じ。これらのところ、このようなことの意味。『語類』では「這些」と比べて「這些子」とする用例が多い。

陳明娥『朱熹口語文獻詞彙研究』(廈門大學出版社、二〇一一年) 二八一頁参照。

- (5) 「粗説」「細説」「粗説」は、大ざっぱに説く、あらましを説く。「細説」は、詳細に説明する。『語類』卷十九、四五条、黃筮録(II 435)「莫云論語中有緊要底、有汎説底、且要著力緊要底、便是揀

別。若如此、則孟子一部、可刪者多矣。聖賢言語、粗說細說、皆著理會教透徹。蓋道理至廣至大、故有說得易處、說得難處、說得大處、說得小處。若不盡見、必定有窒礙處。」

(6)「操則存」『孟子』「告子上」「孔子曰。操則存、舍則亡、出入無時、莫知其鄉。惟心之謂與。」朱注「孔子言心、操之則在此、舍之則失去、其出入無定時、亦無定處如此。孟子引之、以明心之神明不測、得失之易、而保守之難、不可頃刻失其養。學者當無時而不用其力、使神清氣定、常如平旦之時、則此心常存、無適而非仁義也。」

(7)「克己復禮」『論語』「顔淵」「顔淵問仁。子曰。克己復禮為仁。一日克己復禮、天下歸仁焉。為仁由己、而由人乎哉。」朱注「仁者、本心之全德。克、勝也。己、謂身之私欲也。復、反也。禮者、天理之節文也。為仁者所以全其心之德也。蓋心之全德、莫非天理、而亦不能不壞於人欲、故為仁者必有以勝私欲而復於禮、則事皆天理而本心之德復全於我矣。」

なお、「克己復禮」と「操則存」を並列させてあげるのは以下の記録が見える。『語類』卷五九、一〇三条、沈僩錄(IV 140)「問。注云出入無定時、亦無定處。既云操則常存、則疑若有一定之所矣。曰。此四句、但言本心神明不測、不存即亡、不出即入、本無定所。如今處處常要操存、安得有定所。某常說、操則存・克己復禮・敬以直内等語、不須講量、不須論辨、只去操存・克復便了。只今眼下便是用功處、何待擬議思量。與辨論是非、講究道理不同。若此等處、只下著頭做便是、不待問人。」

242条

趙唐卿問、十章三言得失、而章句云、至此而天理存亡之機決矣、何也。曰、他初且言得衆失衆、再言善不善、意已切矣。終之以忠信驕泰、分明是就心上說出得失之由以決之。忠信乃天理之所以存、驕泰乃天理之所以亡。 寓

〔校勘〕

- 「趙唐卿問」成化本、朝鮮古写本は「卿」を「卿」に作る。また、朝鮮古写本は「趙唐卿」の下に「汝傲」の二つの小字がある。
- 「至此」朝鮮古写本は「到此」に作る。
- 「存亡之機」「所以亡」朝鮮整版本は「亡」を「亾」に作る。
- 「決矣」成化本、萬曆本、呂留良本、和刻本は「決」を「決」に作る。
- 「得衆失衆」伝経堂本は「衆」を「眾」に作る。
- 「忠信驕泰」朝鮮古写本は「泰」を「泰」に作る。(以下同じ)
- 「以決之」成化本、萬曆本、呂留良本、朝鮮古写本、和刻本は「決」を「決」に作る。伝経堂本、朝鮮整版本は底本と同じ。
- 「寓」朝鮮古写本は「寓」(記録者名≡徐寓)を「砥」(劉砥)に作る。

〔訳〕

趙汝傲(字は唐卿)がお尋ねした。「第十章には三度「得」「失」という言葉を用いているが、『章句』に「此に至りて天理存亡の機決せり」というのはどうしてでしょうか。」先生「伝十章では最初にまず「得

衆「失衆」といい、続いては「善」「不善」といい、その趣旨はすでに切実である。最後に「忠信」「驕泰」をいうのは、明らかに心術（心のあり方）に即してその「得失」の原因を説いて裁断を下すのだ。忠信は天理が保たれる所⁹。

以であり、驕泰は天理が亡佚する所以である。」徐禹録

〔注〕

(1) 「趙唐卿」校勘で指摘したように、朝鮮古写本には「卿」字の下に「汝做」と注記する。陳榮捷氏『朱子門人』(二九二頁)は趙唐卿について「字里未考」とし、田中謙二氏『朱門弟子師事年攷』(二五〇頁)も「名諱・出身ともに未詳」とする。『語類』には本条以外、趙唐卿が出る記録はもう一箇所のみ存在する。『語類』卷一一八、六十八條、陳淳録(Ⅶ 2855)「楊子順・楊至之・趙唐卿辭歸請教。先生曰、學不是讀書、然不讀書、又不知所以爲學之道。」田中謙二氏はこの記録によつて、趙唐卿は楊至(字は至之)・楊履正(字は子順)らと同じく泉州の人であろうと推測する。

さて、『語類』に出ている記録者以外の門人は基本的に字で表記され、本条の「唐卿」は趙氏の字だと思われるので、朝鮮古写本に注記されている「汝做」はその諱であろうと考えられる。黄仲昭『弘治八閩通志』卷六十七「人物志(泉州府)」には趙汝做の小伝が見え、「趙汝做、字唐卿」と記す。「趙汝做、字唐卿、晉江人。紹興初、與父善新、弟汝偁、同第進士。郡守表其里曰三秀。善新為封州倅、汝做通判德慶府、築隄障晋康江亘三十里。先是、

瀨江之田數滯於澇、至是、為上腴。知貢州、築城、覆之以屋。居民舊江汲、汝做於城中鑿七井、民便之。提舉廣東市舶、遷提舉常平茶鹽。」

この小傳では、字は唐卿である趙汝做は朱子の弟子とは明言されていないが、黄榦「辭知潮州申省」(『勉齋集』卷三二)には「趙汝做除提舉廣南市舶。」とあり、その履歴から、この人は『語類』に載せられる「趙唐卿」であると考えられる。

ここでは、進士の及第した年は「紹興初」とするが、「興」は「熙」の誤りではないかと思われる。同書卷五十「選舉志(科第 泉州府)」の「紹熙元年(庚戌)余復榜」の条には、趙汝偁・趙善新(汝偁之父)、趙汝做(汝偁之兄、見人物志)」と挙げている。つまり、趙汝做が進士に及第した年は紹熙元年(一一九〇)である。なお、同書卷八十「古蹟志」の「丞廳。在縣門內之東。宋嘉定三年、縣丞趙汝做修。縣令陳舜申為記。」という記録によると、趙汝做は嘉定三年(一一二〇)には漳州府漳浦県の県丞(県の副長官)に在任中である。

趙唐卿の師事期について、陳榮捷氏(『朱子門人』二三九頁)は、「朱子語錄姓氏」に「楊至、字至之、泉州人。癸丑甲寅所聞。」とあることから、「楊至録語類癸丑(一一九三)與甲寅(一一九四)所聞。三人于此時同門可知矣。」、趙唐卿の師事期を一一九三年から一一九四年にかけてとする。田中謙二氏が考証した徐禹・劉砥・陳淳・楊至の各々の師事期を整理すれば、彼らの同席の時期は紹熙元年(一一九〇)から同二年にかけてである。趙唐卿の師事期

はこの期間にあたる可能性が高い。

因みに、方鼎修・朱升元纂『乾隆』晉江縣志』卷十一「人物志五仕蹟」に「趙汝做、字唐卿、太宗八世孫。紹熙初進士、判德慶府、築隄以障管康江、亘三十里。知賓州、鑿七井、城中以免江汲、民便之。提舉廣東市舶、常平茶鹽。歸卒。」とあり、彼はいわゆる「南外宗子」であったことが分かる。

- (2) 「十章三言得失、而章句云、至此而天理存亡之機決矣」『大学章句』伝十章「是故君子有大道、必忠信以得之、驕泰以失之。」朱注「章内三言得失、而語益加切、蓋至此而天理存亡之幾決矣。」現行の朱注は「機」でなく「幾」に作っているが、同様に「分岐点」の意。なお、伝六章の冒頭の「所謂誠其意者……故君子必慎其獨也。」に対する朱注は「然其實與不實、蓋有他人所不及知而已獨知之者、故必謹之於此以審其幾焉」とし、同じく「幾」の文字を用いる。
- (3) 「他初且言得衆失衆。」『大学章句』伝十章「詩云。殷之未喪師、克配上帝。儀監于殷、峻命不易。道得衆則得國、失衆則失國。」朱注「詩文王篇。」
- (4) 「再言善不善、意已切矣。」『大学章句』伝十章「康誥曰。惟命不于常。道善則得之、不善則失之矣。」朱注「因上文引文王詩之意而申言之、其丁寧反覆之意益深切矣。」
- (5) 「終之以忠信驕泰」『大学章句』伝十章「是故君子有大道、必忠信以得之、驕泰以失之。」朱注「此因上所引文王・康誥之意而言。」
- (6) 「分明是就心上說出得失之由以決之」「就心上說出」について、『大学或問』伝十章に「曰。忠信驕泰之所以爲得失者、何也。曰。

忠信者、盡己之心而不違於物、契矩之本也。驕泰則恣己徇私、以人從欲、不得與人同好惡矣。」とある。金履祥『大學疏義』は「至於忠信驕泰、則直指心術言之也」といい、朱子がいう「心」を「心術」と理解している。なお、「忠信」について、『語類』卷二二、二条、甘節録(II 482)「又問忠信。曰。忠以心言、信以事言。」同卷、二二条、黄義剛録(II 508)「忠信只是一事。但是發於心而自盡、則爲忠。驗於理而不違、則爲信。忠是信之本、信是忠之發。」「決は「裁断を下す」の意。『大学或問』伝十章「曰。大凡疑義、所以決之、不過乎義理、文勢、事證三者而已。今此二字、欲以義理文勢決之則皆通、欲以事證決之則無考、蓋不可以深求矣。」

(7) 「寓」校勘で指摘したように、朝鮮古写本は「寓」を「砥」に作る。田中謙二氏『朱門弟子師事年攷』の考証によると、徐禹と劉砥の同席の時期はおおよそ紹熙元年(一一九〇)から同二年二月までの頃である。

243条

問。仁者以財發身。曰。不是特地散財以取名、買教人來奉己。只是不私其有、則人自歸之而身自尊。只是言其散財之效如此。 賀孫

〔校勘〕

- 「散財」朝鮮整版本は「散」を「散」に作る。(以下同じ)
- 「買教人來奉己」和刻本は「來」を「未」に誤る。萬曆本、呂留

良本、朝鮮古写本、和刻本は「己」を「已」に作る。

○「不私其有」 萬曆本、和刻本は「私」を「私」に作る。

○「則人自歸之」 朝鮮古写本は「歸」を「歸」に作る。

○「散財之效」 朝鮮古写本は「效」を「効」に作る。

〔訳〕

「仁者は財を以て身を發す」についてお尋ねした。先生「わざわざ財を散じて名譽を取り付け、人を自分に仕えさせる、ということではない。ただその財を私物化しなければ、人々は自ずとこちらに帰属し、我が身は自ずと高貴な地位を保つことができるのだ。ただその財を人に散じた効果はこのようだと言っているだけだ。」 葉賀孫録

〔注〕

(1) 「仁者以財發身」 『大学章句』伝十章「仁者以財發身。」朱注「發猶起也。仁者散財以得民。」

(2) 「特地」 わざわざ。「地」は副詞接尾辭。太田辰夫『新訂 中国歴代口語文』(朋友書店、一九九八年) 一〇一頁参照。『語類』卷一七、五六条、陳文蔚録(Ⅱ 38)「曰。固是。某於或問中所以特地詳載者、非道人不知、亦欲學者經心耳。」

(3) 「取名」 名譽を手にする。

(4) 「買教人來奉己」 「買教」は使役。『元氏長慶集』卷二十「通州」 「睡到日西無一事、月儲三萬買教閑。」陸深『儼山續集』卷六「利路紀雨八首」 「舊是吾家歌吹海、買教絃管續餘音。」

(5) 「只是不私其有、則人自歸之而身自尊。只是言其散財之效如此。」

『大学或問』伝十章「曰。仁者以財發身、不仁者以身發財、何也。曰。仁者不私其有、故財散民聚而身尊。不仁者惟利是圖、故捐身賈禍以崇貨也。然亦即財貨而以其效言之爾、非謂仁者真有以財發身之意也。」

〔参考〕

『周易』「繫辭下伝」に「天地之大徳曰生。聖人之大寶曰位。何以守位。曰人。何以聚人。曰財。理財正辭、禁民爲非曰義。」とある。この「何を以て人を聚む。曰く財。」「財を理め辭を正す」に対して、『語類』には以下の記録がある。卷七六、一八条、林學履録(Ⅴ 1919)「聚得許多人、無財何以養之。有財不能理、又不得。」同卷、一九条、晏淵録(Ⅴ 1943)「理財、言你底還你、我底還我。」つまり、上述のように財を人に散じて、人々をこちらに帰属させるだけでなく、さらに、帰属した人々を財によつて適切に養わなくてはならない、とする。それで、財物・利益を民に適切に配分することを「理財」というのだ、と朱子は考えている。

244条

仁者以財發身、但是財散民聚而身自尊、不在於財。不仁者只管多聚財、不管身之危亡也。 卓

〔校勘〕

○「仁者以財發身」朝鮮古写本は「仁」の上に「問仁者以財發身不仁者以身發財曰」の十五字がある。

○「財散民聚」朝鮮整版本は「散」を「散」に作る。

○「危亡」朝鮮整版本は「亡」を「亾」に作る。

〔訳〕

「仁者は財を以て身を發す」るが、それはただ財が散ぜられ、民衆が集まれば、その身は自然に高い地位を保持するということであつて、財（そのもの）のためではない。不仁者はひたすら多くの財を奪い取り、自分の身を亡ぼす危険さえも顧みないのだ。 黄卓録

〔注〕

(1) 「仁者以財發身、但是財散民聚而身自尊、不在於財。」『大学或問』

伝十章「曰。仁者以財發身、不仁者以身發財、何也。曰。仁者不

私其有、故財散民聚而身尊。不仁者惟利是圖、故捐身賈禍以崇貨

也。然亦即財貨而以其效言之爾、非謂仁者真有以財發身之意也。」

また、『大学章句』伝十章に「有德此有人」とあり、民衆が集ま

つてきたのは財そのものの為ではなく、仁者・君子（君主）は徳

（契矩）があるの為である。

(2) 「不仁者只管多聚財、不管身之危亡也。」『大学章句』伝十章「仁者以財發身、不仁者以身發財。」朱注「不仁者亡身以殖貨。」「只管」はひたすらの意。「不管」はこの場合、現代語の「不顧」と同じで「顧

みない」の意。「聚財」の「聚」は「奪い取る」の意、『大学章句』

伝十章「聚斂之臣」の「聚斂」と同じ。

245条

蜚卿問未有好仁而下不好義。如何上仁而下便義。曰。這只是一箇。在上便喚做仁、在下便喚做義、在父便謂之慈、在子便謂之孝。直卿云。也如孝慈則忠。曰。然。 道夫

〔校勘〕

○「蜚卿問」「直卿云」成化本、朝鮮古写本は「卿」を「卿」に作る。

○「一箇」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

○「也如孝慈則忠」朝鮮古写本は「也」の下に「只」がある。

〔訳〕

童伯羽（字は蜚卿）が「未だ上仁を好みて下義を好まざる有らず」についてお尋ねした。どうして上位の人が仁であれば、下位の人はずいぶんでしょうか。先生「これ（仁・義）はただ一つだ。上位の人であれば仁と言ひ、下位の人であれば義と言ひ、父親であれば慈と言ひ、息子であれば孝と言ひ。」黄榦（字は直卿）が言う。「またちように「孝慈なれば則ち忠なり」というときのようでしょうか。」先生「そうだ。」

楊道夫録

〔注〕

(1) 「蜚卿」 卷十四、九五條既出。童伯羽、『語類』は「伯雨」とも記す。字は蜚卿、『語類』は「飛卿」とも記す。『朱子語録姓氏』所収。

『朱子門人』二四七～二四八頁。『朱子語録姓氏』所収。一二六頁。『朱子語類』 詁注』 卷十四、一四八頁参照。

(2) 「問未有上好仁而不好義」 『大學章句』 伝十章「未有上好仁而下不好義者也。」朱注「上好仁以愛其下、則下好義以忠其上。」

(3) 「喚做」 卷十四、二四條既出。「と呼ぶ、言う、称する」の意。また、「喚作」とも言う。『語類』 卷七三、一二四條、晏淵録 (V 186) 「柔在內、剛得中。這箇是就全體看、則中虛。就二體看、則中實。他都見得有孚信之意、故喚作「中孚」。伊川這二句說得好。」

(4) 「直卿」 卷十六、一五八條既出。黄榦、字は直卿、号は勉齋、福州閩縣の人。『朱子語録姓氏』所収。『朱子門人』二六一～二六二頁。『朱子語録』三〇～三四頁。

(5) 「孝慈則忠」 『論語』 「為政」 季康子問。使民敬忠以勸、如之何。子曰。臨之以莊則敬、孝慈則忠、舉善而教不能則勸。」朱注「孝於親、慈於衆、則民忠於己。」

246 条

雖有善者、善、如而今說會底。

閔祖

〔校勘〕

○「善如而今說會底」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「善」の下に「者」が有り、「會」を「會」に作る。

〔訳〕

「善者有りと雖も」の「善」は、今に言う「會」(できる)のようなものだ。 李閔祖録

〔注〕

(1) 「雖有善者」 『大學章句』 伝十章「長國家而務財用者、必自小人矣。彼爲善之。小人之使爲國家、菑害並至。雖有善者、亦無如之何矣。」

(2) 「而今」 「今、現在」の意。「如今」とも言う。『語類』 卷十四、九一條、林夔孫録 (I 288) 「而今且說格物這箇事理、當初甚處得來、如今如何安頓它。」

(3) 「會底」 できる、よくするの意。「會底」は「善者」(萬曆本、朝鮮古写本、和刻本に従って) と対応することだろう。

247 条

國不以利爲利。如秦發閭左之戍也是利、墮名城、殺豪傑、銷鋒鏑、北築長城、皆是自要他利。

利不必專指財利。所以孟子從頭截斷、只說仁義。說到未有仁而遺其親、未有義而後其君、這裏利却在裏面。所以說義之所安、即利之所在。蓋惟義之安、則自無不利矣。 泳

定すれば、自然と利にならないことはないのだ。 湯泳録

〔校勘〕

- 「如秦發閭左」 朝鮮整版本は「秦」を「泰」に誤る。
- 「銷鋒鏑」 成化本、朝鮮古写本は「鏑」を「鏑」に作る。
- 「從頭截斷」 萬曆本、和刻本は「斷」を「斷」に作る。
- 「這裏」「裏面」 萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。
- 「却在裏面」 萬曆本、和刻本は「却」を「却」に作り、伝経堂本は「卻」に作る。成化本、朝鮮古写本は「面」を「面」に作る。
- 「即利之所在」 呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は「即」を「即」に作る。

○「蓋惟義之安」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。

〔訳〕

「國は利を以て利と爲さず。」例えば、秦（の二世皇帝）が閭里の左側に住んでいる貧民を兵役に徴発したことも、利にあたるのだ。秦（の始皇帝）が堅固な城を破壊したり、豪傑を殺したり、鋒（戈・戟の刃・鏑（鏑）を鋭かしたり、北方に長城を築いたりしたことは、すべて明らかにみずからの利を追求したのだ。

「利」とは必ずしも専ら財利を指すのではない。だから孟子は最初から（「利」の話を）遮断し、専ら仁義を説いた。（統いて孟子が）「未だ仁にして其の親を遺る有らず。未だ義にして其の君を後にするもの有らず。」と説いたのは、利はそこにちゃんとあるのだ。だから（程子は）「義の安んずる所、即ち利の在る所」と言った。思うに義が安

〔注〕

(1) 「國不以利爲利」 『大学章句』 伝十章「此謂國不以利爲利、以義爲利也。」

(2) 「秦發閭左之戍」 秦の二世皇帝（胡亥）の事柄を指す。『淮南子』「兵略」「二世皇帝（中略）興萬乘之駕而作阿房之宮、發閭左之戍、收太半之賦。」許慎注「秦皆發閭左民、未及發而秦亡也。賈民之、三而稅二。」「閭左」というのは、田舎（閭里）の左側であり、そこに住んでいる人は貧窮弱小なので本来税金・徭役などを免除されている（復除者）。『史記』卷四十八「陳涉世家」「二世元年七月、發閭左適戍漁陽九百人、屯大澤鄉。」司馬貞「索隱」「閭左、謂居閭里之左也。秦時復除者居閭左。今力役凡在閭左者盡發之也。又云。凡居以富強爲右、貧弱爲左。秦役戍多、富者役盡、兼取貧弱者而發之者也。」

(3) 「墮名城、殺豪傑、銷鋒鏑、北築長城」 秦の始皇帝の事柄を指す。『新書』「過秦上」「及至始皇（中略）乃使蒙恬北築長城而守藩籬、却匈奴七百餘里、胡人不敢南下而牧馬、士不敢彎弓而報怨。於是廢先王之道、焚百家之言、以愚黔首。墮名城、殺豪傑、收天下之兵、聚之咸陽。銷鋒鏑、鑄以爲金人十二、以弱天下之民。」「過秦上」の記述では、「北築長城」の話は前に置かれているが、「墮名城、殺豪傑、銷鋒鏑」の次に「北築長城」をいう朱子の言い方は理由があるか。思うに「墮名城、殺豪傑、銷鋒鏑」というのは、民

衆を弱体化させて反抗できないようにする対内的な政策に対して、「北築長城」は匈奴の侵入を防ぐ防衛工事、つまり対外的な対策である、という区別が為されているように思われる。

(4) 「利不必專指財利。」これは、「利」が専ら「財利」の「利」だけではないとの程頤の説に基づくと思われる。『河南程氏遺書』卷一六（伊川先生語二）「趙景平問。子罕言利與命與仁、所謂利者何利。曰。不獨財利之利、凡有利心、便不可。」

(5) 「所以孟子從頭截斷、只說仁義。」「從頭」はあたまから、最初から。ここでは孟子が梁惠王と話した時の最初から。『孟子』「梁惠王上」
「孟子見梁惠王。王曰。叟不遠千里而來、亦將有以利吾國乎。孟子對曰。王何必曰利。亦有仁義而已矣。王曰何以利吾國。大夫曰何以利吾家。士庶人曰何以利吾身。上下交征利而國危矣。」
「梁惠王上」は『孟子』の第一篇にあり、この文章は「梁惠王上」の冒頭にある。

「截斷」は、遮る、遮断の意。『語類』卷一五、一五三条、黃士毅録（I 313）曰。據他本經、去修身截斷、然身亦是心主之。『語類』卷三四、一九七条、葉賀孫録（III 301）「子與人歌而善、必使反之、而後和之。今世間人與人說話、那人正說得好、自家便從中截斷、如云已自理會得不消說之類。以此類看、聖人是甚氣象。與人歌、且教他自歌一終了、方令再歌而後和之。不於其初歌便和、恐混雜他、不盡其意。此見聖人與人爲善。」

(6) 「説到未有仁而遺其親、未有義而後其君」『孟子』「梁惠王上」
「苟爲後義而先利、不奪不廢。未有仁而遺其親者也、未有義而後其君

者也。」朱注「此言仁義未嘗不利、以明上文亦有仁義而已之意也。遺、猶棄也。後、不急也。言仁者必愛其親、義者必急其君。故人君躬行仁義而無求利之心、則其下化之、自親戴於己也。」

(7) 「這裏利却在裏面」
「仁」「義」のあるところ、利はそこにある、ということ。

(8) 「所以說義之所安、即利之所在。」これは程頤の言葉に基づき、『大學或問』伝十章に「程子曰。聖人以義爲利、義之所安、即利之所在。正謂此也。」とある。ただし、これと『遺書』本とは文字上多少の差異がある。『河南程氏遺書』卷一六（伊川先生語二）「趙景平問。子罕言利與命與仁、所謂利者何利。曰。不獨財利之利、凡有利心、便不可。如作一事、須尋自家穩便處、皆利心也。聖人以義爲利、義安處、便爲利。」なお、『近思録』卷七に載せられる文章は『遺書』の文字と異同はない。

248条

問。末章說財處太多。曰。後世只此一事不能與民同。可學

〔校勘〕

○「說財處」萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。

○「可學」成化本は「學」を「孝」に作る。朝鮮古写本は「可學」（記録者名）を「子上」（鄭可學の字は子上）に作る。

〔訳〕

お尋ねした。「末章には財を説くところは多すぎるのではないでしようか。」先生「後世（『大学』が作られた時代を含む）はただこの一事（財利）を民衆と共有することができていないからだ。」鄭可学録

〔注〕

（1）「曰。後世只此一事不能與民同。」『穀梁伝』莊公二十八年・成公十八年に「山林藪澤之利、所以與民共也。虞之非正也。」次条に「後面説民之父母、所好所惡、皆是要與民同利之一事」とある。二五三条に「因論治國平天下章財用處。曰。財者人之所好、自是不可獨占、須推與民共之。」とある。後世の君主が財利を民衆と共有することできないという主張が指す具体的内容として考えられるのは、茶・塩・酒などの専売制度がその一つである。だから、朱子は専売制度に対して強く批判を加えた。『語類』卷一六、二一九条、葉賀孫録（Ⅱ 362）「又曰。爲國、絜矩之大者又在於財用、所以後面只管説財。如今茶鹽之禁、乃是人生日用之常、却反禁之、這箇都是不能絜矩。」『語類』卷一六、二五二条、林学蒙録（Ⅱ 366）「或問。絜矩之義、如何只説財利。曰。必竟人爲這箇較多、所以生養人者、所以殘害人者、亦只是這箇。且如今官司皆不是絜矩。自家要賣酒、便教人不得賣酒。自家要權鹽、便教人不得賣鹽。但事勢相迫、行之已久、人不爲怪、其實理不如此。」朱子のこのような考え方は決して机上のものではなく、實際の政治においてもこの考え方が表れている。例えば、朱子は漳州知事

を勤めた間（紹熙元（一一九〇）年四月末〜翌年四月末）、漳州において塩の専売店を廃止したことは、以下の記録からわかる。『語類』卷一〇六、二九条、陳淳録（Ⅶ 361）「本州鬻鹽、最爲毒民之橫賦、屢經旨罷而復屢起。先生至、石丈屢言其利害曲折。先生即散榜、先罷瀕海十一鋪、其餘諸鋪擬俟經界正賦既定、然後悉除之。至是諸鋪解到鹽錢、諸庫皆充塞。先生曰。某而今方見得鹽錢底裏、與郡中歲計無預。前後官都被某見過、無不巧作名色支破者。古者山澤之利、與民共之、今都占了、是何理也。合盡行除罷、而行迫無及矣。」（この条は『語類』の「外任」篇にあたり、訳は田中謙二『朱子語類外任篇訳註』一二二頁参照。）

249条

第九章十章齊家治國、既已言化、平天下只言措置之理。絜、度也。矩、所以爲方也。方者、如用曲尺爲方者也。何謂是以君子有絜矩之道。上面人既自有孝弟、下面民亦有孝弟、只要使之自遂其孝弟之心於其下、便是絜矩。若拂其良心、重賦橫斂以取之、使他不得自遂其心、便是方。左右前後皆然。

言是以者、須是如此。後面説民之父母、所好所惡、皆是要與民同利之一事。且如食祿之家、又畜雞豚牛羊、却是與民爭利、便是不絜矩。所以道以義爲利者、義以方外也。 泳

〔校勘〕

○「第九章十章」 萬曆本、和刻本は「第」を「弟」に作る。

○「既已言化」「既自有孝弟」 成化本、呂留良本、伝経堂本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「既」を「既」に作る。萬曆本、呂留良本、伝経堂本は「化」を「化」に作る。

○「所以爲方也」 萬曆本、和刻本は「爲」を「為」に作る。(以下同じ)

○「上面」「下面」「後面」 成化本、朝鮮古写本は「面」を「画」に作る。

○「孝弟」 呂留良本は「孝」を「孝」に作る。(以下同じ)

○「須是如此」 萬曆本、和刻本は「須」を「湏」に作る。

○「同利之一事」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「事」を「字」に作る。呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は底本と同じ。

○「却是與民爭利」 萬曆本、和刻本は「却」を「却」に作り、「争」を「争」に作る。伝経堂本は「却」を「卻」に作る。

〔訳〕

第九章・十章齊家治國は、すでに感化のことを言っており、平天下はただ処置の道理を言う。「絜は、度るなり。矩は、方を爲る所以なり。」方とは、例えば、曲尺を用いて正方形を作るということだ。「是を以て君子に絜矩の道有り」というのはどういう意味なのか。上位者(君主)はすでに孝悌があり、下の民衆にも孝悌があり、民に対しておのその孝悌の心をその下に成就させれば、それは絜矩なのだ。もしその良心に逆らって、苛斂誅求すれば、その(孝悌)の心を遂げられなくさせてしまい、方ではなくなるのだ。左右・前後はすべてこのようだ。「是以」というのは、このようにする必要がある、ということだ。後

に続く「民の父母」、好むところ悪むところを説いたのは、すべて民衆と財利を共有する必要の一事だ。例えば、卿大夫士の官僚の家も雞豚牛羊を飼育すれば、かえって民衆と財利を争うことになるのだから、明らかに絜矩でないのだ。「義を以て利と爲す」というわけは、「義以て外を方にす」にあるのだ。 湯泳録

〔注〕

(1)「第九章十章齊家治國、既已言化」「化」は感化、感発の意。伝九章及び伝十章冒頭部分が「化」(為政者自身における齊家の実践が民によき感化を及ぼして治國が実現する)を説くことに關しては以下を参照。

『大学章句』伝九章「所謂治國必先齊其家者、其家不可教而能教人者、無之。故君子不出家而成教於國。孝者、所以事君也。弟者、所以事長也。慈者、所以使衆也。」に対して、『語類』卷一六には以下の記録がある。一九五条、湯泳録(Ⅱ 335)「孝者所以事君、弟者所以事長、慈者所以使衆。此道理皆是我家裏做成了、天下人看者、自能如此、不是我推之於國。」一九八条、徐禹録(Ⅱ 335)「問。治國在齊其家。曰。且只說動化為功、未說到推上。後章方全是說推。」『大学章句』伝九章「一家仁、一國興仁。一家讓、一國興讓。一人貪戾、一國作亂。其機如此。此謂一言僨事、一人定國。」に対して、『語類』卷一六には以下の記録がある。一九九条、甘節録(Ⅱ 337)「一家仁以上、是推其家以治國。一家仁以下、是人自化之也。」二〇七条、葉賀孫録(Ⅱ 339)「仁甫問治國在齊其家。曰。這箇道理、

却急迫不得。待到他日數足處、自然通透。這箇物事、只是看得熟、自然有條理。上面說不出家而成教於國、此下便說其所以教者如此、這三者（孝・弟・慈）便是教之目。後面却是說須是躬行、方會化得人。此一段只此兩截如此。」二〇八条、陳淳錄（Ⅱ 359）「因講禮讓為國。曰。一家仁、一國興仁。一家讓、一國興讓。自家禮讓有以感之、故民亦如此興起。」二〇九条、葉賀孫錄（Ⅱ 359）「問。齊家治國之道、斷然是父子兄弟足法、而後人法之。然堯舜不能化其子、而周公則上見疑於君、下不能和其兄弟、是如何。」

『大学章句』伝十章「所謂平天下在治其國者、上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍。是以君子有絜矩之道也。」に對して、『語類』卷一六には以下の記録がある。二二一条、楊道夫錄（Ⅱ 360）「味道問平天下在治其國。曰。此節見得上行而下效、又見得上下雖殊而心則一。」二二二条、葉賀孫錄（Ⅱ 360）「問平天下在治其國章。曰。此三句見上行下效、理之必然、又以見人心之所同。」二二三条、沈僩錄（Ⅱ 360）「此老老・長長・恤孤、方是就自家身上切近處說、所謂家齊也。民興孝・興弟・不倍、此方是就民之感發興起處、說治國而國治之事也。緣為上行下效、捷於影響、可以見人心之所同者如此。」

(2) 「平天下只言措置之理」『大学或問』伝十章「或問。上章論齊家治國之道、既以孝弟慈為言矣、此論治國平天下之道、而復以是為言、何也。曰。三者人道之大端、衆心之所同得者也。自家以及國、自國以及天下、雖有大小之殊、然其道不過如此而已。但前章專以己推而人化為言、此章又申言之、以見人心之所同而不能己者如此。」

是以君子不唯有以化之、而又有以處之也。」これによると、第九章には感發（「化」。朱注「上行下効」と同じ）についてを述べ、十章にはさらにそれを述べた上、処置について（「處之」。「措置之」と同じ）を語る。

『語類』卷一六、二二四条、記録者名欠（Ⅱ 361）「老老興孝、長興弟、恤孤不倍、這三句是說上行下効底道理。是以君子有絜矩之道、這却是說到政事上。是以二字、是結上文、猶言君子為是之故、所以有絜矩之道。既恁地了、却須處置教他得所、使之各有以遂其興起之心始得。」同二二〇条、吳振錄（Ⅱ 362）「上老老而民興孝、是化。絜矩處、是處置功用處。」同二三四条、葉賀孫錄（Ⅱ 365）「絜矩、非是外面別有箇道理、只是前面正心、修身、推而措之。」

このように伝十章の冒頭に「上老を老として民孝に興る」（「上老老而民興孝」とは感發（「化」）について述べたもので、その後の「絜矩」については処置のことだ、という。

(3) 「絜、度也。矩、所以為方也。」『大学章句』伝十章の冒頭の朱注。
 (4) 「方者、如用曲尺為方者也。」『史記』卷三二「礼書」「故繩誠陳則不可欺以曲直。衡誠縣則不可欺以輕重。規矩誠錯則不可欺以方員。」司馬貞「索隱」「錯、置也。規、車也。矩、曲尺也。」

(5) 「何謂是以君子有絜矩之道」『大学章句』伝十章の冒頭に「所謂平天下在治其國者、上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍、是以君子有絜矩之道也。」とある。

(6) 「只要使之自遂其孝弟之心於其下、便是絜矩。」「自遂其心」「只要く便く」は、現代語の「只要く就く」と同じ。「遂」について、

二一九条に「遂、謂成遂其事。」とあり、その注を参照。

(7) 「若拂其良心」『大学章句』伝十章「好人之所惡、惡人之所好、是謂拂人之性、菑必逮夫身。」朱注「拂、逆也。」この「良心」は二一九条の「興、謂興起其善心」の「善心」と同じだろう。

(8) 「重賦横斂」本卷二二二条、葉賀孫録(II 300)「又曰。因何恁地上行下效。蓋人心之同然。所以絜矩之道、我要恁地、也使彼有是心者、亦得恁地。全章大意、只反覆說絜矩。如專利於上、急征横斂、民不得以自養、我這裏雖能興起其善心、濟甚事。若此類、皆是不能絜矩。」

(9) 「左右前後皆然」『語類』卷十六、二二四條、徐禹録(II 303)「問絜矩。曰。只把上下、前後、左右等句看、便見。(中略)若將所責上底人之心來待下、便上面長、下面短、不方了。下之事我如此、而我惡之、則知在我之上者心亦似我如此。若將所責下底人之心更去事上、便又下面長、上面短了。左右、前後皆然。」

(10) 「言是以者、須是如此」『語類』卷十六、二二二條、葉賀孫録(II 300)「問平天下在治其國章。曰。(中略)是以君子有絜矩之道、所以以己之心度人之心、使皆得以自盡其興起之善心。」「須是」は「須」と同じ、「是」は接尾辭。太田辰夫『新訂 中国歴代口語文』九九頁参照。『語類』卷八、三十條、吳雉録(134)「學者須是立志。今人所以悠悠者、只是把學問不會做一件事看、遇事則且胡亂恁地打過了、此只是志不立。」

(11) 「後面說民之父母、所好所惡」『大学章句』伝十章「詩云、樂只君子、民之父母。民之所好好之、民之所惡惡之、此之謂民之父母。」

朱注「詩小雅南山有臺之篇。只、語助辭。言能絜矩而以民心為己心、則是愛民如子、而民愛之如父母矣。」

(12) 「且如食祿之家、又畜雞豚牛羊」『大学章句』伝十章「孟獻子曰、畜馬乘不察於雞豚、伐冰之家不畜牛羊、百乘之家不畜聚斂之臣、與其有聚斂之臣、寧有盜臣。此謂國不以利為利、以義為利也。」朱注「孟獻子、魯之賢大夫仲孫蔑也。畜馬乘、士初試為大夫者也。伐冰之家、卿大夫以上、喪祭用冰者也。百乘之家、有采地者也。君子寧亡己之財、而不忍傷民之力。故寧有盜臣、而不畜聚斂之臣。此謂以下、釋獻子之言也。」『大学或問』伝十章「曰。其引孟獻子之言、何也。曰。雞豚牛羊、民之所畜養以為利者也。既已食君之祿、而享民之奉矣、則不當復與之爭。」なお、「食祿之家」という表現については、『左伝』文公二年「仲尼曰。臧文仲其不仁者三、不知者三。下展禽、廢六關、妾織蒲、三不仁也。」の孔疏に「大學云。食祿之家、不與民爭利、故以此為不仁也。」とある。

(13) 「却是與民爭利」「却是」は、「かえって」の意。「是」は接尾辭。太田辰夫『新訂 中国歴代口語文』九九頁参照。「與民爭利」という表現は、前漢の董仲舒に遡ることができる。『春秋繁露』「度制」「故明聖者象天所為、為制度、使諸有大奉祿、亦皆不得兼小利、與民爭利業、乃天理也。」「漢書」卷五六「董仲舒傳」にその「對冊」を載せており、「身寵而載高位、家溫而食厚祿、因乘富貴之資力、以與民爭利、於下民安能如之哉。」とある。

(14) 「所以道以義為利者、義以方外也」「所以者」、 \sim わけは \sim の意。「道」は現代語の「説」と同じ。『周易』「文言」「直其正也、

方其義也。君子敬以直内、義以方外、敬義立而德不孤。直方大、不習無不利、則不疑其所行也。」朱子『本義』「義謂裁制。(中略)君子主敬以直其内、守義以方其外。敬立而内直、義形而外方。義形於外、非在外也。敬義既立、其德盛矣。不期大而大矣。德不孤也、無所用而不周、無所施而不利、孰爲疑乎。」

250条

問。絜矩以好惡財用媚疾彥聖爲言、何也。曰。如桑弘羊聚許多財、以奉武帝之好。若是絜矩底人、必思許多財物、必是侵過著民底、滿著我好、民必惡。

言財用者、蓋如自家在一郷之間、却專其利、便是侵過著他底、便是不絜矩。

言媚疾彥聖者、蓋有善人、則合當舉之、使之各得其所。今則不舉他、便失其所、是侵善人之分、便是不絜矩。此特言其好惡財用之類當絜矩、事事亦當絜矩。 節

〔校勘〕

○「彥聖」 呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は「彦」を「彦」に作る。(以下同じ)

○「桑弘羊」 伝経堂本は避諱のため「弘」(乾隆帝の名の「弘曆」)の末筆が欠けている。

○「許多財物」 和刻本は「財」を「則」に作る。

○「侵過著民底」「侵過著他底」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「過著」を「褻着」に作る。呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は底本と同じ。

○「滿著我好」 成化本、萬曆本、呂留良本、朝鮮古写本、和刻本は「滿著」を「滿得」に作る。伝経堂本、朝鮮整版本は底本と同じ。『朱子語類正譌』(伝経堂本)に「滿著我、原作得、非。」とある。

○「蓋如」「蓋有」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。

○「却專其利」 伝経堂本は「却」を「卻」に作る。

○「節」 萬曆本、和刻本は「節」に作り、朝鮮整版本は「節」に作る。

〔訳〕

質問した。「絜矩については、どうして好悪・財用・媚疾彥聖などの方面から説いているのでしょうか。」先生「〔好悪〕をいうのは)例えば、(前漢の)桑弘羊はたくさんの財物を搾り取って武帝が好むものを献上した。もし絜矩することのできる人なら、必ずこのようなたくさんの財物はきつと民衆から侵犯してこちらの好みを満足させるものでありから、民衆はきつと悪むだろう、と考えるはずだ。

「財用」を言うのは、思うに例えば自分がある村にいて、その財利を独占すれば、他人の利益を侵犯したもので絜矩ではない、ということだ。

「媚疾彥聖」を言うのは、思うに善なる人がいれば、彼らを挙用して、然るべき地位を得させるべきである。今は彼らを挙用せず、その相応

しい地位を失われれば、善なる人の自分を侵犯することになり、それは契矩でない、ということだ。ここではただその好悪・財用などに對して契矩すべきだと言うが、(実は)何事についても契矩すべきだ。」

甘節録

〔注〕

(1) 「如桑弘羊聚許多財、以奉武帝之好」 桑弘羊は前漢の武帝朝において、専売や均輸・平準などの政策を創設した中心人物である。『史記』卷三十「平準書」「武帝の元鼎二年」而桑弘羊爲大農丞、筭諸會計事、稍稍置均輸以通貨物矣。」「武帝」元封元年、卜式貶秩爲太子太傅。而桑弘羊爲治粟都尉、領大農、盡代(孔)僅筭天下鹽鐵。弘羊以諸官各自市、相與爭、物故騰躍、而天下賦輸或不償其僦費、乃請置大農部丞數十人、分部主郡國、各往往縣置均輸鹽鐵官、令遠方各以其物貴時商賈所轉販者爲賦、而相灌輸。置平準于京師、都受天下委輸。召工官治車諸器、皆仰給大農。大農之諸官盡籠天下之貨物、貴即賣之、賤則買之。如此、富商大賈無所牟大利、則反本、而萬物不得騰踊。故抑天下物、名曰「平準」。天子以爲然、許之。於是天子北至朔方、東到太山、巡海上、並北邊以歸。所過賞賜、用帛百餘萬匹、錢金以巨萬計、皆取足大農。」なお、昭帝の始元六年(BC81)に、いわゆる「塩鉄會議」が行われ、当時の賢良・文学は桑弘羊の諸政策が民と利益を争うこと(「與民争利」)を批判した。『塩鉄論』「本議」「今郡國有鹽鐵酒榷均輸、與民争利、散敦厚之樸、成貪鄙之化。」

(2) 「侵過著民底、滿著我好」「著」は動詞の後に添えて持続態を表す助字。江藍生『唐五代語言詞典』(四五九頁)に「助詞、用在動詞後面、表示持續態。」とする。『語類』卷十六、二二五條、甘節録(II 363)「左家侵著我五尺地、是不矩、我必去訟他取我五尺。我若侵著右家五尺地、亦是不矩、合當還右家。」

(3) 「蓋如自家在一郷之間、却專其利、便是侵過著他底」『語類』卷一六、二五三條、沈僩録(II 368)「且如居一郷、若屑屑與民争利、便是傷廉。」

(4) 「善人」『大学章句』伝十章「楚書曰。楚國無以爲寶、惟善以爲寶。」の朱注に「楚書、楚語。言不寶金玉而寶善人也。」とする。なお、「善人」は『論語』に頻出している。「述而」篇「子曰。聖人、吾不得而見之矣、得見君子者、斯可矣。子曰。善人、吾不得而見之矣、得見有恒者、斯可矣。」「子路」篇「子曰。善人爲邦百年、亦可以勝殘去殺矣。誠哉是言也。」また、「先進」篇「子張問善人之道。子曰。不踐迹、亦不入於室。」の朱注に「善人、質美而未學者也」とする。

(5) 「合當」 当然……すべきである。

(6) 「各得其所」『大学章句』伝十章「右傳之十章、釋治國平天下。」の朱子の自注「能如是、則親賢樂利各得其所、而天下平矣。」「論語」「子罕」「子曰。吾自衛反魯、然後樂正、雅頌各得其所。」「戰國策」「秦策三」「蔡澤復曰。富貴顯榮、成理萬物、萬物各得其所、生命壽長、終其年而不夭傷。」

(7) 「今則不舉他、便失其所、是侵善人之分、便是不契矩。」このこ

とは伝十章の「見賢而不能舉、舉而不能先、命也」に基づく。『史記』

卷九二「淮陰侯列傳」今漢王復興兵而東、侵人之分、奪人之地。『大
学或問』伝十章「以己之心度人之心、知人之所惡者不異乎己、則
不敢以己之所惡者施之於人、使吾之身一處乎此、則上下四方、物
我之際、各得其分、不相侵越、而各就其中。」

(8)「事」尚書「說命」中「惟事事乃其有備、有備無患。」孔伝
「事、非一事。」

251条

問。自致知至於平天下、其道至備、其節目至詳至悉。而反覆於終篇
者、乃在於財利之說。得非義利之辨、其事尤難、而至善之止、於此尤
不可不謹歟。不然、則極天命人心之向背、以明好惡從違之得失、其丁
寧之意、何其至深且切耶。

曰。此章大概是專從絜矩上來。蓋財者、人之所同好也、而我欲專其利、
則民有不得其所好者矣。大抵有國有家、所以生起禍亂、皆是從這裏來。
道夫云。古注、絜音戶結反。云結也。曰。作結字解、亦自得。蓋荀
子莊子注云、絜、圍束也。是將一物圍束以爲之則也。又曰。某十二三
歲時、見范文所言如此。他甚自喜、以爲先儒所未嘗到也。 道夫

〔校勘〕

○「深且切耶」の「耶」 成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「邪」に作る。
○「此章大概」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本

は「概」を「槩」に作る。

○「蓋財者、人之所同好也」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」
を「蓋」に作る。以下同じ。

○「所以生起禍亂」 成化本は「亂」を「乱」に作る。

○「皆是從這裏來」 萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。

○「作結字解」 萬曆本、和刻本は「解」を「解」に作る。

〔訳〕

質問した。「致知」から「平天下」までは、その道筋が良く備わつ
ており、その節目も至つて詳しく尽くされています。それなのに、終
わりの章（第十章）に繰り返して説かれるのは、なんと財利（経済）に
ついてになっています。（これは）道義と利欲の区別が最も難しく、
そこで、至善に止まるのに最も慎重でなければならぬからでしょう
か。そうでなければ、（この十章で）（為政者の行いが）天命や人心に
一致するか否かの様を極限まで説き明かし、（為政者が）何かを好ん
だり悪んだり、何かに従つたり違つたりすることの得失（天命・人心
を得ているか否か）を明らかにしており、この丁寧な意図はどうして
（このように）至つて深くかつ切実でありましょうか」と。

（先生は）言われた。「この章は凡そのところ、専ら『絜矩』の点か
ら説いている。『財』は人の同じく好むものであり、こちらがその利
を専有しようとするれば、民にはその好むものを得られない者が出るだ
ろう。大抵、国を保ち家を保つ上で、禍亂の生じるのはすべてここに
起因する」と。

道夫は言った。「古注に、「絜、音戸絜の反」とあるのは、「結」(ぶこと)を言うのでしよう」と。(先生は)言われた。「結」の字で解してもよからう。『荀子』や『莊子』の注に、「絜、罔束なり」(絜は、束ねること)とあるのは、何かの物でぐるっと束ね縛って基準としたのである」と。さらに言われた。「私が十二・三歳の時、范如圭がそのように言われるのを目にした。彼はとても嬉しそうに、従来の学者の到達できなかった解釈だとしておられた」と。楊道夫録

〔注〕

(1) 「其節目至詳至悉」「節目」は条目。

(2) 「反覆於終篇者、乃在於財利之說」本卷二四八条にも「問。末章說財處太多。曰。後世只此一事不能與民同。」とある。

(3) 「得非義利之辨、其事尤難、而至善之止、於此尤不可不謹歎」「得非：歎」は「：ではあるまいか」。「義利之辨」については、『朱文公文集』卷八九「右文殿修撰張公神道碑」に、張栻(南軒)の語を紹介して、「蓋其常言有曰。學莫先於義利之辨、而義也者、本心之所當爲而不能自已、非有所爲而爲之者也。一有所爲而後爲之、則皆人欲之私、而非天理之所存矣。」とある。

(4) 「天命人心之向背」『朱文公文集』卷六七「王氏續經說」に「至於宋魏以來、一南一北、校功德、蓋未有以相君臣也、則其天命人心之向背、統緒繼承之偏正、亦何足論。」とある。

「向背」は、『尉繚子』「天官」「梁惠王問尉繚子曰。黃帝刑德、可以百勝、有之乎。尉繚子對曰。刑以伐之、德以守之、非所謂天官

時日陰陽向背也。黃帝者、人事而已矣。」に用例がある。

(5) 「明好惡從違之得失」「得失」は本卷二四二条を参照。

(6) 「丁寧之意」『大学章句』伝十章「康誥曰。惟命不于常。道善則得之、不善則失之矣。」の朱注に「道、言也。因上文引文王詩之意而申言之、其丁寧反覆之意益深切矣。」また、同「長國家而務財用者、必自小人矣。彼為善之、小人之使為國家、菑害並至。雖有善者、亦無如之何矣。此謂國不以利為利、以義為利也。」朱注「此一節、深明以利為利之害、而重言以結之、其丁寧之意切矣。」

(7) 「蓋財者、人之所同好也」云々『大学章句』伝十章、朱注「蓋財者人之所同欲、不能絜矩而欲專之、則民亦起而爭奪矣。」

(8) 「古注、絜、音戸結反。云結也。」『礼記』注疏卷六十「大学」「君子有絜矩之道也。」の鄭注に「絜猶結也、絜也。矩、法也。」孔疏に「絜、音結。」、釋文は「有絜、音結。絜也、苦結反。」

(9) 「自得」「自行」に同じ。「よい」「よらしい」。

(10) 「蓋荀子莊子注云、絜、罔束也」『荀子』「非相」に「故事不揣長、不揆大、不權輕重、亦將志乎心耳。」とあり、その楊倞注に「揆與絜同、約也。謂約計其大小也。絜、戸結反。莊子、匠石見櫟社樹、絜之百圍。權、稱也。輕重、體之輕重也。言不論形狀長短、大小肥瘠、唯在志意修飾耳。」という。楊倞注に引く『莊子』は「人間世」「匠石之齊、至於曲轅、見櫟社樹。其蔽數千牛、絜之百圍。」この成玄英疏に「絜、約束也。櫟社之樹、特高常木、枝葉覆蔭、蔽數千牛、以繩束之圍纒百尺」、釋文「向、徐戸結反。徐又虎結反。約束也。」

(11) 「范文所言如此。」「范文」は「范如圭」のことと推測される。『朱子文集』卷五五「答邵叔義」(二)「絜矩之義、乃少日聞之先友范公、名如圭、字白達、其說如此。義理切當、援据分明、先儒訓說皆未及也。」また、『朱子文集』卷八九「直秘閣贈朝議大夫范公神道碑」にも見える。「公諱如圭、字伯達、建州建陽縣人。…惟先人為史官時、實常與公連名奏事。及罷而歸、又與公同日艤舟國門外。其相與期於固窮守死之意、晚而愈篤。先人既沒、公所以憐熹者亦益厚。至於親為講畫反復辨告、蓋惟恐其迷昧沒溺、喪失所守、以辱其先人也。此意豈可忘哉。」范文の「絜」字の解釈について、『大學或問』に「何以言之為度也。曰。此莊子所謂絜之百圍、賈子所謂度長絜大者也。前此諸儒蓋莫之省、而強訓以絜、殊無意謂。先友太史范公乃獨推此以言之、而後其理可得而通也。蓋絜度也。矩所以為方也。以己之心度人之心、知人之所惡者不異乎己、則不敢以己之所惡者施之於人。使吾之身一處乎此、則上下四方、物我之際、各得其分、不相侵越、而各就其中。校其所占之地、則其廣狹長短、又皆平均如一、截然方正、而無有餘不足之處。是則所謂絜矩者也。」とある。

252条

或問。絜矩之義、如何只說財利。曰。必竟人為這箇較多。所以生養人者、所以殘害人者、亦只是這箇。且如今官司皆不是絜矩。自家要賣酒、便教人不得賣酒。自家要權鹽、便教人不得賣鹽。但事勢相迫、行

之已久、人不為怪。其實理不如此。學家

〔校勘〕

○「這箇」の「箇」二箇所とも、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「个」に作る。

○「自家要權鹽」萬曆本、和刻本は「鹽」を「塩」に作る。以下同じ。

○「人不為怪」の「怪」成化本、萬曆本、和刻本は「恠」に作る。

〔訳〕

ある者が質問した。「絜矩の意味については、なぜただ財物利益ばかりを説くのでしょうか。」と。(先生は)言われた。「詰まるところ、人は財利のために動くことが相当に多いからだ。人を養うのも、人そこなうのも、やはりこれなのだ。たとえば、今の役人たちが皆絜矩しないようなものだ。自分たち(官)が酒を売ろうと思えば、すぐさま民が酒を売ることが禁じる。官が塩を専売しようと思えば、すぐさま民が塩を売ることが禁じる。ただ(官の)財政が逼迫して、専売を長く行って来たので、人はおかしいと思わなくなっているだけだ。しかし実は道理に適っていない。」と。 林學蒙録

〔注〕

(1)「必竟」「畢竟」と解した。二五三条の注を参照。

(2)「權鹽」塩の専売。「權」は、政府の専売にすること、あるいは課税すること。二〇八条の「權酒」、二一九条の「權鹽」「權茶」

等を参照。

253条

因論治國平天下章財用處、曰。財者、人之所好、自是不可獨占、須推與民共之。未論爲天下、且以作一縣言之。若寬其賦斂、無征誅之擾、民便歡喜愛戴。若賦斂稍急、又有科敷之擾、民便生怨。決然如此。

又曰。「寧過於予民、不可過於取民。且如居一鄉、若屑屑與民爭利、便是傷廉。若饒潤人些子、不害其爲厚。孟子言。可以取、可以無取、取傷廉。可以與、可以無與、與傷惠。他主意只是在取傷廉上、且將那與傷惠來相對說。其實與之過厚些子、不害其爲厚。若才過取、便傷廉、便不好。過與、畢竟當下是好意思。與了、再看之、方見得是傷惠、與傷廉不同。所以子華使於齊、冉子與之粟五秉、聖人雖說他不是、然亦不大故責他。只是才過取、便深惡之。如冉求爲之聚斂而欲攻之、是也。

備

〔校勘〕

○「天下」の「下」 呂本は「丁」に作る（一行目のみ）。

○「決然如此」の「決」 成化本、萬曆本、呂留良本は「決」に作る。

○「若才過取」「只是才過取」の「才」 成化本、朝鮮整版本は「纔」に作る。

○「便不好」 朝鮮古写本は「便是不好」に作る。

○「畢竟」の「畢」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「必」

に作る。

〔訳〕

「治國平天下」の章の財用のところを論じたついでに、（先生は）言われた。「財物は人の好むものだが、本来独り占めしてはならないものであり、（民にまで）思いを推し及ぼして彼らと共有しなければならぬ。天下を治めることまでは論ぜずに、一県を治めることでこのことを論じてみよう。もしも租税の取り立てを緩やかにし、性急過酷な取り立てによつて騒がせ乱すことがなければ、民はそれだけで喜んで（一県の長を）慕い戴くだろう。もしも租税の取り立てが少しでも厳しく、税の割り当てが民を乱し騒がせれば、民はすぐさま恨むだろう。必ずこうなのだ。」と。

さらに（先生は）言われた。「民に（恵みを）与えすぎるのはまだしも、民から取り立て過ぎてはいけない。郷村でもし細かいことまでこせこせと民と利を争うなら、それはただちに（役人側が）清廉さを損なうことになる。もしいささかなりとも人を潤し豊かにするなら、（民への恵みが）厚いとして構わない。孟子はおっしゃった。「以て取るべく、以て取る無かるべきに、取れば廉をそこな傷はん。以て與ふべく、以て與ふる無かるべきに、與ふれば恵を傷はん」と。彼の言いたいことの主眼はただ（役人が）清廉さを失うことの方にあるが、加えて、清廉さを失うこと（民への）恩恵をそこなうことを対にして説いたのだ。実のところ、（民に）与えることがいささか厚きに過ぎたとしても、（民への恩恵が）厚いとしてよい。もしわずかでも（民からの）

取り立てが過ぎれば、それはつまり清廉をそこなうことで、良くない。(民への) 恩恵が過ぎるのは、その時は詰まるところ善意からなのだ。与えた後に考えてみて、はじめて恩恵の押し売り(恩恵をそこなうこと)であったことが分かるが、(しかしこれは) 清廉をそこなうこととは異なる。だから、『論語』雍也の「子華齊に使い、冉子之に粟五秉を與ふ」にしても、聖人孔子は冉子を間違っているとはいはしたが、それでも彼を悪逆だと責めはしなかった。ただ、わずかでも民から取り過ぎれば、即座に深くそれを憎んだ。冉求が季子のために(民から) きつく取り立てた際に、「吾が徒に非ず」と冉求を責めたのが、これである。」と。 沈憫録

〔注〕

(1) 「須推與民共之」 本卷二二三二条に「使在上者常有厚民之心而推與共之、猶慮有不獲者、況皆不恤而惟自豐殖、則民安得不困極乎。」とある。

(2) 「且以作一縣言之」「作一縣」は直前の「為天下」と対を為して用いられており、この場合の「作」は「做」「為」と同じく、治めるの意。『語類』卷一四、一一條「或問。大學之書、即是聖人做天下根本。」

(3) 「無征誅之擾、民便歡喜愛戴」 本卷二二二二條「如專利於上、急征横斂、民不得以自養、」二三七七條「惟上之人以德為外、而急於貨財、暴征横斂、民便效尤、相攘相奪。」などが参考になる。「征」は、税の取り立て。『礼記』王制に「關譏而不征」、鄭注に「譏譏異服

識異言。征亦税也。周禮國凶札、則無門關之征。猶譏也。」とある。「愛戴」は、喜んで上を奉戴すること。『舊唐書』卷一九上「本紀」(懿宗)に「景崇素聞孝悌、頗有義方、治三軍愛戴之情、荷千里折衝之寄。」とある。

(4) 「決然」 必ず。口語で、「一定」に同じ。

(5) 「屑屑」 こまごまと、こせこせと。『左伝』昭五年「為國君難將及身、不恤其所、禮之本末、將於此乎在、而屑屑焉習儀以亟。」『左傳會箋』「説文」、屑、動作切切也。徐云、屑屑、屢動作也。」

(6) 「科敷」「科斂」「科派」と同義で、税を定め割り当てる意。『宋史』卷一七四「食貨志」上二、賦税「(紹興元年) 十有一月、言者論。浙西科斂之害、農末殆不聊生。鬻田而償、則無受者。棄之而遁、則質其妻孥。上下相蒙、民無所措手足。利歸貪吏、而怨歸陛下。願重科敷之罪、嚴貪墨之刑。詔漕司究實以聞。」

(7) 「孟子言。可以取、可以無取、取傷廉。可以與、可以無與、與傷惠。」『孟子』「離婁」下の言葉。朱熹集注、「先言可以者、略見而自許之辭也、後言可以無者、深察而自疑之辭也。過取固害於廉、然過與亦反害其惠、過死亦反害其勇、蓋過猶不及之意也。林氏曰。公西華受五秉之粟、是傷廉也。冉子與之、是傷惠也。子路之死於衛、是傷勇也。」

ちなみに、本条の「孟子言」から末尾「是也」までは、同じく「憫」(沈憫)の記録として『語類』卷五七、孟子七、離婁下、五四條「可以取章」(IV 38)に載せられている。両者の異同を記しておく。本条の「若才過取」「便不好」「畢竟當下是好意思」「只是才過取」

の各句が、卷五七では「若纔過取」「便是不好」「畢竟當時是好意思」「只是纔過取」となっている。

(8) 「當下」その時。即座に、その場で。『傳心要方』(大正、冊四八、頁三八〇)「歷劫勤求永不成道、不如當下無心。」

(9) 「子華使於齊、冉子與之粟五秉」『論語』「雍也」「子華使於齊、冉子爲其母請粟。子曰。與之釜。請益。曰。與之庾。冉子與之粟五秉。子曰。赤之適齊也、乘肥馬、衣輕裘。吾聞之也、君子周急不繼富。原思爲之宰、與之粟九百、辭。子曰。母。以與爾鄰里鄉黨乎。」子華は、孔子の弟子、公西赤の字。冉子は同じく孔子の弟子の冉有。冉子が子華の母のために粟(食料)を支給することを請い、子華に経済的余裕のあることを知る孔子の意に反して、冉子は独断で多量に支給した。続く原思の話は、子華と反対の例を挙げている。原思は、孔子の弟子の原憲の字、清貧であった。孔子は彼の辞退にもかかわらず、多くを与えた。

(10) 「畢竟」校勘を参照。「畢」と「必」は同音 b i。前条の「必竟」は「畢竟」として解釈した。

(11) 「冉求爲之聚斂而欲攻之」『論語』「先進」「季氏富於周公、而求也爲之聚斂而附益之。」(朱注「爲去聲」)「周公以王室至親、有大功、位冢宰。其富互矣。季氏以諸侯之卿而富過之。非攘奪其君、刻剝其民、何以得此。冉有爲季氏宰、又爲之急賦稅以益其富。」)「子曰。非吾徒也。小子鳴鼓而攻之、可也。」(朱注「非吾徒、絶之也。小子鳴鼓而攻之、使門人聲其罪以責之也。聖人惡黨惡而害民也如此。」)

魯の有力者季孫子の富は周の家老以上であったのに、孔子の弟子冉求は季孫子のために民からきつく取り立てた。孔子は冉求の行動を責めるべきものと見做した。

(12) 「大故」悪逆。大罪。『論語』「微之」「故舊無大故、則不棄也。」朱注「大故、謂惡逆。」

254条

問。平天下章言財用特詳、當是民生日用最要緊事耳。曰。然。孟子首先所言、其原出此。子升問此章所言反覆最詳之意。曰。要之、始終本末只一理。但平天下是一件最大底事、所以推廣說許多。如明德、新民、至善之理極精微。至治國、平天下、只就人情上區處、又極平易、蓋至於平而已耳。後世非無有志於天下國家之人、却只就末處布置、於本原上全不理會。

因言。莊子、不知他何所傳授、却自見得道體。蓋自孟子之後、荀卿諸公皆不能及。如說語道而非其序、非道也。此等議論甚好。度亦須承接得孔門之徒、源流有自。後來佛氏之教有說得好處、皆出於莊子。但其知不至、無細密工夫、少間都說得流了、所謂賢者過之也。今人亦須自理會教自家本領通貫、却去看他此等議論、自見得高下分曉。若一向不理會得他底破、少間却有見識低似他處。因說會點之徒、氣象正如此。又問。論語集注說會點是雖堯舜事業亦優爲之。莫只是堯舜事業亦不足以芥蒂其心否。曰。堯舜事業也只是這箇道理。又問。他之所爲、必不中節。曰。本領處同了、只是無細密工夫。木之

〔校勘〕

○「却」(三箇所) 傳經堂本は「卻」に作る。

○「氣象正如此。又問、論語……」の「問」 萬曆本は「問」に作る。

○「也只是這箇道理」の「箇」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「个」に作る。

〔訳〕

質問した、「平天下の章では財用をとりわけ詳しく説いているのは、(これこそ) 民の日常生活の切実緊迫した事だからですね。」と。(先生は) 言われた、「その通りだ。孟子が最も言いたかったことの、そのもととはここにある。」と。子升が、この章で(財用について) 繰り返して述べて最も詳しいことの意味を問うた。(先生は) 言われた。「要するに、始終本末、ただ一つの理だ。ただ、平天下は最も重要な事だから、それで様々に広げて説いている。明德、新民、至善の理については極めて精微だ。治国平天下になると、ただ人の心に即して処置するので、さらに極めて平易なのであって、思うに、(それで矩が) 均平(正方) に至るのだ。後世、天下国家に志す人がいないわけではなかったが、彼らがかえってただ些細な末節についてばらばらに対応処置して、おおもとについては全く取り組まなかった。」と。

そこで(こうも) 言われた、「莊周はどこから函授されたのかわからないが、自分で道の本体を得た。恐らく、孟子より後、荀卿(荀子) などの諸公は皆彼(莊周) に及ばなかった。彼が『莊子』天道篇に「道

を語りて其の序に非ざるは、其の道に非ざるなり」と言っているのは、非常に良い。思うに(莊周は) きつと孔門の徒を継承しているに違はなく、その淵源は(孔門に) 由来するはずだ。後には仏教徒の教えにも甚だ上手に説いているところがあるが、すべて莊子から出ている。ただ、彼らの(道に関する) 認識が不十分で、細かな工夫もないから、しばらくすれば説明のすべてが崩れてさり、所謂『賢者は之を過ぐ』というさまとなる。今の人々もやはり、自分自身の本領(儒家の学問) に取り組んでこれに通曉貫徹すべきであって、然る後に(莊子や仏教の) このような議論を読めば、おのずとその(議論の) 高下もはっきりと見分けられるだろう。もし、全く彼らの考えが理解できないとすれば、その時は、まだ見識が彼らより低いのだ。」と。そこで言われた。「曾点のような者は、その気性性格はまさしくそうであった。」と。

さらに質問した。『論語集注』に、曾点は堯舜の爲した事業も十分に爲すだろうとありますが、これは、堯舜の事業さえ気にしなかったということではないでしょうか。」と。(先生は) 言われた。「堯舜の事業とても、やはりまたこの道理に過ぎない。」と。さらに質問した、「彼(曾点) のすることは、どれも必ず節に中らないのですね。」と。(先生は) 言われた。「(曾点は) 大もとは道に合致していたが、細かな工夫が欠けていたのだ。」と。 錢木之録

〔注〕

(1) 「孟子首先所言」「首先」は、最も重要な、の意。『孟子』「梁恵王」上「無恆産而有恆心者、惟士爲能。若民、則無恆産、因無恆

心。苟無恆心、放肆、邪侈、無不爲已。及陷於罪、然後從而刑之、是罔民也。焉有仁人在位、罔民而可爲也。」を指す。

『孟子』冒頭の「同」「孟子見梁惠王。王曰。叟不遠千里而來、亦將有以利吾國乎。孟子對曰。王何必曰利。亦有仁義而已矣。王曰。何以利吾國。大夫曰何以利吾家。士庶人曰何以利吾身。上下交征利而國危矣。萬乘之國弑其君者、必千乘之家。千乘之國弑其君者、必百乘之家。萬取千焉、千取百焉、不爲不多矣。苟爲後義而先利、不奪不饜。有仁而遺其親者也、未有義而後其君者也。王亦曰仁義而已矣、何必曰利。」も、結果的には正しい「利」を説くものと解されるが、本条直前の問いの「民生日用最要緊事」の視点からするとやや抽象的で迂遠である。

(2) 「子升問」本卷五七条「子升云」、一六九条に「子升問」と見える。五七条、注(6)を引用しておく。

子升は未詳。卷一四、一四六条、錢木之録(I 276)と同、一六三条、錢木之録(I 380)はいずれも「子升問」で始まっており、かつ朝鮮古写本は両条とも「子升」を「子升兄」に作っているのので、子升は錢木之(字子山)の兄、もしくは同族同輩行の人物である可能性もある。

(3) 「區處」処置。処置する。

(4) 「蓋至於平而已耳」本卷二二四條「自家在中央、上面也占許多地歩、下面也占許多地歩、便均平正方。」が参考になる。「契矩」が上下左右に及んで、均平であること。

(5) 「布置」それぞれの場所に配置する。

(6) 「莊子、不知他何所傳授、却自見得道體」『河南程氏遺書』卷三「莊

生形容道體之語儘有好處。老氏谷神不死一章最佳。」同、卷十五「佛莊之說、大抵畧見道體、乍見不似聖人慣見。故其說走作。」などに拠る。また、『語類』では卷三三、曾祖道録(III 80)「又曰。程子說莊子說道體、儘有妙處。如云在谷滿谷、在坑滿坑、不是他無見。只是說得來作怪。大抵莊老見得些影、便將來作弄矜詫。」卷四十、葉賀孫録(III 1028)「明道亦稱莊子云、有大底意思。又云。莊生形容道體、儘有好處。」などに同意の言及がある。

(7) 「語道而非其序、非道也」『莊子』天道篇の言葉。道を語るのに終始本末の序をわきまえていないようならば、それは道とは言えない、ほどの意。

(8) 「後來佛氏之教有說得好處、皆出於莊子」『語類』卷一二六、輔廣録(III 3011)「後漢明帝時、佛始入中國。當時楚王英最好之、然都不曉其說。直至晉宋間、其教漸盛。然當時文字亦只是將莊老之說來鋪張、如遠師諸論、皆成片盡是老莊意思。直至梁會通間、達磨入來、然後一切被他掃蕩、不立文字、直指人心。」に同意の言及がある。

(9) 「賢者過之」『中庸章句』四章「子曰。道之不行也、我知之矣。知者過之、愚者不及也。道之不明也、我知之矣。賢者過之、不肖者不及也。」に基づく。朱注に「知者之知、去聲。道者、天理之當然、中而已矣。知愚賢不肖之過不及、則生稟之異而失其中也。知者知之過、既以道爲不足行。愚者不及知、又不知所以行、此道之所以常不行也。賢者行之過、既以道爲不足知。不肖者不及行、又不求

所以知、此道之所以常不明也。」とある。

- (10) 「教自家本領通貫」「本領通貫」の用例は『語類』は本条のみ。同意と思われる表現に、『語類』卷一四、訓從周(Ⅶ 2766)「須是將敬來做本領。涵養得貫通時、才敬以直内、便義以方外。」

- (11) 「若一向不理會得他底破」「破」は、動詞について完了を表す。「しきる」。

- (12) 「低似他處」「似」は「於」にほぼ同じ。「彼らより低い」。

- (13) 「曾點之徒、氣象正如此」「朱文公文集」卷六一「答歐陽希遜」第二書「大抵學者當循下學上達之序、庶幾不錯。若一向先求曾點見解、未有不入于佛老也。」

「曾點」は孔子の弟子、字は皙。子路、冉有、公西華とともに孔子から「どうありたいか」と問われ、孔子に賛同された。『論語』先進篇「子路曾皙冉有公西華侍坐。…點。爾何如。鼓瑟希、鏗爾、舍瑟而作。對曰。異乎三子者之撰。子曰。何傷乎。亦各言其志也。曰。莫春者、春服既成。冠者五六人、童子六七人、浴乎沂、風乎舞雩、詠而歸。夫子喟然歎曰。吾與點也。」

- (14) 「論語集注說曾點是雖堯舜事業亦優爲之」注(13)に引く『論語』先進「子路曾皙冉有公西華侍坐」条の朱注に程氏の言を引いて、「又曰。孔子與點、蓋與聖人之志同、便是堯舜氣象也。」とある。『河南程氏遺書』卷十二に「孔子與點、蓋與聖人之志同、便是堯舜氣象也、誠異三子者之撰、特行有不揜焉者、真所謂狂矣。子路等所見者小。子路只爲不達爲國以禮道理、所以爲夫子笑。若知爲國以禮之道、便却是這氣象也。」

曾点と堯舜の事業については、『語類』卷四十、周明作録(Ⅲ 1031)「問。集注謂曾點氣象從容、便是鼓瑟處。詞意灑落、便是下面答言志、雖堯舜事業亦優爲之處否。曰。且道堯舜是甚麼樣事。何不說堯舜之心、恰限說事業、蓋富有之謂大業、至如平章百姓、明目達聰、納大麓、皆是事也。此分明說事業。緣曾點見得道理大、所以堯舜事業優爲之、視三子規規於事爲之末、固有間矣。是他見得聖人氣象如此、雖超乎事物之外、而實不離乎事物之中。是箇無事無爲底道理、却做有事有爲底功業。天樣大事也做得、針樣小事也做得、此所謂大本、所謂忠、所謂一者、是也。點操得柄櫛、據著源頭。諸子則從支派上做工夫。諸子底做得小、他底高大。曾點合下便見得聖人大本是如此、但於細微工夫却不曾做得、所以未免爲狂。緣他資稟高、見得這箇大、不肯屑屑做那小底工夫。是他合下一見便了、於細微節目工夫却有欠闕、與後世佛老近似、但佛老做得忒無狀耳。」同、卷四十、董銖録(Ⅲ 1036)「問。曾點言志、雖堯舜事業亦優爲之。曰。曾點爲人高爽、日用之間、見得這天理流行之妙、故堯舜事業亦不過自此做將去。然有不同處、堯舜便是實有之、踏實做將去。曾點只是偶然綽見在。」同、卷四十、董銖録(Ⅲ 1036)「或問曾點氣象。曰。曾點氣象、固是從容灑落。然須見得他因甚得如此、始得。若見得此意、自然見得他做得堯舜事業處。」『朱文公文集』卷六一、「答歐陽希遜」第二書、「曾點只是天資高。所見處大、所以日用之間、無非天理流行之妙。惟其識得這道理破、便無所係累於胸中。所謂雖堯舜事業亦優爲之。」などに言及がある。

(15) 「芥蒂」「芥蒂」。ささいな妨げ。また、意に留めること。

(16) 「只是無細密工夫」 同じ表現は『語類』卷四十、萬人傑録(III 1030)「漢卿舉叔重疑問曰。會點已見大意、但謂他無細密工夫。或謂點曾做工夫而未至。如何。曰。且只理會會點如何見得到這裏。不須料度他淺深、徒費心思也。」にも見える。

255条

人治一家一國、尚且有照管不到處、況天下之大。所以反反覆覆說。不是大著箇心去理會、如何照管得。泳

〔校勘〕

○「大著箇心」の「箇」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「个」に作る。

〔訳〕

人が一家一國を治めるのでさえ、掌握できないところがあるのだから、ましてや大いなる天下なら、なおさらである。だからこそ、繰り返し繰り返し説くのである。この心を大にして取り組んでゆくのであれば、どうして掌握できようか。 湯泳録

〔注〕

(1) 「有照管不到處」「照管」は管掌する、掌握する。

(2) 「大著箇心」心を大きくする。「著」は動作の継続を示す助字。『語

類』卷一五、二四条、林夔孫録(1276)「而今且大著心胸、大開

著門、端身正坐以觀事物之來、便格它。」の注(11)を参照。

(3) 「泳」「語類」の記録者のうち「泳」を名とする者には、「湯泳」と「胡泳」とがいるが、「胡泳」の場合には姓・名ともに記される。胡泳は、『語類』姓字録によれば「胡泳字伯量、南康人。戊午所聞。饒録三四。」s

『朱子語類』卷一七「大学」四(1~28条)

或問上

經一章

或問吾子以爲大人之學一段

〔注〕

(1) 「或問吾子以爲大人之學一段」『大学或問』「或問、大學之道、吾子以爲大人之學、何也。曰、此對小子之學言之也。」云云。

1条

問友仁。看大學或問如何。曰。粗曉其義。曰。如何是收其放心、養其德性。

曰。放心者、或心起邪思、意有妄念、耳聽邪言、目觀亂色、口談不道之言、至於手足動之不以禮、皆是放也。收者、便於邪思妄念處截斷不續、至於耳目言動皆然、此乃謂之收。既能收其放心、德性自然養得、

不是收放心之外、又養箇徳性也。曰。看得也好。友仁

〔校勘〕

○「或問吾子以爲大人之學一段」朝鮮古寫本は「或問大學之道吾子以爲大人之學一段」に作る。

○「問友仁」朝鮮古寫本は「先生問友仁曰公今日看大學或問如何」に作る。

○「曰粗曉其義曰」朝鮮古寫本は、「云粗曉其義但恐未然。先生舉一二處令友仁說。先生曰」に作る。

○「曰放心者」朝鮮古寫本は「云放心者」に作る。

○「又養箇徳性也」朝鮮古寫本は「箇」を「个」に作る。以下同じ。

○「曰看得也好」朝鮮古寫本は「先生曰看得也好」に作る。

〔訳〕

（先生は）友仁に問う。「『大学或問』の読み進み具合はどうだ。」（答えて）言う。「大体分かりました。」（先生は）言われた。「その放心を収め、その徳性を養うとは何だ。」

（答えて）言う。「放心とは、或いは心に不正の考えが起こり、意識に邪念があり、耳に非禮な言葉を聞き、目に亂色を見、非道の話をお口に、または手足を動かすのに禮に従わないことについても、これらはみな『放』なのです。収めるとは、不正な思いと邪念が起こった時にそれらを断ち切って持続しないようにさせること、耳目言動についてもみな同じようにすること、それが即ち『收』なのです。その放心

を收斂できてしまえば、徳性も自ら養うことができるのです。放心を收斂する以外に、別に徳性を養うことがある、ということではないのです。」（先生は）言われた。「まあ、良く讀んでいる。」郭友仁録。

〔注〕

（1）「友仁」字は徳元、『朱子語類姓氏』所収。

（2）「如何是收其放心、養其徳性」『大学或問』経一章「是以方其勩也、不習之於小學、則無以收其放心、養其徳性、而為大學之基本。敬之一字、聖學所以成始而成終者也。」

（3）「收其放心」「求其放心」（『放逸した心を收斂して把捉把持すること』）と類似する。『孟子』「告子」上「孟子曰、仁、人心也、義、人路也。舍其路而弗由、放其心而不知求、哀哉。不行仁義者、不由路、不求心者也、可哀憫哉。人有雞犬、放則知求之、有放心而不知求。學問之道無他、求其放心而已矣。」『朱子語類譯注』卷十五、五一条の注（3）を参照。『尚書』畢命「驕淫矜侈、將由惡終。雖收放心、閑之惟艱。」

（4）「徳性」『中庸章句』第二十七章、朱注「徳性者、吾所受於天之正理。」なお、「養其徳性」は『孟子』に基づく。『孟子』「盡心上」孟子曰、盡其心者知其性也、知其性則知天也。存其心、養其性、所以事天也。『語類』卷一九、一九条、程端蒙録（II 430）「孟子言存心、養性、便說得虛、至孔子教人居處恭、執事敬、與人忠等語、則就實行處做功夫。如此、則存心、養性自在。」『語類』卷三〇、五四条、輔廣録（III 261）「問。程子云、情既熾而益蕩、其

性鑿矣。性上如何說鑿。曰、性固不可鑿、但人不循此理、任意妄作、去傷了他耳。鑿、與孟子所謂鑿一般、故孟子只說養其性。養、謂順之而不害。」

(5) 「邪思」 不正の思ひ。『毛詩』魯頌「駟」

「思無邪、思馬斯徂。箋、云徂猶行也、思遵伯禽之法、專心無復邪意也。」『詩集傳』「人生而有心、心緣物則思。故事成於思、而心喪於思。無思、其正也、有思、其邪也。有心未有無思者也、思而不留於物、則思而不失其正、正存而邪不起、故易曰、閑邪存其誠、此思無邪之謂也。」『語類』卷十二、一四二条、沈僩錄（I 217）「人也有靜坐無思念底時節、也有思量道理底時節、豈可畫爲兩塗、說靜坐時與讀書時、工夫迥然不同。當靜坐涵養時、正要體察思釋道理、只此便是涵養、不是說喚醒提撕、將道理去却那邪思妄念。只自家思量道理時、自然邪念不作。言忠信、行篤敬。立則見其參於前、在輿則見其倚於衡、只是常常見這忠信篤敬在眼前、自然邪妄無自而入、非是要存這忠信篤敬、去除那不忠不敬底心。今人之病正在於靜坐讀書時、二者工夫不一、所以差。」

(6) 「妄念」 邪念のこと。もとは佛教の言葉。

(7) 「邪言」 正しくない話や理論。『春秋繁露』「楚莊王第一」「古苟可循先王之道、何莫相因。世迷是聞、以疑正道而信邪言、甚可患也。」

(8) 「亂色」 目に映る非礼のもの。『礼記』樂記「姦聲亂色不留聰明、淫樂廢禮不接於心術、惰慢邪辟之氣不設於身體。使耳目鼻口心知百體、皆由順正、以行其義。」『語類』卷四一、徐禹錄（III 1052）

「非禮勿視、勿聽、姦聲亂色不留聰明、淫樂慝禮不接心術、非是

耳無所聞、目無所視。」同書同卷、八〇条、葉賀孫錄（III 1063）「賀孫問視聽之聽、或明知其不當視而自接乎目、明知其不當聽而自接乎耳、這將如何。曰、視與看見不同、聽與聞不同。如非禮之色、若過目便過了、只自家不可有要視之心。非禮之聲、若入耳也過了、只自家不可有要聽之心。然這般所在也難、古人於這處亦有以禦之。如云姦聲亂色、不留聰明、淫樂慝禮、不接心術。」

(9) 「不道」「非道」に同じ。道に反する事柄。『荀子』「解弊」「以其不可道之心與不道人論道人、亂之本也。」

(10) 「手足動之不以禮」『論語』「顏淵」「子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動。」

(11) 「截斷」 すっぱり断ち切る。

2条

問、或問、以七年之病、求三年之艾、非百倍其功、不足以致之。人於已失學後、須如此勉強奮勵方得。

曰。失時而後學、必著如此趨補得前許多缺闕處。人一能之、己百之。人十能之、己千之。若不如是、悠悠度日、一日不做得一日工夫、只見沒長進、如何要填補前面。 賀孫

〔校勘〕

○「必著如此趨補」成化本、朝鮮古寫本は「著」を「着」に、萬曆本、

和刻本は「看」に作る。

○「填補前面」成化本、萬曆本、朝鮮古寫本、和刻本は「面」を「面」に作る。

〔訳〕

問う。「或問」には、「七年の病を以つて三年の艾を求む、その功を百倍するに非ざれば、以て之れを致すに足らず」とあります。人は（若い時に）勉強し損ねた場合、是非ともこのように勤勉奮勵しなければならぬということですか。」

（先生は）言われた。「時を失して後から学ぶ場合、必ずこのように急いで勉強して、前に多く脱落したものを補わなければならない。「人はたびして之れを能くすれば、己は之れを百たびにす。人は十たびして之れを能くすれば、己は之れを千たびにす」。このように（猛然と励むことを）せず、却つて漫然と毎日を過せば、一日が終わつてもその日一日分の工夫さえ完成できないこととなり、進歩が見えないばかりで、どうして前の缺落を補うことができようか。」葉賀孫録

〔注〕

（1）「以七年之病、求三年之艾」「大学或問」「不幸過時而后學者、誠能用力於此、以進乎大而不害兼補乎其小、則其所以進者、將不患於無本而不能以自達矣。其或摧頽已甚而不足以前有所兼、則其所固其肌膚之會、筋骸之束、而養其良知良能之本者、亦可以得之於此、而不患其失之於前也。顧以七年之病、而求三年之艾、非百

倍其功、不足以致之。『孟子』「離婁」上「今之欲王者、猶七年之病、求三年之艾也。苟爲不畜、終身不得、苟不志於仁、終身憂辱、以陷於死亡。」

（2）「已失學後」注（1）の『大学或問』を参照。

（3）「勉強」強いて努める。『中庸章句』第二十章「或安而行之、或利而行之、或勉強而行之。及其成功、一也。」朱注「知之者之所知、行之者之所行、謂達道也。以其分而言、則所以知者、知也、所以行者、仁也、所以至於知之成功而一者、勇也。以其等而言、則生知安行者、知也、學知利行者、仁也、困知勉行者、勇也。盖人性雖無不善、而氣稟有不同者、故聞道有蚤莫、行道有難易、然能自強不息、則其至一也。呂氏曰、所入之塗雖異、而所至之域則同、此所以為中庸。若乃企生知安行之資為不可幾及、輕困知勉行謂不能有成、此道之所以不明不行也。」「語類」卷一四、一五九條既出。

（4）「奮勵」奮勵すること。『三國志』「陳留王」遂使將士益懷奮勵、宜加顯寵、以彰忠義。」

（5）「失時而后學」若い時に勉強し損ねて遅れて勉強を開始すること。『大学或問』「過時而后學」（注1既引）に同じ。『論語』「陽貨」「陽貨欲見孔子、孔子不見、歸孔子豚。孔子時其亡也、而往拜之、遇諸塗。謂孔子曰、來、予與爾言。曰、懷其寶而迷其邦、可謂仁乎。曰、不可。好從事而亟失時、可謂知乎。曰、不可。日月逝矣、歲不我與。孔子曰、諾。吾將仕矣。」

（6）「必著」必ずしななければならない。『語類』卷二二、一〇六條、葉賀孫録（II 528）「希真問、貧而無諂一章、大意謂人必當如此。曰、

不是說必著如此、但人且要就自身已上省察、若有諂與驕之病、且就這裏克治。』『語類』卷三六、六一條、黃幹錄(Ⅲ 960)「問、竭兩端處、疑與不憤不啟一段相反、不憤不啟、聖人待人自理會、方啟發他。空空鄙夫、必著竭兩端告之、如何。曰、兩端、就一事而言。說這淺近道理、那箇深遠道理也便在這裏。如舉一隅、以四角言。這桌子舉起一角、便有三角在。兩端、以兩頭言之。凡言語、便有兩端。文字不可類看、這處與那處說又別、須是看他語脈。」

(7) 「躋」 「急いで進むこと。」卷十六、三條の注(15)を参照。

(8) 「人一能之、己百之。人十能之、己千之」 『中庸章句』第二十章「博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之。有弗學、學之弗能、弗措也。有弗問、問之弗知、弗措也。有弗思、思之弗得、弗措也。有弗辨、辨之弗明、弗措也。有弗行、行之弗篤、弗措也。人一能之己百之、人十能之己千之。果能此道矣、雖愚必明、雖柔必強。」朱注「君子之學、不為則已、為則必要其成、故常百倍其功。此困而知、勉而行者也、勇之事也。」

(9) 悠悠 ゆつくりすること。『語類』卷八、七八條、李季札錄(Ⅰ 138)「進取得失之念放輕、却將聖賢格言處研窮考究。若悠悠地似做不做、如捕風捉影、有甚長進。今日是這箇人、明日也是這箇人。』『語類』卷十、四三條、楊道夫錄(Ⅰ 166)「讀書只恁逐段子細看、積累去、則一生讀多少書。若務貪多、則反不會讀得。又曰、須是緊著工夫、不可悠悠、又不須忙、只常抖擻得此心醒、則看愈有力。」三浦國雄『朱子語類』抄(講談社、二〇〇八年、四四頁)を参照。

(10) 「長進」 進歩の意。

3条

持敬以補小學之闕。小學且是拘檢住身心、到後來克己復禮、又是一段事。 德明

〔校勘〕

○「拘檢住身心」 萬曆本、朝鮮整版本、和刻本は「檢」を「檢」に作る。

〔訳〕

(先生が言われた)「持敬することによって小學の缺を補う。小學はまずしっかり心身を引き締めるものだ。後の『克己復禮』については、また別の段階のことだ。」 廖德明録

〔注〕

(1) 「持敬以補小學之闕」「小学」とは、洒掃、應對、進退及び六藝のこと。「持敬」とは、「身心を收斂し心を專一にすること」。「持敬」は、『朱子語類』卷一四、一九條既出。敬が小学の欠を補い得ることについては、以下を参照。『大学或問』「蓋吾聞之。敬之一字、聖學之所以成始而成終者也。…不幸過時而後學者、誠能用力於此以進乎大而不害兼補乎其小、則其所以進者、將不患於無本而不能以自達矣。」また、小學と大學の修業は二段階に分けることについては、以下の用例が挙げられる。『語類』卷七、七條、董銖録(Ⅰ

125)「小學是事、如事君、事父、事兄、處友等事、只是教他依此規矩做去。大學是發明此事之理。」同書同卷、八条、葉賀孫錄(Ⅰ 125)「古人便都從小學中學了、所以大來都不費力。如禮樂射御書數、大綱都學了、及至長大、也更不大段學、便只理會窮理、致知工夫。而今自小失了、要補填、實是難。但須莊敬誠實、立其基本、逐事逐物理會道理、待此通透意誠心正了、就切身處理會、旋旋去理會禮樂射御書數、今則無所用乎御。如禮樂射書數、也是合當理會底、皆是切用。但不先就切身處理會得道理、便教考究得些禮文制度、又干自家身己甚事。」

(2)「拘檢住身心」 心身を引き締めること。『抱朴子』「外篇」卷二十二行品「士有梗槩簡緩、言希貌樸、細行闕漏、不爲小勇、踰躅拘檢、犯而不校、握爪垂翅、名爲弱愿。然而膽勁心方、不畏強禦、義正所在、視死猶歸、支解寸斷、不易所守、蓋難分之七也。」

(3)「克己復禮、又是一段事」 『論語』「顏淵」「顏淵問仁。子曰、克己復禮爲仁。一日克己復禮、天下歸仁焉。爲仁由己、而由人乎哉。顏淵曰、請問其目。子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動。顏淵曰、回雖不敏、請事斯語矣。」朱子は「克己復禮」を乾道、「持敬行恕」を坤道とした上で、「持敬行恕」は「克己復禮」を包含し得る、と述べている。「克己復禮、又是一段事」とは、「克己復禮」は敬の工夫という基盤の上に行われるべきもの、という意味か。『論語』「仲弓問仁」条朱注…「克己復禮、乾道也。主敬行恕、坤道也。顏・冉之學、其高下淺深、於此可見。然學者誠能從事於敬恕之間而有得焉、亦將無己之可克矣。』『語類』卷十二、七四条、

劄浩錄(Ⅰ 208)「問。二程專教人持敬、持敬在上一。浩熟思之、若能每事加敬、則起居語默在規矩之内、久久精熟、有從心所欲不踰矩之理。顏子請事四者、亦只是持敬否。曰、學莫要於持敬、故伊川謂、敬則無己可克、省多少事。然此事甚大、亦甚難。須是造次顛沛必於是、不可須臾間斷、如此方有功、所謂敏則有功、若還今日作、明日輟、放下了又拾起、幾時得見效。なお、朱子は「克己復禮」を學問の綱目とすることは、次の用例が擧げられる。『語類』卷三〇、四七条、潘時舉錄(Ⅲ 774)「問顏子不遷怒、不貳過。曰、看程先生顏子所好何學論說得條理、只依此學、便可以終其身也。立之因問、先生前此云、不遷怒、貳過、是克己復禮底效驗、今又以爲學即在此、何也。曰、爲學是總說克己復禮、又是所學之目也。又云、天理、人欲、相爲消長。克得人欲、乃能復禮。顏子之學只在這上理會。』『語類』卷三七、一四条、黃義剛錄(Ⅲ 983)「或問仁者不憂、但不憂似亦未是仁。曰、今人學問百種、只是要克己復禮。若能克去私意、日間純是天理、自無所憂、如何不是仁。」

4条

問。大學首云明德、而不會說主敬、莫是已具於小學。曰。固然。自小學不傳、伊川却是帶補一敬字。 可學

〔校勘〕

○「伊川却是帶補一敬字」 傳經堂本は「却」を「卻」に作る。以下同じ。

〔訳〕

問う。「大學の冒頭が明教について述べて、主敬を説かないのは、（敬は）すでに小學の段階に備わっていたということでしょうか。」（先生は）言われた。「勿論そうだ。小學が傳わなくなかった以降、伊川はそこで敬の一字を持ってきて補ったのだ。」 鄭可學錄

〔注〕

（1）「主敬」 敬を主とすること。『語類』卷六、八一条、李方子錄（I 113）「百行萬善、固是都合著力、然如何件去理會得。百行萬善、摠於五常、五常又摠於仁、所以孔孟只教人求仁。求仁、只是主敬、求放心。若能如此、道理便在這裏。」

（2）「已具於小學」 前条の注（1）の『大学或問』を参照。『語類』卷七、一一條、葉賀孫錄（I 126）「器遠前夜說敬、當不得小學。某看來、小學却未當得敬、敬已是包得小學。敬是徹上徹下工夫。」

（3）「小学不伝」 『朱文公集』卷七六「題小学」古者小學、教人以灑掃・應對・進退之節、愛親・敬長・隆師・親友之道。皆所以爲修身・齊家・治國・平天下之本、而必使其講而習之於幼穉之時。欲其習與智長、化與心成、而無扞格不勝之患也。今其全書雖不可見而雜出於傳記者亦多。讀者往往直以古今異宣、而莫之行。殊不知、其無古今之異者、固未始不可行也。今頗蒐輯、以爲此書、授之童蒙資其講習、庶幾有補於風化之萬一云爾。」

（4）「伊川却是帶補一敬字」 「主敬」は程伊川に基づく。『河南程氏遺書』卷三「入道莫如敬、未有能致知而不敬者。今人主心不定、

視心如寇賊而不可制、不是事累心、乃是心累事。當知天下無一物是合少得者、不可惡也。」同書卷四「君子之遇事無巨細、一於敬而已。簡細故以自崇、非敬也。飾私智以爲奇、非敬也。要之無敬慢而已。語曰、居處恭、執事敬、雖之夷狄、不可棄也。然則執事敬者、固爲仁之端也。推是心而成之、則篤恭而天下平矣。」

5条

敬字は徹頭徹尾工夫。自格物、致知至治國、平天下、皆不外此。人傑

〔校勘〕

○諸本異同なし。

〔訳〕

（先生が言われた。）「敬字は最初から最後まで一貫する工夫だ。格物、致知から、治國、平天下に至るまで、すべて敬に他ならない。」 萬人傑錄

〔注〕

（1）「徹頭徹尾」 冒頭から末尾まで。「徹心徹髓」「徹骨」「徹底」「徹

處「微頭」「微始微終」「微上微下」と類似。三浦國雄『朱子語類』抄（講談社、二〇〇八年、一九六頁）を参照。「敬字是微頭微尾工夫」は前条注（2）を参照。

（2）「自格物、致知至治國、平天下、皆不外此」「語類」卷十二、七四条、劬浩錄（I 208）「修身、齊家、治國、平天下都少箇敬不得。」

6条

問。或問說敬處。曰。四句不須分析、只做一句看。次日、又曰。夜來說敬、不須只管解說、但整齊嚴肅便是敬、散亂不收斂便是不敬。四句只行著、皆是敬。 燾

〔校勘〕

○朝鮮古寫本卷一六にはこの条なし。

○「四句只行著」成化本、萬曆本、和刻本は「著」を「着」に作る。

〔訳〕

或問の敬を説くところについて質問した。（先生は）言われた。「四句は、區別して考える必要がなく、ただ一句として見ればよい。」翌日にまた言われた。「昨夜、敬について話したが、ただ口先であれこれ解説するのではなく、ただ外貌を整えて心を厳かにするのが敬で、心を散乱させて收斂しないのが不敬だ。この四句をただ実践するならば、すべて敬になる。」 呂燾録

（1）「或問說敬處」「大学或問」「程子於此、嘗以主一無適言之矣、嘗以整齊嚴肅言之矣。至其門人謝氏之說、則又有所謂常惺惺法者焉。尹氏之說、則又有所謂其心收斂不容一物者焉。」

（2）「四句」程頤が言った「主一無適」（心を專一に保ってあらぬかたに向かわせない）と「整齊嚴肅」（外貌を整えて心を厳かにする）、謝良佐が言った「常惺惺」（心を常に目覚めさせておく）及び尹焞が言った「其心收斂不容一物」（心を收斂して一つの外物も入らないようにする）という四つの定義。『語類』卷十四、十九条を参照。また、7条以降を参照。

（3）「分析」詳しく區別して考えること。『語類』卷十五、一三八条、周明作錄（II 308）「大學、在明明德、在新民、在止於至善。此三箇は大綱、做工夫全在此三句内。下面知止五句是說效驗如此、上面是服藥、下面是說藥之效驗。正如說服到幾日效如此、又服到幾日效又如此。看來不須說效亦得、服到日子滿時、自然有效。但聖人須要說到這田地、教人知明明德三句。後面又分析開八件、致知至修身五件、是明明德事、齊家至平天下三件、是新民事、至善只是做得恰好。」

（4）「不須只管解說」「解說」は、解説する、説明する、能書きを言う。しばしば体認や実践と対照して、「口先だけの解説」という否定的なニュアンスで用いられる。『語類』卷一四、八五条、呂燾録「問。或謂虛靈不昧、是精靈底物事、具衆理、是精靈中有許多條理、應萬事、是那條理發見出來底。曰。不消如此解說。但要識

得這明德是甚物事、便切身做工夫、去其氣稟物欲之蔽。」『語類』
卷一二、一〇五条、黄升卿錄（I 211）「問敬。曰。不用解說、只
整齊嚴肅便是。」

(5) 「散亂」 散らかすこと。『語類』卷十一、八条、記錄者名欠（I
111）「讀書須將心貼在書册上、逐句逐字、各有著落、方始好商量。
大凡學者須是收拾此心、令專靜純一、日用動靜間、都無馳走散亂、
方始看得文字精審。如此方是有本領。」

7条

或問、大學論敬所引諸說有内外之分。曰、不必分内外、都只一般、
只恁行著都是敬。 個

〔校勘〕

○「大學論敬所引諸說有内外之分」 朝鮮古寫本は文末に「者」の字が
ある。

○「只恁行著都是敬」 成化本、萬曆本、朝鮮古寫本、朝鮮整版本、
和刻本は「恁」を「認」に作る。萬曆本、和刻本は「著」を「着」
に作る。

〔訳〕

ある者が問う。「大學（或問）が敬について論じて引用した諸説には、
内外の分別がありますね。」（先生は）言われた。「内外に分ける必要

はなく、みな同じで、ただこのように実践しさえすればすべて敬にな
るのだ。」 沈僩録

〔注〕

(1) 「有内外之分」 敬に対する四つの定義のうち「整齊嚴肅」は外
貌威儀を整える工夫なので「外」に属するのではないか、との趣旨。
『易』「坤卦文言」「君子敬以直内、義以方外。」『勉齋集』卷二「敬
說」「整齊嚴肅、則制於外以養其中也。」『北溪大全集』卷四一「答
陳伯澡問近思錄」「須是整齊嚴肅、便常惺惺。烏有外慢而中不放者。」
『西山文集』卷二七「送周天驥序」「子程子所謂主一無適者、敬之
存乎中者也。整齊嚴肅者、敬之形於外者也。」
(2) 「都只一般」「一般」は、「同じ」。

8条

問。敬、諸先生之說各不同。然總而行之、常令此心常存、是否。

曰。其實只一般。若是敬時、自然主一無適、自然整齊嚴肅、自然常
惺惺、其心收斂不容一物。但程子整齊嚴肅、與謝氏尹氏之說、又更分
曉。 履孫

〔校勘〕

○「然總而行之」 成化本、朝鮮古寫本、朝鮮整版本は「行」を「言」
に作る。

若無整齊嚴肅、却要惺惺、恐無捉摸、不能常惺惺矣。 人傑。

〔訳〕

問う。「敬について、各先生の説は異なります。しかし、まとめてそれらを行い、常にこの心を保つことでしょうか。」

（先生は）言われた。「實は同じことだ。敬になれば、自然に「主一無適」（心が専一であらぬかたに向かわせないこと）になり、自然に「整齊嚴肅」（外貌を整えて心を嚴かにすること）になり、自然に「常惺惺」（心を目覚めさせておくこと）になり、「其心收斂不容一物」（その心を收斂して一つの外物も入らないようにすること）になる。ただ、程子の「整齊嚴肅」は謝氏、尹氏の説よりさらにはつきりしている。」
潘履孫録

〔注〕

（1）「總而行之」 校勘で指摘したように成化本等は「總而言之」に作っており、こちらの「方が分かりやすい。」

（2）「分曉」 「田中謙二『朱子語類外任篇譯注』一五八頁にはつきりする、とある。」『語類』卷一四、四二条既出。

9条

或問。先生説敬處、舉伊川主一與整齊嚴肅之説與謝氏常惺惺之説。就其中看、謝氏尤切當。

曰。如某所見、伊川説得切當。且如整齊嚴肅、此心便存、便能惺惺。

〔校勘〕

○「舉伊川主一與整齊嚴肅之説」 朝鮮古寫本は「伊川」の前に「程」の字がある。

○「曰如某所見」 朝鮮古寫本は文頭に「先生」の二字がある。

〔訳〕

あるものが問う。「先生は敬を説く際に、伊川の「主一」と「整齊嚴肅」という説と謝氏の「常惺惺」という説を挙げられました。これらの説について見れば、謝氏が最も切実妥当です。」

（先生は）言われた。「私の考えでは、伊川の説が切実妥当だ。もし整齊嚴肅にすれば、この心を保つことができ、常に惺惺であることもできる。もし整齊嚴肅にすることなく、惺惺であろうとすれば、恐らく捉えどころがなく、常に惺惺であることはできないのだ。」 萬人傑録

〔注〕

（1）「且如」「例如」「假如」。かりに。『朱子語類』卷十五、四七条既出。

（2）「捉摸」 捉えること。『語類』卷十五、三四条既出。

10条

問。或問舉伊川及謝氏尹氏之說、只是一意說敬。曰、主一無適、又說箇整齊嚴肅、整齊嚴肅、亦只是主一無適意。且自看整齊嚴肅時如何這裏便敬、常惺惺也便是敬、收斂此心、不容一物、也便是敬。此事最易見。試自體察看、便見。只是要教心下常如此。

因說到放心、如惻隱、羞惡、是非、辭遜是正心、才差去、便是放。若整齊嚴肅、便有惻隱、羞惡、是非、辭遜。某看來、四海九州、無遠無近、人人心都是放心、也無一箇不放。如小兒子才有智識、此心便放了、這裏便要講學存養。 賀孫

〔校勘〕

○「問或問」と「舉伊川及謝氏尹氏之說」の間に、朝鮮古寫本は「然則所謂敬者又若何而用力邪下」の十四字がある。

○「或問舉伊川及謝氏尹氏」和刻本は「尹」を「川」に作る。

〔訳〕

問う。「或問は伊川及び謝氏、尹氏の説を擧げ、ひたすら敬のことばかり説いていますか。」（先生は）言われた。「主一無適」の他、また「整齊嚴肅」を説いた。「整齊嚴肅」もただ「主一無適」の意味だ。しばらく「整齊嚴肅」の時になぜここが敬になるのか、なぜ「常惺惺」もつまり敬であるのか、なぜ「收斂此心不容一物」もつまり敬であるのか、ということ まずは自分で考えてみよう。このことは最も分かりやすい。自ら試みて體驗してみればつまり分かる。ただ心を常にこ

のようにさせるだけだ。」

放心について説き及んだ。「惻隱、羞惡、是非、辭遜のようなものは正心であり、（そこから）少しでもはずれて行けばつまり「放」だ。もし整齊嚴肅（外貌を整えて心を嚴かにする）にさえすれば、すなわち惻隱、羞惡、是非、辭遜がある。思うに、全世界、どこもかしこも人々の心はすべて「放心」であって、放逸にならなかつた心は一つもない。例えば小さい子が少しでも知恵がつくもこの心を放逸してしまえば、つまりここで學習して心を存して性を養わないといけない。」
葉賀孫錄

〔注〕

(1) 「自看」 自分で見る、自分で考える。「語類」卷一四、三八条、葉賀孫錄(II 35)「公且自看、日用之間、如何離得這四箇。」『語類』卷三七、三七条、潘時舉錄(III 38)「叔重問、程子云、權者、言稱錘之義也。何物以爲權。義是也。然也只是說到義。義以上更難說、在人自看如何。此意如何看。曰、此如有人犯一罪、性之剛者以爲可誅、性之寬者以爲可恕、概之以義、皆未是合宜。此則全在權量之精審、然後親審不差。欲其權量精審、是他平日涵養本原、此心虛明純一、自然權量精審。伊川常云、敬以直内、則義以方外。義以爲質、則禮以行之。」

(2) 「自體察看」 自ら體驗してみる。「看」は、動詞の後ろに用いて、くしてみるの意を表す。『語類』卷五、四五条、林學蒙錄(I 8)「心雖是一物、却虛、故能包含萬理。這箇要人自體察始得。」

(3) 「心下」心の中心。『語類』卷九、五五條、葉賀孫錄 (I 156) 「如適來說克己、伊川只說箇敬。今人也知道敬、只是不常如此。常常如此、少間自見得是非道理分明。若心下有些子不安穩、便不做。到得更有一項心下習熟底事、自以為安、外來卒未相入底、又不安。這便將前聖所說道理、所做樣子、看教心下是非分明。」

(4) 「惻隱、羞惡、是非、辭遜」『孟子』「公孫丑」上「惻隱之心。仁之端也。羞惡之心。義之端也。辭讓之心。禮之端也。是非之心。智之端也。」「辭遜」は「辭讓」と同じ。

(5) 「差」はずれる。『語類』卷三一、一五條、葉賀孫錄 (III 783) 「正卿問、集注不知其仁也、云、雖顏子之賢、猶不能不違於三月之後、如何。曰、不是三月以後一向差去、但於這道理久後、略斷一斷、便接續去。只是有些子差、便接了。若無些子間斷、便全是天理、便是聖人。」

(6) 「四海九州」全世界。『礼記』「礼器」大饗其王事與、三牲魚腊、四海九州之美味也。」

(7) 「無遠無近」どこもかしここと。『毛詩』小雅「皇皇者華」「皇皇者華、于彼原隰。」毛注…忠臣奉使、能光君命、無遠無近、如華不以高下易其色。鄭箋云…無遠無近、維所之則然。」

(8) 「小兒子」小さい子供。「小兒」とも。『語類』卷七、一三條、陳淳錄 (I 126) 「天命、非所以教小兒、教小兒只說箇義理大概、只眼前事或以灑掃應對之類、作段子亦可。每嘗疑曲禮衣毋撻、足毋蹶、將上堂、聲必揚、將入戶、視必下、等協韻處、皆是古人初教小兒語。列女傳孟母又添兩句、曰、將入門、問孰存。」同卷七、

一五條、黃義剛錄 (I 126) 「先生初令義剛訓二三小子。見教、曰、授書莫限長短、但文理斷處便住。若文勢未斷者、雖多授數行、亦不妨。蓋兒時讀書、終身改口不得。嘗見人教兒讀書限長短、後來長大後、都念不轉。如訓話、則當依古注。問。向來承教、謂小兒子讀書、未須把近代解說底音訓教之、却不知解與他時如何。若依古注、恐他不甚曉。曰、解時却須正說、始得。若大段小底、又却只是粗義、自與古注不相背了。」

(9) 「講學」『礼記』「禮運」「故人情者、聖王之田也。脩禮以耕之、陳義以種之、講學以耨之、本仁以聚之、播樂以安之。」「左伝」昭公七年「九月、公至自楚。孟僖子病不能相禮、乃講學之、苟能禮者從之。」

11條

光祖問。「主一無適」與「整齊嚴肅」不同否。

曰。如何有兩樣、只是箇敬。極而至於堯舜、也只常常是箇敬。若語言不同、自是那時就那事說、自應如此。且如『大學』論語『孟子』『中庸』都說敬、『詩』也『書』也『禮』也、亦都說敬。各就那事上說得改頭換面、要之、只是箇敬。

又曰。或人問「出門、使民時是敬、未出門、使民時是如何」、伊川答「此儼若思時也」。要知這兩句只是箇「毋不敬」。又須要問未出門、使民時是如何、這又何用問、這自可見。如未出門、使民時、是這箇敬、當出門、使民時、也只是這箇敬、到得出門、使民了、也只是如此。『論語』

如此様儘有、最不可如此看。 賀孫

〔校勘〕

- 「不同否」 朝鮮古写本は、「不」の前に「有」字あり。
- 「只是箇敬」 朝鮮古写本は、「箇」を「个」に作る。以下同じ。
- 「改頭換面」 成化本、朝鮮古写本は、「面」を「画」に作る。
- 「又須要問」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は、「須」を「湏」に作る。
- 「當出門、使民時」 朝鮮古写本は「門」の後ろに「時」字あり。
- 「也只是如此、論語如此」 萬曆本、和刻本は「也只是（如論此語）如此」（カッコ内は双行小字）に作る。

〔訳〕

曾光祖が質問する。「程頤の」「主一無適」と「整齊嚴肅」とは違うのでしうか。」

（先生がおっしゃる。「どうして二つのことであろうか、（どちらも）つまり敬のことだ。上は堯舜にいたるまで、やはり常に敬に取り組んでおられたのだ。（敬について語られた）言葉に違いがあるのは、それぞれの時にそれぞれの事柄に即して説かれたのであるから、そうなるのも当然だ。例えば、『大学』『論語』『孟子』『中庸』はいずれも敬についていい、『詩』も『書』も『礼』もすべて敬について述べている。いずれもそれぞれの（書物の）内容に従って述べて表現は違うが、要するに、敬のこと（をいっているの）だ。」

またおっしゃる。「ある人が（程伊川に、『論語』顔淵篇に関して）「門

を出るとき、人民を使役するときは敬であります、では門を出る前、人民を使役しないときは、どうでしょうか」と問うたのに、伊川は「それは『礼記』曲礼の「儼なること思うが若し」の場合だ」と答えた。この両句（未出門、使民時）はともに（『礼記』曲礼の）「敬せざる母かれ」ということだと分からねばならぬ。それなのに、「門を出る前、民を使役しないときは、どうでしょうか」などと問おうとするが、そんなことはどうして尋ねる必要があるか、それは自明のことだ。まだ、門を出る前や民を使役しないときも敬であるし、門を出るちょうどその時や民を使役している時もやはり敬であるし、門を出た後や民を使役し終わった後もやはりこのよう（に敬であるべき）だ。『論語』にはこのような例が多いが、決してそのように（文字通りに「出門、使民」の時だけ敬であると）理解してはいけない。」 葉賀孫録

〔注〕

- (1) 「光祖」 朱子に関係する「光祖」には三人いるが、ここは曾興宗（一一四六～一二二二）のことで、光祖はその字。田中謙二「朱門弟子師事年攷」（『田中謙二著作集』第三卷所収、汲古書院、二〇〇一年）、一八〇～一八三頁、および陳榮捷『朱子門人』（台湾学生書局、一九八二年）、二三八～二三九頁、『語類』卷一四、八二条に既出。『語類』における曾興宗に関する記録は、葉賀孫および黃義剛によるものが多い。

(2) 「主一無適與整齊嚴肅」 『大学或問』「曰。然則所謂敬者、又若何而用力耶。曰。程子於此、嘗以主一無適言之矣、嘗以整齊嚴肅

言之矣。至其門人謝氏之說、則又有所謂常惺惺法者焉、尹氏之說、則又有所謂其心收斂不容一物者焉。觀是數說、足以見其用力之方矣。曰。敬之所以爲學之始者、然矣。其所以爲學之終也、奈何。曰。敬者、一心之主宰而萬事之本根也。知其所以用力之方、則知小學之不能無賴於此以爲始。知小學之賴此以始、則夫大學之不能無賴乎此以爲終者、可以一以貫之而無疑矣。蓋此心既立、由是格物致知、以盡事物之理、則所謂尊德性而道問學。由是誠意正心、以修其身、則所謂先立其大者而小者不能奪。由是齊家治國、以及乎天下、則所謂修己以安百姓、篤恭而天下平。是皆未始一日而離乎敬也。然則敬之一字、豈非聖學始終之要也哉。」『河「程氏遺書」卷一五「主一無適、敬以直內、便有浩然之氣。浩然須要實識得他剛大。直不習、無不利。」同・同「閑邪則固一矣。然主一則不消言閑邪。有以一爲難見不可下工夫如何。一者無他、只是整齊嚴肅、則心便一、一則自是無非僻之奸。此意但涵養久則天理自然明。」』

(3) 「極而至於堯舜、也只常常是箇敬」卷七、一一條、葉賀孫錄(129)「器遠前夜說。「敬當不得小學。」某看來、小學却未當得敬。敬已是包得小學。敬是徹上徹下工夫。雖做得聖人田地、也只放下這敬不得。如堯舜也終始是一箇敬。如說「欽明文思」、頌堯之德、四箇字獨將這箇「敬」做擗初頭。如說「恭己正南面而已」、如說「篤恭而天下平」、皆是。」

(4) 「且如「大學」「論語」「孟子」「中庸」都說敬、「詩」也「書」也「禮」也、亦都說敬」「敬」は朱子学における重要概念である。朱子の居敬説は、四十歳ごろに確立したとされ、李侗から継承し

た、静坐を重視し、未発の状態で理を体得する方法と、張栻から影響を受けた、已発時の省察を重視する方法を統合したものであるという。(友枝龍太郎『朱子の思想形成』、春秋社、一九六九年、第一章)『語類』卷一二では、朱子は、經書において伝統的に「敬」が重視されてきたことを述べ、特に、目的語を伴わずに単独で用いられる「敬」が重視されてきたと説く。卷一二、七三条、沈僞録(120)「因歎敬字工夫之妙。聖學之所以成始成終者、皆由此、故曰『修己以敬。』…或曰。自秦漢以來、諸儒皆不識這敬字、直至程子方說得親切、學者知所用力。曰。程子說得如此親切了、近世程沙隨猶非之、以爲聖賢無單獨說敬字時、只是敬親、敬君、敬長、方着箇敬字。全不成說話。聖人說『修己以敬』、曰『敬而無失』、曰『聖敬日躋』、何嘗不單獨說來。若說有君、有親、有長時用敬、則無君親、無長之時、將不敬乎。都不思量、只是信口胡說。」また、諸経が説く「敬」については、以下に示す通り、「敬」字が直接言及されている場合に加えて、經文中に「敬」字が用いられていなくとも、朱子学において「敬」として理解されていたものが存在することも考慮すべきであろう。『大学章句』伝三章「『詩』云『穆穆文王、於緝熙敬止。』爲人君、止於仁、爲人臣、止於敬、爲人子、止於孝、爲人父、止於慈、與國人交、止於信。」『論語』「泰伯」「詩云。戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰。」(『語類』卷三五、二二條、張洽録(113)「曾子曰。『戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰』、此乃敬之法。」)同「顔淵」(「子夏曰)君子敬而無失、與人恭而有禮。四海之内、皆兄弟也。君子何患乎無兄弟也。」朱注「既

安於命、又當修其在己者。故又言苟能持己以敬而不間斷、接人以恭而有節文、則天下之人皆愛敬之、如兄弟矣。」同「憲問」「子路問君子。子曰。脩己以敬。曰。如斯而已乎。曰。脩己以安人。曰。如斯而已乎。曰。脩己以安百姓。脩己以安百姓、堯舜其猶病諸。」『孟子』「告子」上「放其心而不知求、哀哉。」(『語類』卷二二、八〇条、黃義剛錄 (I 209)「人只是要求放心。何者爲心。只是箇敬。人才敬時、這心便在上身了。」「中庸章句」第一章「道也者、不可須臾離也、可離非道也。是故君子戒慎乎其所不睹、恐懼乎其所不聞。」朱注「…是以君子之心常存敬畏、雖不見聞、亦不敢忽、所以存天理之本然、而不使離於須臾之頃也。」『詩集傳』卷二十「商頌」「長發」「帝命不違、至于湯齊。湯降不遲、聖敬日躋。昭假遲遲、上帝是祗、帝命式于九圍。」集傳「賦也。湯齊之義、未詳。蘇氏曰、至湯而王業成、與天命會也。降、猶生也。遲遲、久也。祗、敬。式、法也。九圍、九州也。商之先祖、既有明德、天命未嘗去之、以至於湯。湯之生也、應期而降、適當其時、其聖敬又日躋升、以至昭假于天、久而不息、惟上帝是敬。故帝命之、使爲法於九州也。」『禮記』「曲禮」上「曲禮曰、毋不敬、儼若思、安定辭、安民哉。」『禮記集說』卷一「新安朱氏曰。毋不敬、是統言主宰處。儼若思、敬者之貌也。安定辭、敬者之言也。安民哉、敬者之效也。若只以事無過舉可以安民爲說、則氣象淺迫、無含蓄也。」

(5) 「改頭換面」表現や形式は変わるが、實質・中身は変わらないこと。「改頭換尾」ともいう。早くは唐代の仏教関係の語彙に見える。「寒山詩」「可畏輪廻苦、往復似翻塵。蟻巡環未息、六道亂

紛紛。改頭換面孔、不離舊時人。速了黑暗獄、無令心性昏。」『語類』卷一〇九、一二条、沈僩錄 (VII 2033)「今人作經義、正是醉人說話。只是許多說話改頭換面、說了又說、不成文字。」

(6) 「或人問、出門、使民時是敬、未出門、使民時如何、伊川答、此儼若思時也」『論語』「顔淵」の仁についての、程子とその門人による議論。「河」程氏遺書」卷六、一八に見え、『論語集注』にも引かれる。「論語」「顔淵」「仲弓問仁。子曰。出門如見大賓、使民如承大祭。己所不欲、勿施於人。在邦無怨、在家無怨。仲弓曰。雍雖不敏、請事斯語矣。」朱注「程子曰。…或問。出門使民之時、如此可也。未出門使民之時、如之何。曰。此儼若思時也、有諸中而後見於外。觀其出門使民之時、其敬如此、則前乎此者敬可知矣。非因出門使民、然後有此敬也。」『禮記』「曲禮上」の語。本条の前注(4)を参照。

(7) 「要知這兩句只是箇毋不敬」「這兩句」は「未出門、使民時」を指す。「出門使民時」は有事(已發)、「未出門使民時」は無事(未發)に相当する。「毋不敬」は、「無事の時も敬せざる毋し」の意で解釈されている。本卷一四条の「大抵敬有二。有未發、有已發。所謂毋不敬、事思敬、是也。」を参照。

(8) 「又須要問未出門、使民時是如何」「須要」は「どうしても…しようとする」「無理に…しようとする」の意味。卷一六、一七九条、注(8)を参照。

(9) 「論語」如此様儘有、最不可如此看」「儘」は、「盡」と同じく「すべて」の意もあるが、ここでは現代漢語の「盡管」「雖然」

と同じく、「…ではあるが」の意。卷一二五、三〇条、林夔孫録（Ⅷ 2994-2995）「問。『老子』之言、似有可取處。曰。它做許多言語、如何無可取。如佛氏亦儘有可取、但歸宿門戸都錯了。」「最不可」は「決して…してはいけない」。卷一六、一七六条、徐寓録（Ⅱ 352）「讀書專留意小處、失其本領所在、最不可。」

卷一七

12条

或問整齊嚴肅與嚴威儼恪之別。曰。只一般。整齊嚴肅雖非敬、然所以爲敬也。嚴威儼恪、亦是如此。 燾

〔校勘〕

○本条は、朝鮮古写本の本卷には収録せず。

〔訳〕

ある者が、（程頤の）「整齊嚴肅」と（『礼記』の）「嚴威儼恪」の違いについて質問した。（先生が）おっしゃる。「同じだ。整齊嚴肅は敬そのものではないが、敬を行うための手段である。嚴威儼恪もそうだ。」

呂燾録

〔注〕

(1) 「嚴威儼恪」『礼記』「祭義」「孝子之有深愛者、必有和氣。有和氣者、必有愉色。有愉色者、必有婉容。孝子如執玉、如奉盈、洞洞屬屬然如弗勝、如將失之。嚴威儼恪、非所以事親也、成人之道也。」孔穎達疏「嚴威儼恪非所以事親也者、嚴謂嚴肅、威謂威重、儼謂儼正、恪謂恭敬。」

(2) 「一般」同じ。現代漢語の「一樣」。

(3) 「整齊嚴肅雖非敬、然所以爲敬也、嚴威儼恪、亦是如此」「整齊嚴肅」や「嚴威儼恪」は威儀を正すことであり、敬そのものではないが、敬を行う手段となる、とする考えは、程頤の説を承けたもの。『河南程氏遺書』卷一五「嚴威儼恪、非敬之道、但致敬須自此入。」

13条

問。上蔡説「敬者、常惺惺法也」、此説極精切。曰。不如程子「整齊嚴肅」之説爲好。蓋人能如此、其心即在此、便惺惺。未有外面整齊嚴肅而内不惺惺者。如人一時問外面整齊嚴肅、便一時惺惺、一時放寬了、便昏怠也。

祖道曰。此箇是氣。須是氣清明時、便整齊嚴肅。昏時便放過了、如何捉得定。

曰。「志者、氣之帥也」、此只當責志。『孟子』曰「持其志、毋暴其氣」、若能持其志、氣自清明。

或曰。程子曰「學者爲習所奪、氣所勝、只可責志」、又曰「只這箇

也是私、學者不佞地不得」、此説如何。

曰。涉於人爲、便是私。但學者不如此、如何著力。此程子所以下面便放一句云「不如此不得」也。 祖道

〔校勘〕

○「便惺惺」 朝鮮整版本、「便」を「僂」に作る。以下同じ。

○「外面」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「面」を「面」に作る。

○「祖道曰」 朝鮮古写本は「曰」を「云」に作る。

○「須是氣清明」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「須」を「須」に作る。

○「曰志者氣之帥也」 朝鮮古写本は「曰」の前に「先生」の二字あり。

○「或曰」 朝鮮古写本は「曰」を「云」に作る。

○「又曰」 成化本、朝鮮古写本は「曰」を「云」に作る。

○「曰涉於人爲」 朝鮮古写本は「曰」の前に「先生」の二字あり。

○「如何著力」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「著」を「着」に作る。

○「下面」 成化本、朝鮮古写本、和刻本は「面」を「面」に作る。

○「放一句」 成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「放」を「救」に作る。

〔訳〕

質問。「謝上蔡は「敬とは、常に惺惺（目ざめている）ための方法である」といいますが、この説は非常にびたりと言ひあてていますね。」

（先生が）おっしゃる。「程子の「整齐嚴肅」の説がよいには及ばない。

思うに、人がそのように（整齐嚴肅）することができれば、心はここに（しっかりと）あつて、つまり惺惺なのだ。外面は整齐嚴肅であるのに内面は惺惺でないという人はいない。もしある時間の間、外面が整齐嚴肅であれば、その時間の間は（内面も）惺惺なのであり、ある時間の間、（外面が）緩んでいれば、（その時間の間は内面も）昏迷して怠けているのだ。」

（私）祖道がいう。「それは氣ということですね。氣が清明であるときは、（外貌も）整齐嚴肅としてゐるはずですが、（氣が）昏濁して（外貌も）放縱になつてしまつたら、一体どうしたら（氣を）捕捉して安定させられるのでしょうか。」

（先生が）おっしゃる。「『孟子』に「志なる者は、氣の帥なり」というが、これは（程子のいうように）「志を責める」（志の責任を追究する）べきである。『孟子』に「其の志を持し、其の氣を暴する母かれ」というが、志をしっかりと保持していれば、氣は自然と清明になるのだ。」

ある者が質問した。「程子は、「学ぶ者が、習に流されて、氣に圧倒されるのは、志を責めるべきだ」といい、また『孟子』の「其の志を持す」について）これもやはり私であるが、学ぶ者はこのようであればならぬ」といいますが、これはどういうことでしょうか。」

（先生が）おっしゃる。「人爲に関わることであれば、それはつまり私だ。しかし、学ぶ者はそのようにしなければ、どうして力を注ぐことができようか。だから程子は下文に「そのようにしなければならぬ」の一句を加えたのだ。」 曾祖道録

〔注〕

(1) 上蔡說「敬者、常惺惺法也」『上蔡語錄』卷二「敬是常惺惺法、心齋是事事放下、其理不同。」

(2) 「一時間」短い時間。ある一定の時間。卷一六、五六条、林夔孫録(Ⅱ 325)「問表裏。…又說「裏」字云。「莫見乎隱、莫顯乎微。」此箇道理、不惟一日間離不得、雖一時間亦離不得、以至終食之頃亦離不得。」

(3) 「氣清明時」『孟子』「告子」上「其所以放其良心者、亦猶斧斤之於木也、且旦而伐之、可以爲美乎。其日夜之所息、平旦之氣、其好惡與人相近也者幾希、則其且晝之所爲、有梏亡之矣。」朱注「良心者、本然之善心、即所謂仁義之心也。平旦之氣、謂未與物接之時、清明之氣也。」

(4) 「放過」放縱であること、いい加減であるさま。『語類』卷九、七九条、董銖録(Ⅰ 150)「自家既有此身、必有主宰。理會得主宰、然後隨自家力量、窮理格物、而合做底事不可放過些子。」

(5) 「捉得定」「定」は、動作の固定・確實性を表す助字で、現代漢語の「住」に同じ。太田辰夫『中国語歴史文法』、一二〇頁。

(6) 「志者、氣之帥也」『孟子』「公孫丑」上「持其志、毋暴其氣」いづれも『孟子』の語。『孟子』「公孫丑」上「曰。敢問夫子之不動心、與告子之不動心、可得聞與。告子曰「不得於言、勿求於心。不得於心、勿求於氣。」不得於心、勿求於氣、可。不得於言、勿求於心、不可。夫志、氣之帥也。氣體之充也。夫志至焉、氣次焉。故曰「持

其志、無暴其氣。」朱注「此一節、公孫丑之問。孟子誦告子之言、又斷以己意而告之也。告子謂於言有所不達、則當舍置其言、而不必反求其理於心。於心有所不安、則當力制其心、而不必更求其助於氣、此所以固守其心而不動之速也。孟子既誦其言而斷之曰、彼謂不得於心而勿求諸氣者、急於本而緩其末、猶之可也。謂不得於言而不求諸心、則既失於外、而遂遺其內、其不可也必矣。然凡曰可者、亦僅可而有所未盡之辭耳。若論其極、則志固心之所之、而爲氣之將帥。然氣亦人之所以充滿於身、而爲志之卒徒者也。故志固爲至極、而氣即次之。人固當敬守其志、然亦不可不致養其氣。蓋其内外本末、交相培養。此則孟子之心所以未嘗必其不動、而自然不動之大略也。」

(7) 「程子曰、學者爲習所奪、氣所勝、只可責志」『河』『程氏遺書』卷一五「學者、爲氣所勝、習所奪、只可責志。」

(8) 「又曰、只這箇也是私、學者不恁地不得」『程氏外書』卷八「因論「持其志」、先生曰。只這箇也是私。然學者不恁地不得。」

(9) 「著力」努力すること。力を尽くすこと。

14条

因看涪陵記善録、問。和靖說敬、就整齊嚴肅上做、上蔡却云是惺惺法、二者如何。

厚之云。先由和靖之說、方到上蔡地位。曰。各有法門。和靖是持守、上蔡却不要如此、常要喚得醒。要之、和靖底是上蔡底。

横渠曰。易曰敬以直内、伊川云主一、却與和靖同。大抵敬有二、有未發、有已發、所謂「毋不敬」、「事思敬」、是也。

曰。雖是有二、然但一本、只是見於動靜有異。學者須要常流通無間。又、如和靖之說固好、但不知集義、又却欠工夫。

曰。亦是渠才氣去不得、只得如此。大抵有體無用、便不渾全。

又問。南軒說敬、常云義已森然於其中。曰。渠好如此說、如仁智動靜之類、皆然。可學

〔校勘〕

○「横渠曰」成化本、朝鮮古写本は「渠」を「某」に作る。

○「曰雖是有二」朝鮮古写本は「曰」の前に「先生」の二字あり。

○「可學」朝鮮古写本は「學」を「孝」に作る。

〔訳〕

（先生が門弟たちとともに）『涪陵記善録』を読んでいたおりに、質問された。「尹和靖は、敬を（程頤の）「整齐嚴肅」によって（其心收斂、不容一物」と）説いており、（一方で）謝上蔡は（敬について）「惺惺の法である」といっているが、両者についてどう考えるか。」

陳易がいう。「先に尹和靖の説から入り、その次に謝上蔡の境地に至ることができません。」（先生が）おっしゃる。「それぞれにやり方がある。和靖のものは（心を）保持し守るものであり、上蔡はそんなことをしようとせず、常に（心を）覚醒させようとする。しかし要するに、和靖のいっていることは上蔡のいっていることと同じだ。」

横渠がいう。「『易』の「敬して以て内を直にす」について、程伊川が「主一」というのは、尹和靖（の）「其心收斂、不容一物」と同じことです。そもそも敬には二つあり、未発の敬と已発の敬です。いわゆる（『礼記』の）「敬せざる母かれ」（未発）と（『論語』の）「事は敬を思ふ」（已発）がそうですね。」

（先生が）おっしゃる。「（敬は未発と已発の際の）二つではあるが、結局は大本は一つであり、動と静とに應じて（敬の工夫の）あり方に違いがあるだけだ。学ぶ者は、常に（静時も動時も、未発の時も已発の時も）よどみなく（敬であつて）間断なくなさねばならない。」

さらにいう。「尹焞の説はもちろんよいのですが、「集義」（諸事を義に合する）について分かっておらず、（実践の）工夫を欠いていますね。」

（先生が）おっしゃる。「やはり尹焞は才気が充分でないので、そのようにいうだけだ。そもそも体があつても用のないものは、完全とはいえない。」

さらに質問する。「張南軒は、敬をいう際に、常に「義、已に其の中に於いて森然たり」（義がその中に充滿している）といえます。」（先生が）おっしゃる。「彼は好んでこのように言っていた。仁智や動靜など、どのような場合においても、皆そのよう（に敬）だ。」鄭可学録

〔注〕

- (1) 『涪陵記善録』 『涪陵記善録』は、程頤の弟子である尹焞の語を、弟子の馮忠恕が編纂した語録。『四庫全書總目提要』卷五九『涪陵記善録』一卷（浙江巡撫採進本）。宋馮忠恕撰。忠恕、臨汝人。紹興初、官黔州節度判官。其父理、師事伊川程子、與尹焞爲同門友。忠恕又師事焞。焞自金人圍洛、脫身奔蜀、紹興四年止於涪。時忠恕官峽中、及遷黔州、往來必過涪。紹興六年、焞被召赴都。明年、忠恕以鞫獄來涪、因紬繹舊聞、輯而録之、以成此編。忠恕之侍焞多在涪、涪爲程子謫居之地、而是書之成、又適在涪、故以『涪陵記善録』爲名。前有忠恕自序。『宋史』尹焞傳稱焞言行見於『涪陵記善録』爲詳、則修史時即採此書也。『河南程氏外書』卷一二「右八事涪陵記善録」原注「馮忠恕所記尹公語。尹名焞、字彥明、伊川先生門人。」
- (2) 「問。和靖說敬、就整齊嚴肅上做……」本条の記録者である鄭可學（字は子上）と朱子が交わした書翰中でも、同じ問題が言及されている。『朱文公文集』卷五六「答鄭子上」第一四書「問」和靖論敬、以整齊嚴肅、然專主於内。上蔡專於事上作工夫、故云敬是常惺惺法之類。（答）謝尹二說、難分内外、皆是自己心地功夫。事上豈可不整齊嚴肅、靜處豈可不常惺惺乎。」
- (3) 「厚之」厚之は陳易の字で、「後之」とも書かれる。陳易は、朱子の高弟で、「陳後之持守見識、皆不易得」（『朱文公文集』卷五八「答李子能」といわれた。『語類』には、「厚之間」あるいは「陳厚之間」で始まる質問が十数条収録されている。田中謙二「朱門弟子師事年攷」は「陳易」の項を掲げ、「字は厚之、清源県

（福建省仙遊県）の人」とする。これは、朝鮮古写本『語類』卷一〇四、三四条の双行注に「辛亥年（一一九二）四月初四日臨漳設廳、後夜待坐。因問傳授之由、親見說。是時祭風師散齋。清源陳易厚之、南康周弼舜弼、九江蔡念誠元思、共聞之。可學」とあるのに拠っている。ただし、田中氏は、「語類」中には、「陳後之」または単に「後之」として現れ」といい、『語類』において「厚之」も多く用いられることには注意していない（なお巻三、五六条の「陳後之」を朝鮮古写本が「陳厚之」に作ることは指摘している。以上は、『田中謙二著作集』第三卷、八八〜八九頁）。また、『宋元学案』補遺・卷六八に「陳易、字復之、永春人。從朱文公學。文公嘗稱先生及北溪爲學頗得蹊徑次第」というが、これは田中氏の指摘する通り、「後」を「復」に誤ったものである。また、陳榮捷『朱子門人』には「陳厚之」を立項するが（二一七〜一八頁）、これが陳易と同一人物であることに気づいていない。なお、『語類』が収録する「厚之」と表記される質問はすべて鄭可學（一一五二〜一二二二）の記録にかかり、「後之」の表記は多くが陳淳（一一五三〜一二一七）の記録である。前掲田中論文が指摘するように、鄭可學、陳易、陳淳、周謨などは、朱熹の漳州在任期間の同門弟子で、その時期は紹熙元〜二年（一一九〇〜九二）頃という。陳易は、伊川の「主一」についても質問している。卷九六、二五條、鄭可學録（VI 246）「厚之間。或人專守主一。曰。主一亦是。然程子論主一、却不然、又要有用、豈是守塊然之主一。呂與叔問主一、程子云「只是專一」。今欲主一、而

於事乃處置不下、則與程子所言自不同。」

(4) 「法門」もと仏教語で、道(真理)にいたる種々の階梯や方法のこと。

(5) 「横渠曰」正しくは成化本・朝鮮古写本の作る「横某」か。少なくとも、「曰く」以下は張載の言葉ではない。

(6) 「『易』曰「敬以直内」」『易』坤卦・文言傳「君子敬以直内、義以方外。敬義立而德不孤。」

(7) 「伊川云主一」程頤が「敬以直内」との関連で「主一」を説くものに以下がある。『河南程氏遺書』卷一五「主一無適、敬以直内、便有浩然之氣。」同上「敬只是主一也。主一、則既不之東、又不之西。：學者須是將敬以直内、涵養此意。直内是本。」

(8) 「大抵敬有二、有未發、有已發」以下の資料とあわせれば、「未発・無事の敬」＝「毋不敬」「儼若思」、「已発・有事の敬」＝「事思敬」「執事敬」と整理できるだろう。『朱文公文集』卷四五「答廖子晦」第一書「二先生所論敬字、須該貫動靜看方得。夫方其無事而存主不懈者、固敬也。及其應物而酬酢不亂者、亦敬也。故曰、毋不敬、儼若思。又曰、事思敬、執事敬。」『朱子語類考文解義』「毋不敬謂未發、事思敬謂已發。」

(9) 「事思敬」『論語』「季氏」「孔子曰。君子有九思。視思明、聽思聰、色思溫、貌思恭、言思忠、事思敬、疑思問、忿思難、見得思義。」朱注「視無所蔽、則明無不見。聽無所壅、則聰無不聞。色、見於面者。貌、舉身而言。思問、則疑不蓄。思難、則忿必懲。思義、則得不苟。」

(10) 「學者須要常流通無間」「無間」は「無間斷」に同じ。動靜にわたって工夫に間斷があつてはならない、というのが朱子の持論であつた。『朱文公文集』卷六二「答張元德」第七書「但只著一敬字、通貫動靜、則於二者之間、自無間斷處。」なお三浦國雄「間斷のない思想」(『中国哲学史の展望と模索』、創文社、一九七六年、のち、三浦國雄「朱子と氣と身体」、平凡社、一九九七年)を参照。

(11) 「但不知集義、又却欠工夫」「集義」は『孟子』の語で、諸事を義に合すること。『孟子』「公孫丑」上「(浩然之氣)其爲氣也、配義與道。無是、餒也。是集義所生者、非義襲而取之也。行有不慊於心、則餒矣。」朱注「集義、猶言積善、蓋欲事事皆合於義也。襲、掩取也、如齊侯襲莒之襲。言氣雖可以配乎道義、而其養之之始、乃由事皆合義、自反常直、是以無所愧怍、而此氣自然發生於中。非由只行一事偶合於義、便可掩襲於外而得之也。慊、快也、足也。言所行一有不合於義、而自反不直、則不足於心、而其體有所不充矣。」「居敬」と「集義」の工夫は一体となつて行わねばならぬとする議論は、早くは程頤に見えるもの。『河「程氏遺書」卷一八「問。必有事焉、當用敬否。曰。敬只是涵養一事、必有事焉、須當集義。只知用敬、不知集義、却是都無事也。：問。敬義何別。曰。敬、只是持己之道。義、便知有是有非、順理而行、是無義也。若只守一箇敬、不知集義、却是都無事也。」「南軒集」卷三二「答游誠之」
「居敬集義工夫並進相須而相成也。若只要能敬、不知集義、則所謂敬者亦塊然無所爲而已。烏得心體周流哉。集訓積、事事物物莫不有義而著乎人心。正要一事一件上集。」「語類」卷一二、一三二条、

楊道夫録（I 216）「涵養須用敬、處事須是集義。」

(12) 「渾全」完全である。『語類』卷三五、七〇条、陳淳録（III 923）「聖人言語自渾全温厚。」

(13) 「才氣去不得」「才氣」は、才と氣質。『程氏外書』卷七「性無不善、其所以不善者、才也。受於天之謂性、稟於氣之謂才。才之不善、由氣之有偏正也。乃若其情則無不善矣。」『語類』卷五、九七条、廖德明録（I 98）「論才氣。曰。氣是敢做底、才是能做底。」「去不得」（肯定形「去得」）は、かなり特殊な用法で、「よくない（よい）」、「充分でない（充分だ）」の意。卷四一、一二条、潘植録（III 1048）「又問。三子皆事爲之末、何故子路達得便是這氣象。曰。子路才氣去得、他雖粗暴些、纔理會這道理、便就這箇「比及三年、可使有勇且知方」。上面、却是這箇氣象。求・赤二子、雖似謹細、却只是安排來底、又更是他才氣小了。子路是甚麼樣才氣。」卷五二、一四二条、周諤録（IV 1261）「告子」「不得於言、勿求於心。不得於心、勿求於氣」、「只是一味勃然不顧義理。如此養氣、則應事接物、皆去不得。孟子是活底不動心、告子是死底不動心。」本条では、朱子は尹焞について「才氣が充分でない」といつているが、ほかにも『語類』卷一〇一、一〇六条、楊方録（VII 2575）に「和靖諦當。又云。就諸先生立言觀之、和靖持守得不失。然才短、推闡不去、遇面生者說得頗艱」というなど、朱子の尹焞に対する評価はかなり低い。

(14) 「又問、南軒說敬、常云義已森然於其中」この語は、現行の張栻の文集の『南軒集』には見えない。

(15) 「渠好如此說、如仁智動靜之類、皆然」張栻『癸巳論語解』卷三「子曰。知者樂水、仁者樂山。知者動、仁者靜。知者樂、仁者壽。」注「動靜者、仁知之體。樂水樂山、言其體則然也。動則樂、靜則壽、行所無事、不其樂乎、常永貞固、不其壽乎。雖然知之體動而理各有止、靜固在其中矣。仁之體靜而周流不息、動亦在其中矣。動靜交見、體用一源。仁知之義、非深體者、不能識也。」

15条

問謝氏惺惺之說。曰。惺惺乃心不昏昧之謂、只此便是敬。今人說敬、却只以整齊嚴肅言之。此固是敬、然心若昏昧、燭理不明、雖強把捉、豈得爲敬。

又問孟子・告子不動心。曰。孟子是明理合義、告子只是硬把捉。

砥

〔校勘〕

○「昏昧」成化本、「昏」を「昏」に作る。以下同じ。

○「硬把捉」朝鮮整版本は「硬」を「硬」に作る。

〔訳〕

謝上蔡の「惺惺」の説について質問した。（先生が）おっしゃる。「惺惺とは、心が昏迷していないという意味で、これはつまり敬である。今の人はといえば、敬をいうときに、ただ（程頤の）「整齊嚴肅」に

よって敬を説いている。これももちろん敬であるが、しかし、もし心が昏迷していて、理を明らかにすることができなければ、(その状態では)強引に把握しようとしても、どうして敬となることができようか。」

さらに、孟子と告子の不動心について質問した。おっしゃる。「孟子のものは理を明らかにし、義にも合しているが、告子のものは無理に抑えつけようとするものだ。」劉砥録

〔注〕

(1) 「然心若昏昧、燭理不明」「燭理」は、理を明らかにする、理が明らかである状態にすること。『河南程氏遺書』卷二下「嘗問好談鬼神者、皆所未曾聞見、皆是見說。燭理不明、便傳以為信也。假使實所聞見、亦未足信。或是心病、或是目病。」同書卷三「有恐懼心、亦是燭理不明、亦是氣不足。」同書卷一八「或問。獨處一室、或行闈中、多有驚懼。何也。曰。只是燭理不明。若能燭理、則知所懼者妄、又何懼焉。有人雖如此、然不免懼心者、只是氣不充。」『語類』卷一二、五六条、童伯羽録(Ⅰ 205)「人心本明、只被物事在上蓋蔽了、不曾得露頭面、故燭理難。」

(2) 「又問孟子・告子不動心。曰。孟子是明理合義、告子只是硬把握」本卷一三条の注(6)を参看。また、『孟子集注』には、続けて以下のようにいう。『孟子』「公孫丑」上「敢問夫子惡乎長。曰。我知言、我善養吾浩然之氣。」朱注「公孫丑復問孟子之不動心所以異於告子如此者、有何所長而能然、而孟子又詳告之以其故也。」

：蓋惟知言、則有以明夫道義、而於天下之事無所疑。養氣、則有以配夫道義、而於天下之事無所懼、此其所以當大任而不動心也。告子之學、與此正相反。其不動心、殆亦冥然無覺、悍然不顧而已爾。」『語類』卷五二、九条、周謨録(Ⅳ 1233)「問。告子之不動心、是前」

16条

或問。謝氏常惺惺之說、佛氏亦有此語。曰。其喚醒此心則同、而其爲道則異。吾儒喚醒此心、欲他照管許多道理、佛氏則空喚醒、在此無所作爲。其異處在此。 個

〔校勘〕

○諸本異同なし。

〔訳〕

ある者が質問した。「謝上蔡の「常に惺惺たり」の説は、仏教にもこの言葉がありますね。」(先生が)おっしゃる。「心を覚醒させるということは同じだが、そのあり方は異なるものだ。わが儒教では、心を覚醒させ、(その覚醒した)心によって多くの道理を明らかにしようとするが、仏教ではやくもに覚醒させようとするだけで、何もな

すところがない。その違いはここにあるのだ。」沈憫録

〔注〕

(1)「或問。謝氏常惺惺之説、佛氏亦有此語」「惺惺」の語は、禪に

おいて、唐末の瑞巖師彦禪師が、いつも自らに「主人公」(ご主人さま)と呼びかけ、それに自ら「喏喏」(はい)と応え、また

「惺惺著」(目覚めておれ)と呼びかけた話として有名。『円悟仏果禪師語録』卷一八・拈古・下「擧。玄沙問僧。近離甚處。僧云。瑞巖。沙云。瑞巖有何言句。僧云。長喚主人公、自云喏喏、惺惺著、他日莫受人謾。沙云。一等是弄精魂、也甚奇怪。復云。何不

且在彼中住。僧云。瑞巖遷化了也。沙云。如今還喚得應麼。僧無語。」(大正四七、七九七上) また、『語類』卷一二でも、瑞巖和尚

に言及している。一五條、陳文蔚録(1200)「古人譬史誦詩之類、是規戒警誨之意、無時不然。便被他恁地炒、自是使人住不着。大

抵學問、須是警省。且如瑞巖和尚、每日問、常自問「主人翁惺惺否」、又自答曰「惺惺」。今時學者却不如此。」

(2)「喚醒」 覚醒させること。『語類』卷五八、二七条、沈憫録(1363)「先知覺後知、先覺覺後覺」、中央兩箇「覺」字、皆訓喚醒、

是我喚醒他。」

(3)「照管」「照管」は、管理する、掌握する、制御する。

17条

問和靖説、其心收斂、不容一物。曰。這心都不著一物、便收斂。他上文云、今人人神祠、當那時、直是更不著得些子事、只有箇恭敬、此最親切。今人若能專一此心、便收斂緊密、都無些子空罅。若這事思量未了、又走做那邊去、心便成兩路。 賀孫

〔校勘〕

○「他上文云」「他」を朝鮮整版本は「佗」に作る。

○「直是更不」「更」を朝鮮整版本は「更」に作る。

○「空罅」成化本、朝鮮古写本は「罅」を「罅」に作る。

〔訳〕

尹焯の「その心收斂し、一物をも容れず」について質問した。(先生が)おっしゃる。「この心に一物すら付着させないのが、收斂するということだ。尹焯は、上文に「今(例えば)人が神祠に入ったとすると、その時には、ただほんのわずかな事柄さえ(心には)まったく執着せず、ただひたすら恭敬の気持ちがあるだけだ」といっており、これが最も身近で分かりやすい。今もしこの心を専一にすることができれば、それは心が收斂し緊密であるということであり、(心には)まったく何のすき間もない。もし、あることをしっかりと考えることができな

〔注〕

いまま、さらに(心が)あちらに逸れて行ってしまえば、心は二筋の道となってしまう。」 葉賀孫録

(1) 「和靖説其心收斂、不容一物：他上文云今人入神祠、當那時直是更不著得些子事、只有箇恭敬」 『伊洛淵源録』卷一「(祁)寬問。如何是主一、願先生善諭。和靖言。敬有甚形影、只收斂身心、便是主一。且如人到神祠中致敬時、其心收斂、更著不得毫髮事、非主一而何。」

(2) 「直是」「直是」は、「ただ」。

『宋元語言詞典』「直是、只是。」
(3) 「都無些子空罅」「空罅」は、すき間。「罅隙」に同じ。心が専一で一事で満たされて空隙がなければ、他事の混入夾雜する余地はない、との意。『河南程氏遺書』卷一「呂與叔嘗言、患思慮多、不能驅除。曰。此正如破屋中禦寇。東面一人來未遂得、西面又一人至矣。左右前後驅逐不暇。蓋其四面空疎、盜固易入。無緣作得主定。又如虛器入水、水自然入。若以一器實之以水、置之水中、水何能入來。蓋中有主則實、實則外患不能入、自然無事。」同。卷一八「昔呂與叔嘗問爲思慮紛擾。某答以但爲心無主。若主於敬、則自然不紛擾。譬如以一壺水投於水中、壺中既實、雖江湖之水、不能入矣。」

(4) 「若這事思量未了、又走做那邊去」「走做」は「走作」に同じ。あらぬ方に逸れる、逸脱・脱線する。心があらぬ方に逸れないようにするのが主一、即ち敬である。『河「程氏遺書」』卷一五「敬只是主一也。主一則既不之東、又不之西、如是則只是中。既不之此、又不之彼、如是則只是內。在此則自然天理明。學者須是將敬以直內、涵養此意、直內是本。」

(5) 「心便成兩路」心が二方向に分かれる。心が同時に二つの事柄

で占められる。一つの事柄に対して上の空になると、他の事柄が心に入り込んでくる。『河南程氏遺書』卷一五「大凡人心不可二用。用於一事、則他事更不能入者、事爲之主也。事爲之主、尚無思慮紛擾之患。若主於敬、所謂一者、無適之謂一。且欲涵泳主一之義、一則無二三矣。」「兩路」は「兩途」に同じ。二つの道、二つの方面、それぞれ別個の事柄。『語類』卷三三、二六条、余大雅録(III 88)「博學、亦非謂欲求異聞雜學方謂之博。博之與約、初學且只須作兩途理會。一面博學、又自一面持敬守約、莫令兩下相靠。作兩路進前用工、塞斷中間、莫令相通。將來成時、便自會有通處。若如此兩下用工、成甚次第。」

18 条

問尹氏其心收斂、不容一物之說。曰。心主這一事、不爲他事所亂、便是不容一物也。問。此只是說靜時氣象否。曰。然。又問。只靜時主敬、便是「必有事」否。曰。然。 備

〔校勘〕

○「不爲他事所亂」「他」を、朝鮮整版本は「佗」に作る。「所」を、成化本は欠字、朝鮮古写本は「攙」に、朝鮮整版本は「攙」に作る。

〔訳〕

尹焞の「その心收斂し、一物をも容れず」の説について質問した。(先

生が)おっしゃる。「心がこの一事をつかさどり、他の事に乱されなければ、それが「一物をも容れず」ということだ。」質問する。「それは静における状態をいうのでしょうか。」おっしゃる。「そうだ。」さらに質問する。「静における主敬とは、(『孟子』の)「必ず事とする有り」ということでしょうか。」おっしゃる。「そうだ。」 沈憫録

〔注〕

(1)「氣象」「万物の構成元素であるところの本来不可視の気が、ある可視的・可知的なすがたをとった状態を指していわれる言葉であって、天・地・人・物のあらゆる存在についていわれる」。三浦國雄『語類抄』、二一六頁。また垣内景子氏は、朱熹の修養論・工夫論におけるこの語の意義を考察している。『心』と「理」をめぐる朱熹思想構造の研究』、汲古書院、二〇〇五年、一五七

〜一八六頁。

(2)「又問。只靜時主敬、便是必有事否。曰。然」「必有事」は『孟子』の言葉。『孟子』「公孫丑」上「必有事焉而勿正、心勿忘、勿助長也。」

朱注「必有事焉而勿正、趙氏・程子以七字爲句。近世或并下文心字讀之者亦通。必有事焉、有所事也、如有事於顛臾之有事。正、預期也。『春秋傳』曰「戰不正勝」、是也。如作正心義亦同。此與『大學』之所謂正心者、語意自不同也。此言養氣者、必以集義爲事、而勿預期其效。其或未充、則但當勿忘其所有事、而不可作爲以助其長、乃集義養氣之節度也。」靜時の敬と「必有事」の関係について説いたものに、次のものがある。『朱文公文集』卷六七・雜

著・程子養觀說「程子曰「存養於未發之前則可」、又曰「善觀者、却於已發之際觀之」、何也。曰。此持敬之功、貫通乎動靜之際者也。就程子此章論之、方其未發、必有事焉。是乃所謂靜中之知覺、復之所以見天地之心也。∴然則靜中之動、非敬其孰能形之。動中之靜、非敬其孰動察之。故又曰「學者莫若先理會敬則自知此矣。」然則學者豈可舍是而他求哉。」

此篇所講在明明德一段

〔校勘〕

○朝鮮古写本はこの表題を「然則此篇所講在明明德在新民一段」に作る。

〔注〕

(1)『或問』「曰、然則此篇所謂在明明德、在新民、在止於至善者、亦可得而聞其說之詳乎。曰、天道流行發育萬物∴」

19条

問。或問說仁義禮智之性、添健順字、如何。曰。此健順只是那陰陽之性。 義剛

〔校勘〕

○諸本異同無し（語録本不見）

〔付記〕

今回の訳注から、『朱子語録』上下巻（上海古籍出版社、二〇一六年）を校勘の対象に加えることとする。これはいわゆる「池録」である。「池録」は、李道傳が収集し、潘時舉や葉賀孫らと校訂をした、三十三人の弟子による記録の、記録者ごとの語録である。各種ある語録のなかで最初に編纂されたもので、池州で刊行されたので「池録」と略称される。

今回の出版は、台北故宮博物院現蔵の二本を一書に整理したものである。この二本は、『国立中央図書館善本書目（増訂二版）』では、「晦庵先生朱文公語録 存十卷五冊 李道傳編 明烏絲欄鈔本 存卷二、卷五、卷六、卷十三、卷二十九至卷三十三及不詳卷次一卷 北平」「晦庵先生朱文公語録 存四卷四冊 李道傳編 宋嘉定乙亥（八年）池州刊本 存卷二十七至三十一、卷三十七、卷三十八 北平」とされるものである。各巻の内容は、現行『語類』巻首所収の「朱子語録姓氏」と対応すれば知ることが出来るが、『善本書目』が「不詳卷次」としたものは、巻十二の潘時舉録の部分である。

〔訳〕

質問した。『或問』に仁義禮智の性を説く所で健順の二文字をそえているのはどういふことでしょうか。先生「ここでの健順は、つま

り上文の陰陽の性のことだ。」 黄義剛録

〔注〕

(1) 「或問説仁義禮智之性」『或問』に「天道流行、發育萬物、其所以爲造化者、陰陽五行而已。而所謂陰陽五行者、又必有是理而後有是氣。及其生物、則又必因是氣之聚、而後有是形。故人物之生、必得是理、然後有以爲健順仁義禮智之性。必得是氣、然後有以爲魂魄五臟百骸之身。周子所謂無極之眞、二五之精、妙合而凝者、正謂是也。」とある。なお、「仁義禮智之性」という表現は、「大學章句序」冒頭「蓋自天降生民、則既莫不與之以仁義禮智之性矣。」にも見える。また、『中庸章句』第一章朱注「於是人物之生、因各得其所賦之理、以爲健順五常之德、所謂性也。」を参照。朱子がここで健順を加えているのは、右の『或問』に周敦頤の『太極図説』の「二五之精」を引いているように、二氣五行即ち陰陽五行の気を意識するからである。つまり、仁義禮智を五行に配当して考えるのにあわせて、陰陽にも配当するために、この健順を付け足したのである。また『語類』巻六、四四條、湯泳録（I106）「在天只是陰陽五行、在人得之只是剛柔五常之德。」及び本巻二〇條冒頭部を参照。

(2) 「健順」 健は『周易』の「乾」の徳、順は「坤」の徳。『周易』「繫辭下傳」「夫乾、天下之至健也。…夫坤、天下之至順也。」同説卦傳「乾、健也。坤、順也。」

(3) 「陰陽之性」 陰陽の氣を受けることによって賦与される性のこ

と。本卷二三条の記述を参照。朱子の著述の中に「陰陽之性」「陰陽性」と見えるのはこのみ。なお張載『易説』に、「動靜有常、剛柔斷矣」に注して「動靜、陰陽性也。」とあるのを参照。

20条

問健順仁義禮智之性。曰。此承上文陰陽五行而言。健、陽也。順、陰也。四者、五行也。分而言之、仁禮屬陽、義智屬陰。

問。立天之道曰陰與陽、立地之道曰柔與剛、立人之道曰仁與義。仁何以屬陰。曰。仁何嘗屬陰。袁機仲正來爭辨、他引君子於仁也柔、於義也剛爲證。殊不知論仁之定體則自屬陽。至於論君子之學、則又各自就地頭說、如何拘文牽引得。今只觀天地之化、草木發生、自是條暢洞達、無所窒礙。此便是陽剛之氣。如云采薇采薇、薇亦陽止。薇亦剛止。蓋薇之生也、挺直而上。此處皆可見。

問。禮屬陽。至樂記、則又以禮屬陰、樂屬陽。曰。固是。若對樂說、則自是如此。蓋禮是箇限定裁節、粲然有文底物事。樂是和動底物事。自當如此分。如云禮主其減、樂主其盈之類、推之可見。 儻

〔校勘〕

○「問健順仁義禮智之性」 朝鮮古写本は「問」の下に「或問中」の三字がある。

○「袁機仲正來爭辨」 朝鮮古写本はこの七字を欠く。

○「他引」 朝鮮古写本は「他便引」に作る。なお萬曆本、和刻本は

「他引」の二文字を小字で双行させる。

○「則又各自」 朝鮮古写本は「又」字なし。

○「薇亦陽止」 伝経堂本は「薇亦作止」に作る。

○「蓋禮是箇」 朝鮮古写本は「箇」を「个」に作る。
(語録本不見)

〔訳〕

健順仁義禮智の性について質問した。先生「ここは上文の陰陽五行をうけて言っているのだ。健は陽である。順は陰である。仁義禮智の四つは、五行である。分けて言えば、仁と禮は陽に属し、義と智は陰に属する。」

質問した。「天の道を立てて陰と陽と曰い、地の道を立てて柔と剛と曰い、人の道を立てて仁と義と曰う」とありますが、仁はどうして陰に属するのでしょうか。」先生「仁がどうして陰に属することなどあるうか。袁機仲がちょうどそのことについて論争してきたが、彼は「君子は仁に於いてや柔、義に於いてや剛」を引用して証拠としている。これは、仁の本体のありかたを考えれば当然陽に属するということをまったくわかっていない。君子の学問を論じる場合でも、それぞれの立場に応じて説かれているのであって、他の箇所の文章の意味にとらわれてよいものだろうか。たとえば天地の生成変化によって草木が発生すると、自然とすくすくのびて、おさえさまたげられることはない、ということを考えてみなさい。これはまさに陽剛の気のはたらきによるものだ。またたとえば「薇を采り薇を采る、薇亦た陽なり、薇亦た

剛なり。」と言われるが、ここで薇（ノエンドウ）は生じるとまっすぐ上にのびていく。こんなところにもみなこのことを確認できる。

質問した。「禮は陽に属しますが、樂記について言うと、そこでは禮は陰に、樂は陽に属することになっていますが。」先生「もちろんそのとおりだ。もし樂との関係で言うなら、当然そういうことになる。思うに禮は、限定を加えたり節度を持たせたりするものであって、はっきりとした文飾に富むことからである。それに対して樂は調和を保ちつつ変動するものだから、当然このような区別があるのだ。「禮は其の減を主とし、樂は其の盈を主とす」と云われるたぐいも、このことから推して考えればわかるだろう。」 沈憫録

〔注〕

(1) 「仁禮屬陽、義智屬陰」『朱文公文集』卷六二「答李晦叔」第六書で、李焯（字晦叔）の「大學或問中陰陽五行之說、先生答黃寺丞云、陰陽之爲五行、有分而言之、有合而言之、焯嘗推之云云。」という問いに以下のように答えているのを参照。「分合之說固如此。然就原頭定體上說、則未分五行時、只謂之陰陽、未分五性時、只謂之健順。及分而言之、則陽爲木火、陰爲金水、健爲仁禮、順爲智義。」なお、五行の配当で言っても、仁は木、義は金、禮は火、智は水で、やはり仁と禮が陽、義と智が陰になる。『白虎通』「五藏、肝仁、肺義、心禮、腎智、脾信也。肝所以仁者何。肝、木之精也。仁者好生、東方者陽也。肺所以義者何、肺者金之精。心所以為禮何、心火之精也。腎所以智何、腎者水之精。脾所以信何、脾者土

之精也。』『語類』卷六、四五條、曾祖道錄（I 125）「仁木義金禮火智水信土。』『北溪字義』仁義禮智信「仁在五行爲木之神、在人性爲仁。義在五行爲金之神、在人性爲義。禮在五行爲火之神、在人性爲禮。智在五行爲水之神、在人性爲智。人性中只有仁義禮智四位、却無信位。」また、「仁禮」と「義智」がセットになることについては『孟子或問』「以性而言、則禮者仁之餘、智者義之歸、而信亦無不在也。』『語類』卷六、一四四條、呂燾錄（I 122）「禮者仁之發、智者義之藏。」なども参照。

(2) 「立天之道云々」『周易』說卦傳の文章。ここで質問者は、『周易』の文章が「陰陽、柔剛、仁義」となっているので、この並びなら陰―柔―仁、陽―剛―義なので、仁が陰、義が陽でなければならぬのではと考えている。この『周易』の文章を以て仁を柔とすることへの朱子の反論は、『語類』卷六、五四條、沈憫録（I 106）「正如易中道、立天之道、曰陰与陽、立地之道、曰柔与剛、立人之道、曰仁与義。解者多以仁為柔、以義為剛、非也。却是以仁為剛、義為柔。蓋仁是箇發出來了、便硬而強、義便是收斂向裏底、外面見之便是柔。」また本条注（4）を参照。

(3) 「定体」それ自体がもともと持っている不変なありよう、性質。『朱文公文集』卷三九「答柯國才」第四書「天理自然各有定體、以爲深遠而抑之使近者非也、以爲淺近而鑿之使深者亦非也。」また注（1）所引の「答李晦叔」第六書も参照。

(4) 「袁機仲」袁枢、字機仲、建安の人（一一三一―一二〇五）。『通鑑紀事本末』の作者として知られる。『宋史』卷三八九に伝があ

る。また『宋元學案補遺』卷四四には、「誠齋同調」として朱子と並んで記述されている。袁氏との議論は『朱文公文集』卷三八「答袁機仲別幅」に來喻以東南之温厚為仁、西北之嚴凝為義。此鄉飲酒義之言也。然本其言、雖分仁義、而無陰陽柔剛之別。但於其後復有陽氣發於東方之說、則固以仁為屬乎陽、而義之當屬乎陰、從可推矣。來喻乃不察此、而必欲以仁為柔、以義為剛、此既失之、而又病夫柔之不可屬乎陽、剛之不可屬乎陰也。蓋嘗論之、陽主進而陰主退、陽主息而陰主消。進而息者、其氣彊。退而消者、其氣弱。此陰陽之所以為柔剛也。陽剛温厚、居東南、主春夏、而以作長為事。陰柔嚴凝、居西北、主秋冬、而以斂藏為事、作長為生、斂藏為殺。此剛柔之所以為仁義也。以此觀之、則陰陽剛柔仁義之位、豈不曉然。而彼楊子雲之所謂、於仁也柔、於義也剛者、乃自其用處之末流言之。蓋亦所謂陽中之陰、陰中之陽、固不妨自為一義。但不可以雜乎此而論之爾。」なお『語類』卷六、五五條、沈憫錄（I 106）「仁禮屬陽、義智屬陰。袁機仲却說、義是剛底物、合屬陽。仁是柔底物、合屬陰。殊不知舒暢發達便是那剛底意思。收斂藏縮便是那陰底意思。他只念得於仁也柔、於義也剛兩句、便如此說。殊不知正不如此。」も参照。

(5) 「正來爭辨」「來」は動作行為が自分に向かつて行われることを示す。～してくる。『語類』卷一一五、五條、訓人傑（VII 2770）「人傑因曰、人傑之所見、却不徒言、乃真得所謂操而存者。曰、畢竟有欠闕。人傑曰、工夫欠闕則有之。然此心則未嘗不存也。曰、正淳只管來爭、便是源頭有欠闕。反覆教誨數十言。」『語類』卷

一三〇、三六條、沈憫錄（VIII 3104）「涑水記聞、呂家子弟力辨、以為非温公書。…某編八朝言行錄、呂伯恭兄弟亦來辨。」

(6) 「於仁也柔、於義也剛」『法言』「君子」「君子於仁也柔、於義也剛。」なお、朱子はこの揚雄の發言の「仁が柔で、義が剛」ということ自体を否定するわけでなく、注(4)所引の「答袁機仲別幅」のように「陽中之陰、陰中之陽」と考えたり、『朱文公文集』卷五一、答董叔重（其九）「仁體剛而用柔、義體柔而用剛。」のように体用で考えたりしている。なお、『語類』卷六、一三六條、黃筮錄（I 151）「以仁屬陽。以義屬陰。仁主發動而言、義主收斂而言。若揚子云於仁也柔、於義也剛、又自是一義。便是這物事、不可一定名之、看他用處如何。」を参照。

(7) 「君子之學」『荀子』「勸学」「古之學者為己、今之學者為人。君子之學也以美其身、小人之學也以為禽犢。」朱子は、揚雄の發言が「君子は仁に於て云々」と、君子のことを問題にしているのを受けて、「君子の学」について語っている。

(8) 「就地頭」それぞれの立場に応じて。「就地頭」に同じ。「隨地頭」は『語類』卷六四、三〇條、記錄者名欠（IV 1694）「聖賢所說工夫都只一般、只是一箇擇善固執。論語則說學而時習之、孟子則說明善誠身。只是隨他地頭所說不同、下得字來各自精細、眞實工夫只是一般。」また「就地頭」がこの「隨地頭」の意で使われるのは『語類』卷一〇五、三八條、葉賀孫錄（VII 2631）「問、古人似各有所主。如曾子只守箇忠恕、子思只守箇誠、孟子只守箇仁義、其實皆一理也。曰、也不是他安排要如此。是他見得道理做出

都是這箇、說出也只是這箇、只各就地頭說、不是把定這箇將來做。如堯舜是多少道理。到得後來衣鉢之傳、只說人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中。緊要在上三句。說會如此、方得箇中、方得箇恰好。這也到這地頭當說中、便說箇中。聖賢言語、初不是著意安排、只遇著這字、便說出這字也。」なお、本条と同じときの記録と思われるものが『西山讀書記』甲集卷八にあり、ここでは「問立天之道云云、則仁當屬陰。先生曰、仁何嘗屬陰。袁機仲力爭要以仁屬陰、引楊子之言爲證。殊不知仁之定體自是屬陽。至論君子所學、則又就其地位上說、如何拘得。」として、「地頭」を「地位」に作るのを参照。(ただし、『西山讀書記』の右の引用は宋版に基づくが、地位の前の「其」を宋本は「非」に作るのを四庫全書本によって改めた。)「地位」については、三浦國雄『朱子語類抄』九二頁参照。

(9) 「拘文牽引」 「拘文牽義」とも言われる。ここでは、他の文章との関係だけから考えてしまい、その文章の意味に引きずられて、ここで考えるべき「定体」について考えていないこと。また『語類』卷五、一六条、陳淳録(183)「文字須活看。此且就此說、彼則就彼說、不可死看。牽此合彼、便處處有礙。」同卷二九、一条、葉賀孫録(178)「問、子路有聞、未之能行、惟恐有聞、因學子路數事、以明子路好學如此、而仕衛之出處乃如彼。曰、今只當就子路有聞上考究。不須如此牽二三說。」を参照。

(10) 「天地之化」 『周易』「繫辭上傳」「範圍天地之化而不過、曲成萬物而不遺。」朱子は「仁者天地生物之心」(『語類』卷九五、三三三條、

程端蒙録(VI 252c))と考えるので、ここで天地が万物を生成変化させ、それによって草木がすすくすのびるということそのものが陽剛の気の働きを示すものであり、つまり仁の定体は陽であることを言おうとする。

(11) 「條暢洞達」 『文選』卷一七、王褒「洞簫賦」「條暢洞達、中節操兮。」
(12) 「采薇」 『詩經』「采薇」 「采薇采薇、薇亦作止。采薇采薇、薇亦柔止。采薇采薇、薇亦剛止。」 『詩經』は、薇が柔らかい段階からかた剛くなつていくことを詠う。『語類』卷二〇、九一条、葉賀孫録(174c)「仁自是箇和柔底物事。譬如物之初生自較和柔、及至夏間長茂、方始稍堅硬。秋則收結成實、冬則斂藏。然四時生氣無不該貫。」に見えるように、仁は確かに最初は柔であるが、その生成全体を四時の生氣は貫通しており、その働きの本体としての仁は陽であることを言う。なお本条が「陽止」に作るのは、あるいは『詩經』本文の「薇亦剛止」のあとに続く本文「歲亦陽止」と錯綜したか。なお、伝経堂本が「陽」を「作」に作るのは、『詩經』本文の「采薇采薇」の直後の句「采薇作止」の誤りだと考えて、意を以て改めたもの。

(13) 「至楽記云々」 楽記は、楽を徹底して礼との関係に於いて説くので、結果的に仁の配当は、五行に仁義禮智を配当した結果とは違った配当になる。楽記の配当では、楽は天により、礼は地によるとされ、陰陽で言えば楽は陽で礼が陰となる。『礼記』楽記「樂由天作、禮以地制。」また『礼記』郊特牲「樂由陽來者也、禮由陰作者也。陰陽和而萬物得。」を参照。

(14) 「裁節」節度、あるいは節度を持たせること。『礼記』楽記「禮節民心、樂和民聲、政以行之、刑以防之、禮樂刑政四達而不悖、則王道備矣。」孔穎達疏「禮有尊卑上下、故裁節民心、謂無不敬也。」

(15) 「物事」「もの、南方系俗語、北方系の「東西」。(田中謙二『朱子語類外任篇訳注』一五四頁)

(16) 「粲然有文」礼が「有文」であるのは、『礼記』礼器「先王之立禮也、有本有文。忠信、禮之本也。義理、禮之文也。無本不立、無文不行。」「粲然有文」は、『漢書』卷五六「董仲舒傳」「粲然有文、以相接、驩然有恩、以相愛。」文は『論語』に言う文章。『論語』泰伯「巍巍乎其有成功也、煥乎其有文章。」この文章を朱子は「文章、禮樂法度也。」とする。

(17) 「和動」音楽が所作と調和しつつ流動すること。『礼記』「楽記」の以下の部分に基づく。「夫民有血氣、心知之性、而無哀樂喜怒之常。應感起物而動、然後心術形焉。志微噍殺之音、作而民思憂；寬裕肉好、順成和動之音、作而民慈愛。」孔疏「寬裕肉好、順成和動之音、作而民慈愛者、肉謂厚重者也。君上如寬裕厚重、則樂音順序而和諧動作。故民皆應之而慈愛。」

(18) 「礼主其減云々」『礼記』「楽記」「樂也者動於内者也、禮也者動於外者也。故禮主其減、樂主其盈。」増加か縮小かで言えば礼が陰で樂が陽となることを言う。次の二二条で収束を陰だと考えているのを参照。

21条

問。健順在四端何屬。曰。仁與禮是陽、義與智屬陰。

問。小學、詩書禮樂以造士。注云、禮陰也。曰。此以文明言、彼以節制言。

問。禮智是東歛底意思、故屬陰否。曰。然。或問。智未見東歛處。曰。義猶略有作爲、智一知便了、愈是東歛。孟子曰、是非之心、智也。纔知得是而愛、非而惡、便交過仁義去了。 胡泳

〔校勘〕

○「禮智是」 成化本は「禮智」を「義知」に、萬曆本、和刻本は「禮知」に作る。

○「智未見」 成化本、萬曆本、和刻本は「智」を「知」に作る。

○「智一知」 成化本、萬曆本、和刻本は「智」を「知」に作る。

○「是非之心智也」 成化本、萬曆本、和刻本は「智」を「知」に作る。

(語録本不見)

〔訳〕

質問した。「健順は四端では何に属するのでしょうか。」先生「仁と禮とは陽に属し、義と智とは陰に属する。」

質問した。「小學の「詩書禮樂以て士をいた造す」の注に「禮は陰なり」とありますが。」先生「ここで礼が陽だと言っているのは、礼の文明（樂然として文あること）について言っており、あちらの小学の方は礼の節制について言っているのだ。」

質問した。「禮智には收斂の意味があり、だから陰に属するのでしようか。」先生「そうだ。」あるひとが質問した。「智はどこが收斂なのかわかりません。」先生「義はなんといってもまだはたらきがある。智は一たび知ってしまえばそれで終わり、あとは收斂するだけだ。孟子も「是非の心は智なり」と言っている。それが是であって愛すべきもの、それが非であって悪むべきものということを知ってしまえば、あとは仁義にわたすことになる。 胡泳録

〔注〕

(1) 「詩書禮樂以造士」『小学』内教の文章。ここで「注に礼は陰である」とするのは、『小学』のこの部分に基づくところの『礼記』『王制』「詩書禮樂以造士、春秋教以禮樂、冬夏教以詩書。」の鄭玄注「春夏陽也。詩樂者、聲聲亦陽也。秋冬陰也。書禮者、事事亦陰也。互言之者、皆以其術相成。」が、礼を陰だとしていることを指す。なお、「礼陰也」とするそのままの表現は、周敦頤『通書』「禮理也、樂和也。」についての朱子の注に「禮陰也、樂陽也」と見える。

(2) 「此以文明言」『周易』「乾」見龍在田、天下文明。」程伝「龍德見於地上、則天下見其文明之化也。」本義「雖不在上位、然天下已被其化。」礼と文明の關係については、『語類』卷五九、一五三条、廖德明録(IV 111)「當此之時、仁義禮智之苗脈已在裏許、只是未發動。及有箇合親愛底事來、便發出惻隱之心。有箇可厭惡底事來、便發出羞惡之心。禮本是文明之理、其發便知有辭遜。智本是明辨之理、其發便知有是非。」を参照。なお本条が

礼の「文明」を陽とすることについて、先の二〇条では、この「文明」に対応する「粲然有文」のことを陰としているが、本条ではむしろ「明」に力点をおいて「陽」とされ、收斂、節制の面に「陰」を見ると、この対比になっている。

(3) 「問禮智是」この「禮」は、以下で朱子が義と知の違いを説明していることからして、成化本が「義」に作るのが勝るように思われる。

(4) 「束斂」斂束とも。收斂に同じ。義が收斂するものであるのは、『語類』卷六、五四条、沈憫録(1106)「蓋仁是箇發出來了、便硬而強。義便是收斂向裏底、外面見之便是柔。」

(5) 「或問云々」本条はあるいは『語類』卷六、五六条、沈憫録(1106)「仁禮屬陽屬健、義智屬陰屬順。問、義則截然有定分。有收斂底意思、自是屬陰順。不知智如何解。曰、智更是截然、更是收斂。如知得是、知得非、知得便了、更無作用、不似仁義禮三者有作用。智只是知得了、便交付惻隱羞惡辭遜三者。他那箇更收斂得快。」と同じ時の記録ではないかとも思われる。されば、本条の「あるひと」は沈憫となる。また、智が收斂に対応することについては、仁義禮智の季節への配当から、收穫されたものを收藏するというイメージでも説明される。『語類』卷六、五四条、沈憫録(1106)「春仁也、夏禮也、秋義也、冬智也、仁禮是敷施出來底、義是肅殺果斷底、智便是收藏底。」

(6) 「是非之心智也」『孟子』「告子」上「惻隱之心、仁也。羞惡之心、義也。恭敬之心、禮也。是非之心、智也。」

(7) 「是而愛、非而惡」愛と仁がつながるのは『論語』「顔淵」「樊遲問仁。子曰、愛人。」非を知ってそれを「惡む」ことが義につながるのには、『孟子』「公孫丑」上「惻隱之心、仁之端也、羞惡之心、義之端也、辭讓之心、禮之端也、是非之心、智之端也。」

(8) 「便交過仁義去了」智が知ったことを仁義に受け渡すこと。是であることを知れば仁に受け渡して(バトンタッチして)それを愛することになり、非であることを知ればそれを義に受け渡してそれを惡む。注(5)に引用した沈憫録で「智只是知得了、便交付惻隱羞惡辭遜三者。」とするのを参照。また『語類』卷六、七五条董銖録(1109)「仁為四端之首、而智則能成始而成終、猶元為四德之長。然元不生於元而生於貞。蓋天地之化不翕聚、則不能發散也。仁智交際之間、乃萬化之機軸。」に見える智から仁への受け渡しの関係も参照されたい。「交過」は「わたす、回付する。」(田中謙二『朱子語類外任篇訳注』一一二頁。同書該當箇所本文は『語類』卷一〇六、二七条、葉賀孫録(Ⅷ 2629)「如諸縣發簿曆到州、在本州點對自有限日。如初問是本州磨筭司便自有十日限、却交過通判。審計司亦有五日限。」)

22条

問陰陽五行健順五常之性。曰。健是稟得那陽之氣、順是稟得那陰之氣、五常是稟得五行之性。人物皆稟得健順五常之性。且如狗子會咬人底、便是稟得那健底性。不咬人底、是稟得那順底性。又如草木直底硬

底、是稟得剛底、軟底弱底、是稟得那順底。 憫

〔校勘〕

○「稟得剛底」語録本は「稟得剛那底」に作る。

○「憫」朝鮮古写本は「夔孫」に作る。

〔訳〕

陰陽五行、健順五常の性について質問した。先生「健は陽の気をうけたもの、順は陰の気をうけたもの、五常は五行の理をうけたもの。人も物もみな健順五常の性をうけている。たとえば人を噛むのを常とする犬がいたら、これは健の性をうけたもの、人を噛まない犬は、順の性をうけたものである。またたとえば草木がまっすぐでかたいのは、剛の性をうけたもので、やわらかくなよしているのは、順の性をうけたものだ。」 沈憫録

〔注〕

(1) 「狗子會咬人」『礼記』「曲礼」上「效犬者、左牽之。」鄭玄注「犬齧人。右手當禁備之。」と、犬は基本的に人を噛むものとされるが、『楚辭』天問に「兄有噬犬、弟何欲。」と「人を噛む犬」という表現があることから、人を噛まない犬がいることも想定されている。「會」は「できる」、「きつとくするにちがいない」。

23条

問。或問氣之正且通者爲人、氣之偏且塞者爲物、如何。曰。物之生、必因氣之聚而後有形、得其清者爲人、得其濁者爲物。假如大爐鎔鐵、其好者在一處、其渣滓又在一處。

又問。氣則有清濁、而理則一同、如何。曰。固是如此。理者如一寶珠、在聖賢則如置在清水中、其輝光自然發見。在愚不肖者、如置在濁水中、須是澄去泥沙、則光方可見。今人所以不見理、合澄去泥沙、此所以須要克治也。至如萬物亦有此理。天何嘗不將此理與他。只爲氣昏塞、如置寶珠於濁泥中、不復可見。

然物類中亦有知君臣母子、知祭、知時者。亦是其中有一線明處。然而不能如人者、只爲他不能克治耳。且蚤虱亦有知、如飢則噬人之類是也。 祖道

〔校勘〕

○「渣滓」 語録本、成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「渣」を「查」に作る。

○「不將此理與他」 朝鮮整版本は「他」を「佗」に作る。

〔訳〕

質問した。「『或問』に「氣の正にして且つ通なる者は人と爲り、氣の偏にして且つ塞なる者は物と爲る」とありますが、どういうことでしょうか。」先生「物が生じるのは、必ず氣が集まることによつて、その後で形あるものとなる。澄んだ氣を得れば人となり、濁った氣を得

れば物となるのだ。たとえば大きな炉で鉄を溶かして精錬したとき、ちゃんと精錬された鉄と、かすが別々の場所にできるようなものだ。」

また質問した。「氣には清濁があるが、理については同一だ、というのはどうでしょう。」先生「もちろんそういうことだ。理というのは、宝玉にたとえてみると、聖賢についていえば澄んだ水の中に置かれていたようなもので、その輝きは自然と現れてくる。ところが愚不肖の間ではこれが濁った水の中に置かれていたようなもので、泥を澄ませることによつてはじめてその光を見ることができ。さて、だから人は理を見ることができないのであり、泥を澄ませてやらないといけないのだ。これが克己治身せねばならない理由なのだ。万物についてもやはりこの理がそなわっているのであつて、天はどうしてこの理をそれに与えないなどということがあろうか。ただ氣によつてくらまされふさがれており、これは宝玉を濁った泥の中に置いたようなもので、理のかがやきがもはや見えなくなつてしまつてゐるのだ。

しかし、動物などのなかには、君臣母子を知るもの、祭ることを知るもの、時を知るものもある。これはやはりその中にひとすじの明るところがある。しかしながら人のようにはできないのは、それらが克己治身することができないからにすぎない。たとえばのみやしらみにも知があるのであつて、飢えたら人をかむというようなのもそれだ。」 曾祖道録

〔注〕

(1) 「氣之正且通者」 『或問』 「然以其理而言之、則萬物一原、固無

- 人物貴賤之殊。以其氣而言之、則得其正且通者為人、得其偏且塞者為物。是以或貴或賤而不能齊也。」「正且通」は、『爾雅』「釋天」「四時和為通正。」郭璞注「通平暢也。」邢昺疏「言上四時之功和、是為通暢平正也。」要するに、人は天地の和氣を受けて生まれたものであること。『列子』「天瑞」「清輕者上为天、濁重者下為地、冲和氣者為人。故天地含精、萬物化生。」なお、この条全体に關わるものとして、『語類』卷四、四二条、沈僩錄（I 95）「自一氣而言之、則人物皆受是氣而生。自精粗而言、則人得其氣之正且通者、物得其氣之偏且塞者。惟人得其正、故是理通而無所塞。物得其偏、故是理塞而無所知。且如人頭圓象天、足方象地、平正端直、以其受天地之正氣。所以識道理有知識。物受天地之偏氣、所以禽獸横生、草木頭生向下、尾反在上。物之間有知者、不過只通得一路。如鳥之知孝、獺之知祭、犬但能守禦、牛但能耕而已。」を参照。
- (2) 「氣之聚而後有形」『正蒙』「太和」「氣聚、則離明得施而有形、氣不聚、則離明不得施而無形。」『太極圖說解』「妙合而凝」朱子解「凝者聚也。氣聚而成形也。蓋性為主、而陰陽五行為之經緯錯綜、又各以類凝聚而成形焉。」
- (3) 「清者為人云々」『孟子或問』「人物並生於天地之間、本同一理、而稟氣有異焉。稟其清明純粹則為人、稟其昏濁偏駁則為物。」
- (4) 「大爐鎔鐵」天地の生成を鋳冶に例えるのは、『莊子』「大宗師」「今一以天地為大鑪、以造化為大冶、惡乎往而不可哉。」また『語類』卷七四、一〇一条、林学履録（V 189）「天地之化、滔滔無窮、如一爐金汁、鎔化不息。」
- (5) 「渣滓」かす。『語類』にはしばしば現れる。『語類』卷一、二三条、陳淳録（I 9）「天地初間、只是陰陽之氣。這一箇氣運行、磨來磨去、磨得急了、便拶許多渣滓、裏面無處出、便結成箇地在中央。氣之清者便为天為日月為星辰、只在外、常周環運轉。地便只在中央不動、不是在下。」ここでは鉄の精鍊の話なので、スラグ（のろ）を指す。
- (6) 「在一處」在一處」別々の所にある。『性理大全』卷一「勉齋黃氏曰、太極動而生陽、不成太極在一處、陰陽在一處。」
- (7) 「氣則有清濁」『孟子』「告子」上「詩曰、天生蒸民、有物有則。」集注「程子曰、性即理也。理則堯舜至於塗人一也。才稟於氣。氣有清濁。稟其清者為賢、稟其濁者為愚。」
- (8) 「如一寶珠」宝珠にたとえる例として、『語類』卷四、六八条、李儒用録（I 73）「有是理而後有是氣、有是氣則必有是理。但稟氣之清者、為聖為賢、如寶珠在清冷水中。其氣之濁者、為愚為不肖、如珠在濁水中。所謂明明德者、是就濁水中揩拭此珠也。」
- (9) 「克治」『大学章句』伝三章「如琢如磨者自脩也」朱注「自脩者、省察克治之功。」なお葉采は、『近思錄集解』卷五に「克治」の表題をつけているのを参照。
- (10) 「知君臣母子」君臣はたとえば『閔尹子』「聖人師蜂立君臣、師蜘蛛立綱罟。」父子は『莊子』「天運」「莊子曰、虎狼仁也。曰、何謂也。莊子曰、父子相親、何為不仁。」母子とするのは『樂全集』卷一二、「不孝之刑」に「虎狼尚知母子之愛」。なお『中庸或問』「至於虎狼之父子、蜂蟻之君臣、豺獺之報本、唯雉之有別、則其形氣之所偏、又反有以存其義理之所得、尤可以見天命之本然初無間隔、

而所謂道者亦未嘗不在是也。」を参照。

(11) 「知祭」『礼記』「王制」「獮祭魚、然後虞人入澤梁。豺祭獸、然後田獵。」

(12) 「知時」『漢書』卷二七中之上「五行志」中之上「京房易傳曰、雞知時。」

(13) 「一線」 「線」は細いものを数える量詞。ここでは細い灯りが見えるイメージ。『語類』卷四、九条、沈備録(155)「氣相近、如知寒煖識饑飽、好生惡死、趨利避害、人與物都一般。理不同、如蜂蟻之君臣、只是他義上有一點子明。虎狼之父子、只是他仁上有一點子明。」では「一点子明」と言い換えられているのを参照。

(14) 「蚤虱噬人」『論衡』「解除」「人民居土上、猶蚤虱著人身也。蚤虱食人、賊人肌膚、猶人鑿地、賊地之體也。蚤虱内知、有欲解人之心、相與聚會、解謝於所食之肉旁、人能知之乎。夫人不能知蚤虱之音、猶地不能曉人民之言也。」(『論衡校釋』云「音、疑是意之壞字。」)

24条

問。或問云、於其正且通者之中、又或不能無清濁之異、故其所賦之質、又有智愚賢不肖之殊。世間有人聰明通曉、是稟其氣之清者矣。然却所爲過差、或流而爲小人之歸者。又有爲人賢而不甚聰明通曉。是如何。

曰。或問中固已言之。所謂又有智愚賢不肖之殊、是也。蓋其所賦之質、便有此四様。聰明曉事者、智也而或不賢、便是稟賦中欠了清和温恭之

德。又有人極温和而不甚曉事、便是賢而不智。爲學便是要克化、教此等氣質令恰好耳。 備

〔校勘〕

○「或問」 語録本は「大学或問」に作る。

○「如何」 語録本は「又何也」に作る。

○「聰明曉事者」 語録本、成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「事を「了」に作る。

○「賢而不智」 朝鮮整版本は「智」を「知」に作る。

〔訳〕

質問した。「或問」に「うけた気が正にして且つ通なる者の中にも清濁の違いが無いわけにはいかず、だから賦された質にも、智愚や賢不肖の違いがある」と言われていますが、世の中には聡明で物事に精通した人がいて、これは気の中でも澄んだものをうけた人です。しかしそれでも行動に節度を失うことがあり、誤った方向に流れて小人になりはてることもあります。また、人となりが賢であっても、それほど聡明でもなく物事に精通もしていないこともあります。これはどういうことでしょうか。」

先生「『或問』のなかにもとすとすでにこのことは書いてある。「そこにも智愚や賢不肖の違いがある」としているのがまさにそのことだ。思うに、賦与された氣質には、この智愚賢不肖の四通りがある。聡明でことを見通せる者は、智であるけれども不賢なことがある。これは

受け取った中に清和温恭の徳が欠けているのだ。また極めて温和なのだが事を見通せぬ人がいるが、これは賢だけれども不智だ。学問とは、克己して変化することが必要で、これらの氣質をちょうどよいものにさせることだ。」沈憫録

〔注〕

(1) 「又或不能云々」『或問』然其通也、或不能無清濁之異。其正也、或不能無美惡之殊。故其所賦之質、清者智而濁者愚、美者賢而惡者不肖、又有不能同者。」なお、質問者も朱子もまったく同様に「又有智愚賢不肖之殊」という表現をとったと記録されているので、あるいはこのときの『或問』は、質問者の言の如く「於其正且通者之中、又或不能無清濁之異、故其所賦之質、又有智愚賢不肖之殊。」となっていたと思われる。なお、『朱文公文集』卷六二「答李晦叔」第六書に「或問曰、然於其正且通之中、又或不能無清濁美惡之異、故其所賦之質、又有智愚賢不肖之殊。」と見える(『朱文公續集』卷五「答李孝述繼善問目」にも『或問』として同文が見える)のを参照。

(2) 「智愚賢不肖」「智愚」は『論語』「陽貨」「子曰、惟上知與下愚不移。」「賢不肖」は『中庸』第四章「子曰、道之不行也、我知之矣。知者過之、愚者不及也。道之不明也、我知之矣。賢者過之、不肖者不及也。」「賢不肖は、正しい行動ができるかどうかを指す。つまり朱子は智慧を「知」に、賢不肖を「行」に振り分けて考えるので、従って以下において智愚には「聡明曉事」、賢不肖には「清

和温恭」が語られる。

(3) 「聡明」『周易』「鼎」彖傳「巽而耳目聰明。」

(4) 「過差」節度を失う。『尚書』「胤征」「義和滔淫、廢時亂日。」「孔傳」「沈湎於酒、過差非度。」ここで、「聡明だが過差あり」とするのは、あるいは義和が天文をよく知り聡明であったが、度を失った行動で征伐されてしまったことを意識すると思われる。

(5) 「小人之歸」『韓昌黎文集』卷二「五箴」之二「游箴」「君子之棄、而小人之歸乎。」「小人」は『論語』のなかで「君子」と対比されて何度も現れることば。『論語』里仁「君子喩於義、小人喩於利。」つまりらぬ人間、愚者。

(6) 「有爲人賢云々」この「人となりは賢だが聡明でない」は『論語』「先進」「柴也愚」集注「愚者、知不足而厚有餘。家語記其足不履影、啓蟄不殺、方長不折、執親之喪、泣血三年、未嘗見齒、避難而行、不徑不竇。可以見其為人矣。」がその例である。

(7) 「不賢」『論語』「里仁」「見賢思齊焉、見不賢而內自省也。」

(8) 「清和温恭」「清和」は広く「落ち着いて穏やか」な気の表れを指すが、ここでは特に人の行動が「落ち着いて穏やか」であることを意識する。『南史』卷六梁紀、武帝紀上「皇考外甚清和、而内懷英氣。」「温恭」は『論語』「子罕」「子温而厲、威而不猛、恭而安。」またここでの「温」については、『語類』卷六、七九条、鄭南升録(一二〇)「若曉得此理、便見得克己復禮。私欲盡去、便純是温和冲粹之氣、乃天地生物之心。其餘人所以未仁者、只是心中未有此氣象。」を参照。

(9) 「曉事」ものがわかる。『文選』卷四〇、楊修「答臨淄侯箋」
「修家子雲、老不曉事。」

(10) 「爲學」『老子』四八章「爲學日益、爲道日損。」学問が「克己」
であるのは『語類』卷三七、一四條、黃義剛錄(Ⅲ 383)「今人學
問百種、只是要克己復禮。」学問と氣質變化の關係については、『河
南程氏遺書』卷一八「學至氣質變、方是有功。」『張子語錄』卷中
「爲學大益、在自求變化氣質。」『中庸章句』二十章「呂氏曰、君
子所以學者、爲能變化氣質。」また学が克己と氣質變化の二面を
持つことは、『語類』卷七八、二三七條、黃義剛錄(V 2019)「或問、
聖賢教人如克己復禮等語多、只是教人克去私欲、不見有教人變化
氣質處、如何。曰、寬而栗、柔而立、剛而無虐。這便是教人變化
氣質處。」を参照。

(11) 「克化」本条が言う、欠けていた「清和温恭の徳」を「克」に
よって獲得することについては、『朱文公文集』卷七七「克齋記」
の「於是乎有以拔其本塞其源。克之克之而又克之、以至於一旦豁
然、欲盡而理純、則其胸中之所存者、豈不粹然天地生物之心、而
藹然其若春陽之温哉。」、また注(8)所引の『語類』を参照。
(12) 「恰好」ぴったりとちょうどよい。三浦國雄『朱子語類抄』
一三五頁参照。

25条

舜功問。序引參天地事如何。曰。初言人之所以異於禽獸者、至下須

是見己之所以參化育者。

又問。此是到處如何。曰。到大有地步在。但學者須先知其如此、方
可以下手。今學者多言待發見處下手。此已遲却。纔思要得善時、便得
善。可學

〔校勘〕

○諸本異同無し(語録本不見)

〔訳〕

舜功が質問した。つづいて「天地と参となる」ことが引用されてい
るのはどういうことでしょう。」先生「はじめに人がなぜ禽獸と異な
るかということについて言ったので、以下には自身がどうやって天地
の化育に参与するかについてを示す必要があったのだ。」

また質問した。「この場合到達点はどういうことになるでしょう。」
先生「確固たる堯舜のような偉大な境地に到達する。ただし学ぶ者は
まずその到達点がいかなるものかを知ってはじめて着手する
ことができるのだ。いまの学ぶ者の多くは、着手する対象が見えてく
るのを待つから着手すればよいと言う。これではもう遅すぎるのだ。
善を得ようと思えば、もうそれだけで善を得たことになるの
だ。」鄭可学録

〔注〕

(1) 「舜功」『語類』には「符舜功」と「周舜功」の二人が現れる。

符舜功ならば符紱。『朱子門人』一三五頁。

- (2) 「序引參天地事」『或問』「唯人之生、乃得其氣之正且通者、而其性為最貴。故其方寸之間、虛靈洞徹、萬理咸備。蓋其所以異於禽獸者、正在於此。而其所以可為堯舜而能參天地以贊化育者、亦不外焉。是則所謂明德者也。」「參天地以贊化育」は『中庸』二二章「唯天下至誠、為能盡其性。能盡其性、則能盡人之性。能盡人之性、則能盡物之性、則可以贊天地之化育、可以贊天地之化育、則可以與天地參矣。」朱注「天下至誠、謂聖人之德之實、天下莫能加也。」

- (3) 「異於禽獸」『孟子』「離婁」下「孟子曰、人之所以異於禽獸者幾希。庶民去之、君子存之。」ここで朱子が、禽獸に異なる理由だけでなく、化育に參する所以も記述する必要がある、と考えることに ついては、『河』『程氏遺書』卷一八「問。孟子曰、人之所以異於禽獸者幾希。庶民去之、君子存之。且人與禽獸甚懸絶矣。孟子言此言、莫是只在去之存之上有不同處。曰。固是。人只有箇天理、却不能存得、更做甚人也。」を参照。『大学』がこの「存得」に関わるものであるという意識である。

- (4) 「須是云々」求めるものの全貌を見通してからでないとして着手できないというのは、以下の発言を参照。『朱文公文集』卷五五「答陳超宗」第一書「為學雖有階漸、然合下立志、亦須略見義理大概規模。於自己方寸間若有箇惕然愧懼、奮然勇決之志、然後可以加之討論玩索之功、存養省察之力、而期於有得。夫子所謂志學、所謂發憤、政為此也。若但悠悠泛泛、無箇發端下手處、而便謂可以

如此乎做將去、則恐所謂莊敬持養必有事焉者、亦且若存若亡、徒勞把捉而無精明的確親切至到之効也。」「須是」は、必ずしうせねばならない。

- (5) 「到處」最終的な到達点。『語類』卷一五、一〇八条、魏椿録（I 303）「先生笑曰、且放下此一段、緩緩尋思、自有超然見到處。」
 (6) 「大有地步在」「地步」は場所。ここでは境地。「在」は句末にあつてそれが確固としてあることを示す。なお、注（5）の「到處」と「大有在」があわせて現れる次の例を参照。『語類』卷六三、三四条、余大雅録（IV 123）「徐（孟寶）又曰、只以至公之心為大本、却將平日學問積累、便是格物、如此不輟、終須自有到處。曰、這箇如何當得大本。若使如此容易、天下聖賢煞多。只公心不為不善、此只做得箇稍稍賢於人之人而已。聖賢事業大有事在。」

(7) 「下手」着手する。

- (8) 「待發見處」「處」は時間を指す。あらわれる、みえてくる時を待って。この「發見」については、『孟子或問』「此心之發、固當密察存養而擴充之矣。然其明暗通塞之幾、乃存乎平日所以涵養之厚薄。若曰必待其發見之已然、而後始用力焉、則喜怒哀樂未發之時、學者為無所用其力可乎。」『語類』卷四一、一五条、沈僩録（III 104）「若待發見而後克、不亦晚乎。發時固是用克、未發時也須致其精明、如烈火之不可犯、始得。」

- (9) 「遅却」「却」は動詞の後ろについて、その行為が持っているマイナス方向の完成のニュアンスを強める。「く掉」に同じ。「す

っかり」。忘却」「閑却」の「却」。『杜詩詳注』卷六「曲江」其二「一片花飛滅却春、風飄萬點正愁人。」「語類」卷八十、三一条、楊道夫錄（VI 2022）「如小序、亦間有說得好處。只是杜撰處多。不知先儒何故不虚心仔細、看這道理、便只恁說却。後人又只依他那箇說出、亦不看詩是有此意無。」

(10) 「纔思要得善時」『論語』述而「我欲仁、斯仁至矣。」また里仁「子曰苟志於仁矣、無惡也。」何かを思念しようとするれば、心の中に既にその全体が備わることについては、『語類』卷三五、八四条、葉賀孫錄（III 926）「恭甫問、弘是心之體、毅是心之力。曰、心體是多少大。大而天地之理。纔要思量、便都在這裏。」を参照。「纔」は「才」に同じ。「しさえすれば」。通常「纔し便し」という構文を取るが、『語類』ではしばしば「纔し時、便し」として「時」字をはさんで使われる。『語類』卷一二、一二条、輔広録（I 200）「人昏時、便是不明。才知那昏時、便是明也。」

26条

問。或問自其有生之初以下は一節。顧人心稟受之初、又必皆有以得乎陰陽五行之氣以下は一節。苟於是焉而不值其清明純粹之會、這又轉一節。下又轉入一節物欲去、是否。

曰。初間説人人同得之理、次又説人人同受之氣。然其間却有撞著不好底氣以生者。這便被他拘滯了、要變化却難。

問。如何是不好底氣。

曰。天地之氣、有清有濁。若值得晦暗昏濁底氣、這便稟受得不好了。既是如此、又加以應接事物、逐逐於利欲、故本來明德只管昏塞了。故大學必教人如此用工、到後來却會復得初頭渾全底道理。賀孫

〔校勘〕

○「或問自其有生之初以下は一節」朝鮮古写本は、「自其」の上に「然皆」の二字有り。萬曆本は「以下」の二文字を双行小字に作る。萬曆本、和刻本は「節」を「節」に作る（以下に三出する「節」はいずれも底本に同じ。）

○「然其間却有撞著不好底氣以生者」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「著」を「着」に作る。

○「這便被他拘滯了」朝鮮整版本は「便」を「便」に作る。以下同じ。朝鮮整版本は「他」を「佗」に作る。

○「要變化却難」萬曆本、和刻本は「變」を「變」に作る。

○「若值得晦暗昏濁底氣」成化本、朝鮮古写本は「昏」を「昏」に作る。以下同じ。

〔訳〕

質問。「或問」は、「その生まれた初め」以下が一節。「ただ人の心は、その稟受の当初には、必ず誰もが同様に陰陽五行の氣を得ており」以下が一節。「もしもこの時、そのうちの清明純粹（の氣を得る）というめぐりあわせに行き当たらなければ」、この一節以下で内容がまづ一転する。その下では更に「物欲」云々の話題に入っていく、内容

が再度一転する。このように理解してよいのでしようか。」

先生「最初は人々が同じく得ている理について説き、その次に今度は、人々が同じく稟受している気について説く。しかしながら同じ人間の中にも、よからぬ氣にいきあつて生まれる者がいる。そういう者はそのよからぬ氣によって拘束され塞がれてしまっており、(その氣質を)変化させようとしても、それは難しい。」

質問「どのようなものが、よからぬ氣なのでしょうが。」

先生「この天地の間に充滿する氣には、す清んだものも濁ったものも有る。もしもそのうちの晦暗昏濁なる氣に行き当たつたとすれば、それがつまり、よからぬ氣を稟受したということだ。既にそうである上に、更に加えて、事柄に対処したり人と應對したりするに際して、利欲に汲汲とする、そんなことだから、本来具わっていた明德もひたすら昏まされ塞がれてしまうのだ。だからこそ『大学』は必ず人に、このように(明明徳の)実践に取り組むよう教えるのであって、(明明徳実現の)後に漸く、当初の渾全たる道理(『明德』)を回復することもできるのだ。」葉賀孫録

〔注〕

(1)「或問自其有生之初以下」云々　ここで質問者は、人と物における貴賤の異同、人における智愚賢不肖の異同が生ずる原因を理氣二元論によって説明する『大学或問』の一節を取り上げた上で、それを①「自其有生之初」以下の一節、②「顧人心稟受之初、又必皆有以得乎陰陽五行之氣」以下の一節、③「苟於是焉而不值其

清明純粹之會」以下の一節、④下文の物欲云々の一節、の四段落に分けて把握する理解を示した上で、その可否を朱熹に尋ねている。但し所引の表現は、いずれも現行『大学或問』中には見いだすことができない。本条が筆録された当時における『大学或問』が、現行本とは異なるテキストであった可能性がある。(補説1)参照。さて、朱熹の答語も勘案しながら質問者の意図を推測すれば、各段落の内容は以下のように想定される。①万物は元來、一原の理を具有している。②万物の中でも、人は優れた氣を稟受している。③但し人の中には、昏濁雜駁の氣を稟受する者もある。④氣の昏濁雜駁に加えて、更に物欲の追求に走る者がいる。これを現行の『大学或問』に当てはめれば、以下のように対応させることができる。①「然以其理而言之、則萬物一原、固無人物貴賤之殊。」②「以其氣而言之、則得其正且通者為人、得其偏且塞者為物。是以或貴或賤而不能齊也。」以下。③「然其通也、或不能無清濁之異。其正也、或不能無美惡之殊。故其所賦之質清者智而濁者愚、美者賢而惡者不肖。」以下。④「況乎又以氣質有蔽之心、接乎事物無窮之變、則其目之欲色、耳之欲聲、口之欲味、鼻之欲臭、四肢之欲安佚、所以害乎其德者、又豈可勝言也哉。」以下。

(2)「又必皆有以得乎陰陽五行之氣」『大学或問』「天道流行、發育萬物。其所以為造化者、陰陽五行而已。而所謂陰陽五行者、又必有是理而後有是氣。」

(3)「不值其清明純粹之會」「會」は、めぐりあわせ。生まれつきどのような氣を稟受するかは当人の意志とは無関係で偶然に左右さ

れるので「會」という。『語類』卷四、七六条、沈僩録（I 51）「又問。以堯為父而有丹朱、以鯀為父而有禹、如何。曰。這箇又是二氣五行交際運行之際、有清濁、人適逢其會、所以如此。」

- (4) 「這又轉一節」「この一節でまず内容が一転する。」前注における段落番号で言えば、①と②は、人が誰しも本来、明德を具える理由を述べ、③と④は、人がその本来のあり方に反して明德を阻害される原因要因を述べる。ここでの「又」は後文の「下又轉入一節物欲去」における「又」と呼応して「まず…更に…」という語気を持ち、人が生得の明德を阻害される二つの要因（氣稟と物欲）を順次列挙していく。

- (5) 「下又轉入一節物欲去」「下文は更に、物欲云々の一節へと転じていく。」「去」は「轉入」という動詞の方向補語で、「一節物欲」は「轉入」の目的語。「一節物欲」は「物欲一節」の意に解釈しておく。ここでの「又」は物欲が、人が生得の明德を阻害される二つ目の要因であることを示す。この二要因は『大学章句』經の朱注「明德者、人之所得乎天、而虛靈不昧、…但為氣稟所拘、人欲所蔽、則有時而昏。」における「氣稟」と「人欲」に対応する。現行本『大学或問』でも「二者相因、反覆深固、是以此德之明、日益昏昧。」と述べられている。

- (6) 「曰」朱熹の答えは質問者の理解を肯定しつつ、「①」「②」「③④」の三段落にまとめてそれぞれの要点を説明したもの。

- (7) 「初間説人人同得之理」「初間」は始めに、最初に。「人人同得之理」は、全ての人が等しく得ている理。ここでは明德を指す。『大

- 学或問』「所謂明德者、又人人之所同得、而非有我之得私也。」(8) 「人人同受之氣」全ての人間が共通して稟受している氣。『大学或問』「以其氣而言之、則得其正且通者為人、得其偏且塞者為物。」における「正且通者」に当たるとする。

- (9) 「然其間却有撞著不好底氣以生者」「撞著」の「撞」は、いきあたる、でくわす、めぐりあう。後出の「若值得晦暗昏濁底氣」における「値」と同義。「著」は、動作の持続を表す。

- (10) 「這便被他拘滯了」「被」は、…に…される。受動を表す。「他」は前文の「不好底氣」。「拘滯」は拘束停滯させる、拘束して行き詰まらせる。

- (11) 「要變化却難」朱子学では、稟受した氣質を後天的努力によって変化改善させることの重要性を説く（所謂「氣質變化説」）。氣質變化の困難さについては以下を参照。『語類』卷四、五九条、膝璘録（I 66）「人之為學、却是要變化氣質。然極難變化。…若勇猛直前、氣稟之偏自消、功夫自成。」『語類』卷一一三、一条、訓廖德明（VII 2738）問、如何涵養到剛勇。曰。只是一箇勉強。然變化氣質、最難。」

- (12) 「天地之氣」天地の間に充滿する氣。『語類』卷三、七条、林恪録（I 34）「天地間、無非氣。」『語類』卷五二、一〇〇条、記錄者名欠（IV 1254）「問塞乎天地之間。曰。天地之氣、無處不到、無處不透。」（塞乎天地之間」は『孟子』「公孫丑」上「其為氣也至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間。」）

- (13) 「若值得晦暗昏濁底氣」ここでの「得」は「着」と同じで動作

の持続を表す。

(14) 「這便稟受得不好了」「得」は動詞(「稟受」)の後ろについて結果補語(「不好了」)を導く。

(15) 「應接事物」「應事接物」と同じ。事柄に対処し他者と関わる。

(16) 「逐逐於利欲」「逐逐」は奔走すること、汲汲とすること。『柳河東集』卷二五「送僧浩初序」「吾病世之逐逐然唯印組為務、以相軋也、則舍是其焉從。」

(17) 「本來明德只管昏塞了」「只管」はひたすら。「昏塞」はくらまされ塞がれる。

(18) 「復得初頭渾全底道理」明明徳の實踐によつて、ひとたび阻害された明徳を回復すること。『大学章句』経、朱注の「復其初」、「大学或問」の「復得其本體之全」に対応する。「初頭」は当初の、元來の。「渾全底道理」は、十全なる道理、ここでは明徳を指す。

前文の「本來明德」に相当。

〔補説1〕『大学或問』の現行本との異同

注(1)に指摘したとおり、本条所引の『大学或問』はいずれも現行本には見えないものであり、あるいは改訂前の旧本の一部を示すものかと思われる。

王懋竑『朱子年譜考異』は「論孟集註或問成」を「淳熙四年丁酉四十八歳夏六月」に繫年するが、『大学或問』の成立に関しては触れる所がない。『朱文公文集別集』卷五「皇甫文仲」第四書(淳熙六年一一七九、五〇歳)に「大學或問、今付來介。看畢、幸示及。」との

言及があるので、遅くともこの頃までにはひとまず脱稿していたものと思われる(上海古籍出版社『四書或問』二〇〇一年、黃坤一「校点說明」参照)。但し『朱文公文集』卷六一「答曾光祖」第二書(紹熙二年一一九一、六二歳)に「大學或問之誤、所疑甚當。中間已修定矣。今内去兩本、幸收之。」とあり、また同卷五九「答趙恭父」第四書(慶元三年一一九七、六八歳)にも「大學或問所改、首尾兼該、本末具備。鄙意却嫌全提直指四字近禪學語、未暇改也。」とあるように、脱稿後にも改稿作業は持続して行われていた模様である(以上、括弧内の繫年は陳來『朱子書信編年考証』増訂版に拠る)。因みに本条の記録者である葉賀孫の師事期は、一一九一年〜一二〇〇年にかけて四次なしいし五次にわたる(田中謙二『朱門弟子師事年攷』二一九頁)。『大学或問』は朱熹の生前には刊行されていないので、改稿を経たテキストが現行本として伝わっている可能性が高いだろう。

なお『語類』所引と現行本『大学或問』との異同は本卷二四条にも見られた。同条注(1)参照。

27条

林安卿問。介然之頃、一有覺焉、則其本體已洞然矣。須是就這些覺處、便致知充擴將去。

曰。然。昨日固已言之。如擊石之火、只是些子、纔引著、便可以燎原。若必欲等大覺了、方去格物致知、如何等得這般時節。(原注「林先引或問中至於久而後有覺之語為比、先生因及此。」)那箇覺、是物格

知至了、大徹悟。到恁地時、事都了。若是介然之覺、一日之間、其發也無時無數、只要人識認得操持充養將去。

又問。真知之知與久而後有覺之覺字、同否。

曰。大略也相似、只是各自所指不同。真知是知得真箇如此、不只是聽得人說、便喚做知。覺、則是忽然心中自有所覺悟、曉得道理是如此。人只有兩般心。一箇是是底心、一箇是不是底心。只是才知得這是箇不是底心、只這知得不是底心底心、便是是底心。便將這知得不是底心去治那不是底心。知得不是底心便是主、那不是底心便是客。便將這箇做主去治那箇客、便常守定這箇知得不是底心做主。莫要放失、更那別討箇心來喚做是底心。

如非禮勿視聽言動、只才知得這箇是非禮底心、此便是禮底心、便莫要視。

如人瞌睡、方其睡時、固無所覺。莫教纔醒、便抖擻起精神、莫要更教他睡、此便是醒。不是已醒了、更別去討箇醒、說如何得他不睡。

程子所謂以心使心、便是如此。人多疑是兩箇心、不知只是將這知得不是底心去治那不是底心而已。

元思云。上蔡所謂人須是識其真心、方乍見孺子入井之時、其怵惕惻隱之心、乃真心也。

曰。孟子亦是只討譬喻、就這親切處說仁之心是如此、欲人易曉。若論此心發見、無時而不發見、不特見孺子之時為然也。若必待見孺子入井之時、怵惕惻隱之發而後用功、則終身無緣有此等時節也。

元思云。舊見五峰答彪居仁書、說齊王易牛之心云云、先生辨之、正是此意。

曰。然。齊王之良心、想得也常有發見時。只是常時發見時、不會識得、都放過了。偶然愛牛之心、有言語說出、所以孟子因而以此推廣之也。

又問。自非物欲昏蔽之極、未有不醒覺者。

曰。便是物欲昏蔽之極、也無時不醒覺。只是醒覺了、自放過去、不會存得耳。 個

〔校勘〕

○「林安卿問介然之頃」朝鮮古写本は「介然之頃」の前に「或問中」の三字有り。

○「須是就這些覺處」萬曆本、和刻本は「須」を「湏」に作る。以下同じ。

○「便致知充擴將去」朝鮮整版本は「便」を「便」に作る。以下同じ。成化本、朝鮮古写本は「擴」を「廣」に作る。朝鮮整版本卷末「考異」に「擴、一作廣」

○「纔引著」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「著」を「着」に作る。

○「至於久而後有覺之語」朝鮮古写本、朝鮮整版本は「後」を「后」に作る。萬曆本、和刻本は「覺」を「竟」に作る。他の箇所の「覺」字は両本とも底本に同じ。

○「那箇覺」朝鮮古写本は「箇」を「个」に作る。以下同じ。

○「其發也無時無數」萬曆本、和刻本は「數」を「数」に作る。

○「大略也相似」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「略」を

「畧」に作る。

○「真知是知得真箇如此」朝鮮古写本は「真知是」を「真知只是」に作る。

○「只是才知得這是箇不是底心」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「是箇」を「箇是」に作り（朝鮮古写本「箇」作「个」、萬曆本、和刻本は「是箇」を双行小字に作る。呂留良本、伝経堂本は底本に同じ。

○「更那別討論心來喚做是底心」朝鮮整版本は「更」を「更」に作る。以下同じ。

○「莫要更教他睡」朝鮮整版本は「他」を「佗」に作る。以下同じ。

○「孟子亦是只討譬喻」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「亦是只」を「亦只是」に作る。

○「舊見五峰答彪居仁書」朝鮮古写本は「五峰」を「五峰文集」に作る。

○「説齊王易牛之心云云」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「易牛」を「愛牛」に作る。

○「只是常時發見時」萬曆本、和刻本は「見時」の二字を双行小字に作る。

○「都放過了」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「過了」を「過去了」に作る。朝鮮整版本卷末「考異」「過去 一無去」

○「自非物欲昏蔽之極」成化本、朝鮮古写本は「昏」を「昏」に作る。

○「便是物欲昏蔽之極」朝鮮古写本は「昏」を「昏」に作る。

○『朱子語録』（池録）卷三十八所収の沈憫録には本条は未見。

〔訳〕

林安卿がお尋ねした。「一瞬の間にも、一たび目覚めさえすれば、その本体（としての明德）は、既に洞然として明らかとなる。」（『大学或問』是非とも、このように目覚めたところを抛り所として、そこから致知等に取り組みながら拡充していくべきなのです。）

先生「そうだ。それはもちろん、昨日も話した通りだ。（その一瞬の目覚めとは）石を撃った時に飛び散る火花のように、ほんのささいなものでしかないが、引火しさえすれば、たちまちにして原野を焼き尽くすことさえできるのだ。必ず大いなる目覚めを待って、それで初めて格物致知に取り組みうとするなんて、どうしてそんな時節が到来するのを待たずしてきようか。（原注「林がまず『或問』中の「久しい後には目覚める時がある」という語を引き合いに出したので、そこで先生もこのように言及されたのだ。）そのような目覚め（＝大いなる目覚め）とは、物にいた格子知が至った後の、大いなる徹悟に他ならない。そんな時節が到来する頃には、事はすっかり終わってしまった。一瞬の目覚めというのは、一日の間にもいつでも何度でも訪れるものなのであって、ただ人がそれを認識し、操存把握し拡充存養していくことが大事なのだ。」

又お尋ねした。「真知」の知字と、「久しい後には目覚める時がある」の覚字とは、同じなのでしょうか。」

先生「大体は同じようなものだが、ただそれぞれの指す内容は違う。真知というのは、本当にそうだ、と知ることであって、単に人がそう

言ったのを聞いたことがあるだけで「(自分は) 知っている」と称するようなものとは違う。覚とは、心中に自然にぱっと目覚めるところがあつて、道理がこれこれだとわかることだ。

人にはただ二種類の心が有るだけだ。一つはよい心、一つはよからぬ心だ。ただ、これはよからぬ心だと知りさえすれば、よからぬ心だと知つたその心こそが、よい心なのだ。そこで、よからぬ心だと知つたその心で、かのよからぬ心を治めるのだ。よからぬ心だと知つた方が主で、かのよからぬ心の方が客だ。そこで、この主となつたものによつてかの客を治め、この、よからぬ心だと知つた方が常に主となるように保持してやる。それ(Ⅱ主となるべき心)を失わぬようにすべきなのであつて、どうして別にどこかから心を探し出してきて、それをよい心だと称する、等ということが有るうか。

例えば「礼に非ざれば、視聴言動する勿かれ」という場合、ただ、これは非礼の心だと知りさえすれば、その知つた心がつまりは礼の心に他ならないのだから、(その人はもはや非礼を) 視ようとはしないのだ。

例えば人が居眠りをする場合、眠っている最中はもちろん、目は覚めていないわけだ。ただふと目醒めたならば、すぐさま自分の心を呼び覚ましてやり、これ以上眠りこけないようにさせるばかりであつて、それが目醒めるといふことだ。既に目醒めてから、改めて別に目醒めを探し求め、「どうやってこいつを眠らないようにさせようか」とつぶやく、なんてことは有りはしない。

程子の所謂「心を以て心をもち使ひる」というのも、そういうこと

なのだ。多くの人は、(この程子の語について) 二つの心が有るのかと疑っているようだが、実はただ、よからぬ心だと知つたその心で、かのよからぬ心を治めるに過ぎないのだ。」

元思が言う。「上蔡の所謂「人は是非ともその真心しんしんを識らねばならない。孺子が今にも井戸に落ちそうなのを見たその瞬間に抱く怵惕おそび惻隱いたはの心こそが、まさにその真心に他ならない。」についてですが。」
先生「孟子もただ、いい諭えを探した末に、このように人にとつて身近で切実な場面に即して仁の心がこのようなものであることを説明し、人にわかりやすいようにと望んだままでのことだ。この心の発現を言うなら、いつだって発現しない時はないわけで、孺子(が井戸に落ちるの)を見た場合だけがそうなのではない。もしも必ず孺子が井戸に落ちるのを見る時まで待ち、怵惕惻隱の心が発現した後に実践に取り組むなどというなら、そんな時節にめぐりあふることなど、死ぬまで有りはしないのだ。」

元思が言う。「以前、五峰が彪居仁ヒョウキニに答えた書翰に、(犠牲の) 牛を(羊に) 取り替えようとした齊王の心云々と有り、先生がこれを弁難しておられるのを読みました、それもまさにこれと同じ趣旨なのですね。」

先生「そうだ。齊王の良心は、思うに(牛を取り替えたいという心に限らず)、いつだって発現する時は有る。ただ、通常それが発現している時には、全くこれを認識しておらず、全てがそのまま放置されてしまう。たまたま牛を愛する心は、それが言葉によって口に出されたので、そこで孟子はそこを手がかりにしてこれを推し広めさせよう

としたのだ。」

またお尋ねした。「物欲に昏まされ蔽われることが極点にまで達した場合を除けば、人は覚醒しないことはありませんね。」

先生「たとえ物欲に昏まされ蔽われることが極点にまで達した場合でも、やはり人は覚醒しない時はないのだ。ただせっかく覚醒しても、自らこれを放置してしまい、全くそれを操存しないだけのことだ。 沈憫録

〔注〕

(1) 「安卿」林学履、字安卿。『朱子語録姓氏』所収。己未(慶元五年、

一一九九)所録。因みに本条の記録者沈憫は戊午(慶元四年一

九八)以後所聞。

(2) 「介然之頃、一有覺焉」云々 『大学或問』「然而本明之體、得之

於天、終有不可得而昧者。是以雖其昏蔽之極、而介然之頃、一有覺焉、則即此空隙之中而其本體已洞然矣。」「介然之頃」は、短い時間、一瞬の間。『四書大全』所収『大学或問』の小注に「介音甲、倏然之頃也。」とある。

(3) 「須是就這些覺處、便致知充擴將去」「將去」は、…していく。

気稟や物欲によつて生得の明德を阻害された者も、一瞬の覚醒によつて本来の明德が発現する時があるから、そこを端緒として明明徳の実践に取り組むべきだ、という趣旨。『大学或問』も前注所引に続けて、格致誠正修による明明徳の実践を説いている。『大学或問』「是以聖人施教、既已養之於小學之中、而復開之以大學

之道、其必先之以格物致知之說者、所以使之即其所養之中而因其所發以啓其明之之端也。繼之以誠意正心修身之目者、則又所以使之因其已明之端而反之於身以致其明之之實也。夫既有以啓其明之之端而又有以致其明之之實、則吾之所得於天而未嘗不明者、豈不超然無有氣質物欲之累、而復得其本體之全哉。是則所謂明明徳者、而非有所作為於性分之外也。」

(4) 「如擊石之火、只是些子」「擊石之火」は、石を打った瞬間に生ずる火花。前文「介然之頃、一有覺焉」の「覺」、後文の「介然之覺」を喩える。時間的な短かさ(「介然之頃」とともに、後文の「大覺」「大徹悟」と対照して些細な覚醒(「些子」)であることを示す。

(5) 「纔引著、便可以燎原」「纔…便…」は、少しでも…すれば、たちまちに…。「引」は「引火」。「燎原」は、原野を焼き尽くす。『孟子』「公孫丑」上「凡有四端於我者、知皆擴而充之矣。若火之始然、泉之始達。苟能充之、足以保四海。苟不充之、不足以事父母。」孫奭疏「孟子又言、凡人所以有四端在於我焉者、能皆廓而充大之、是若火之初燃、泉之始達、而終極乎燎原之熾、襄陵之蕩也。」

(6) 「若必欲等大覺了」「等」は、待つ。

(7) 「如何等得這般時節」「這般」は、「這樣」に同じ。このような。「時節」は、時、時間。

(8) 「林先引或問中至於久而後有覺之語為比」『大学或問』「曰。或問於程子曰。學何為而可以有覺也。程子曰。學莫先於致知。能致其知、則思日益明、至於久而後有覺爾。」所引の程子語は『河南程

氏遺書』卷一八「問。學何以有至覺悟處。曰。莫先致知。能致知、則思一日愈明一日、久而後有覺也。學而無覺、則何益矣。」

(9) 「物格知至了、大徹悟」 格物致知によつて獲得される「大徹悟」については、『大学章句』伝五章における「豁然貫通」を想起しておけばよいだろう。「至於用力之久、而一旦豁然貫通焉、則衆物之表裏精粗、無不到、而吾心之全體大用、無不明矣。此謂物格、此謂知之至也。」

(10) 「只要人識認得操持充養將去」「操持充養」は、操存把捉し、擴充存養すること。「將去」は、…していく。「操持充養」と類似的表現に「操存涵養」が有る。『語類』卷一二、五四条、余大雅録（I 205）「要在精思明辨、使理明義精而操存涵養、無須臾離、無毫髮間、則天理常存、人欲消去、其庶幾矣哉。」『語類』卷一〇一、一七一一条、周謨録（VII 2589）「况操存涵養、皆是平日工夫。豈有等待發見、然後操存之理。」

(11) 「真知之知」「真知」とは、単に知識として知っているというレベルを超えて、自らの実体験に裏うちされている場合のように、得心体得した知識を指す。『河南程氏遺書』卷二上「真知與常知異。常見一田夫、曾被虎傷、有人說虎傷人、衆莫不驚、獨田夫色動異於衆。若虎能傷人、雖三尺童子莫不知之、然未嘗真知。真知須如田夫乃是。故人知不善而猶爲不善、是亦未嘗真知。若真知、決不爲矣。」同、卷一八「知有多少般數、煞有深淺。向親見一人、曾爲虎所傷、因言及虎、神色便變。傍有數人、見佗說虎、非不知虎之猛可畏、然不如佗說了有畏懼之色、蓋真知虎者也。學者深知亦

如此。』『大学或問』「昔嘗見有談虎傷人者。衆莫不聞、而其間一人神色獨變。問其所以、乃嘗傷於虎者也。夫虎能傷人、人孰不知。然聞之有懼有不懼者、知之有真有不真也。學者之知道、必如此人之知虎、然後為至耳。」

(12) 「真知是知得真箇如此」「真箇」は、真に、本當に。「真箇是」に同じ。

(13) 「不只是聽得人說、便喚做知」「聽得人說」は、人が話すのを聴く。『語類』卷三四、六条、甘節録（III 856）「問黙而識之。曰。是得之於心、自不能忘了。非是聽得人說後記得。」「喚」は、称する、言う。

(14) 「人只有兩般心」「般」は、種類。

(15) 「便將這知得不是底心去治那不是底心」「去治那不是底心」の「去」は、心理的な方向を表す助字。三浦國雄『朱子語類』抄「三四頁。」「治心」は、心を治め整える。しばしば「治心修身」と熟して用いられる。『語類』卷九、三五条、記録者名欠（I 153）「而今只管說治心修身。若不見這箇理、心是如何地治、身是如何地修。」卷四九、五〇条、黃升卿録（IV 1210）「治心修身是本、洒掃應對是末。」卷一二〇、九二条、葉賀孫録（VII 2908）「余國秀問治心修身之要。」

(16) 「便當守定這箇知得不是底心做主」「守定」は、しっかり守る、保持する。『語類』卷二、一三条、葉賀孫録（I 14）「問天道左旋、日月星辰右轉。曰。自疏家有此說、人皆守定。」卷二一七、五一条、黃義剛録（VII 2829）「若把這些子道理只管守定在這裏、則相似山

林苦行一般、便都無事可做了。」

(17) 「更那別討論心來喚做是底心」「更那」は、その上いつたいどうして。ここでの「那」は現代中国語の「哪」と同じ。どうして、なぜ。『語類』卷一八、八九条、葉賀孫録(Ⅱ413)「聖人便只說下學上達、即這箇便是道理、別更那有道理。」「討」は、探す、求める。

(18) 「非禮勿視聽言動」『論語』「顔淵」「子曰。克己復禮爲仁。一日克己復禮、天下歸仁焉。爲仁由己、而由人乎哉。顔淵曰。請問其目。子曰。非禮勿視。非禮勿聽。非禮勿言。非禮勿動。顔淵曰。回雖不敏、請事斯語矣。」

(19) 「如人瞌睡」「瞌睡」は、うとうととして眠る、居眠りをする。『白氏文集』卷八「自望秦望赴五松驛馬上偶睡睡覺成吟」「長途發已久、前館行未至。體倦目已昏、瞌然遂成睡。」「語類」卷九六、四七条、陳文蔚録(Ⅵ2470)「曰。伊川却云、纔說知覺、便是動。曰。此恐伊川說得太過。…但有知覺在、何妨其爲靜。不成靜坐便只是瞌睡。」「語類」卷一一五、五八条、訓甘節(Ⅶ2786)「又曰。若倦、且瞌睡些時、無害。」

(20) 「莫教纔醒、便抖擻起精神、莫要更教他睡」「ふと目覚めたら、すぐに自分の心呼び覚まし、これ以上眠りこけないようにさせるばかりだ。」「莫教」は『漢語大詞典』に「猶莫非。」とある。『朱子語類考文解義』には「莫教 猶言只是、又除是之意。」として以下の用例を引く。『語類』卷一三〇、八三条、記録者名欠(Ⅷ3113)「東坡解經、莫教說著處直是好。盖是他筆力過人、發明得

分外精神。」「纔…便…」は、「わずかでも…すれば、すぐに」…するや否や、すぐに」「抖擻」は、奮い立たせる、呼び覚ます。『語類』卷一一九、一九条、楊道夫録(Ⅶ2854)「直須抖擻精神、莫要昏鈍、如救火治病、豈可悠悠歲月。」

(21) 「程子所謂以心使心」程頤の語。『河南程氏遺書』卷一八「人心雖要定、使佗思時方思乃是。今人都由心。曰。心誰使之。曰。以心使心、則可。人心自由、便放去也。」

(22) 「人多疑是兩箇心」「兩箇心」とは、制御する(「使」)心と制御される心の二つの心。そのように二つの心を想定する考え方を、朱熹は否定する。『語類』卷一六、一三六条、葉賀孫録「正心、却不是將此心去正那心。但存得此心在這裏、所謂忿懣・恐懼・好樂・憂患自來不得。」なお〔補説2〕参照。

(23) 「元思云」『語類』卷一五、一四四条、沈僩録に「蔡元思問」として見える蔡念誠(念成)、字元思か。『宋元学案』卷六九、滄洲諸儒學案、上「隱君蔡先生念成」「蔡念成、字元思、德安人。文公守南康時、講學于白鹿洞、先生從之遊。」「朱子門人」三三四頁。

(24) 「上蔡所謂」上蔡は謝良佐。『宋元学案』卷二四、上蔡學案「監場謝上蔡先生良佐」「謝良佐、字顯道、壽春上蔡人。明道知扶溝事、先生往從之。…元豐八年登進士第、歷仕州縣。」

(25) 「人須是識其真心」云々『上蔡語録』卷二「人須識其真心。見孺子將入井時、是真中也。非思而得也、非勉而中也。」この語は『孟子集注』の朱注にも引かれている。次注参照。

(26) 「方乍見孺子入井之時」『孟子』「公孫丑」上「孟子曰。人皆有

不忍人之心。…所以謂人皆有不忍人之心者、今人乍見孺子將入於井、皆有怵惕惻隱之心。非所以內交於孺子之父母也。非所以要譽於鄉黨朋友也。非惡其聲而然也。」朱注「謝氏曰。人須是識其真心。方乍見孺子入井之時、其心怵惕、乃真心也。非思而得、非勉而中、天理之自然也。內交要譽惡其聲而然、即人欲之私矣。」

(27) 「若論此心發見、無時而不發見」『大学或問』曰。顧諟天之明命、何也。曰。人受天地之中以生。故人之明德、非他也。即天之所以命我而至善之所存也。是其全體大用、蓋無時而不發見於日用之間。人惟不察於此、是以汨於人欲而不知。」

(28) 「若必待見孺子入井之時」云々。謝良佐の語が『孟子集注』に引用されていることから分かるように、孺子入井を目の当たりにして抱く怵惕惻隱の心を真心の発現と見なす謝良佐の見解それ自体がここで批判されているわけではない。ここでは、真心の発現を認識するのを待つて然る後に工夫に着手する、という実践方法論が批判されている。これは朱熹が湖南学を批判する際に常用される論点である。蔡念成(元思)もそのことを察知したが故に、次に朱熹の胡宏批判を持ち出したのである。

(29) 「舊見五峰答彪居仁書」五峰は胡宏。胡安国の子。彪居仁は彪居正の誤り、胡宏の門人。「胡安国——胡宏——張栻」の学統は湖南学と称され、「性」体未発、心用已発」とする心性論や「察識端倪」「先察識後涵養」等の工夫論で知られる。『宋元学案』卷四二、五峰學案「承務胡五峰先生宏」「胡宏、字仁仲、崇安人、文定之季子…卒傳其父之學。…張南軒師事之。學者稱五峰

先生。」同、卷四二、五峰學案「彪先生居正」「彪居正、字德美、湘潭人也。其父虎臣從胡文定公遊、先生因事五峰。」なお朱熹は未発已発の問題をめぐって、①李侗(号延平)の影響下にあった三十年代前半の未発主義の時代、②湖南学の影響下にあった三十年代後半の已発主義の時代といわゆる「中和旧説」、③四十歳における定論確立、という思想変遷が有り、中和旧説時代の朱熹は胡宏や張栻の心性論や工夫論を受容採用していた。以下に見られる胡宏批判は言うまでもなく、定論確立以後の立場に立つて為されたものである。友枝龍太郎『朱子の思想形成』改訂版、春秋社、一九七九年、中絶夫「朱子の工夫論について——未発已発の問題をめぐって——」京都大学文学部中国哲学史研究室『中国思想史研究』第七号、一九八五年参照。

(30) 「説齊王易牛之心云云」胡宏『知言』卷四「彪居正問。…他日問曰。人之所以不仁者、以放其良心也。以放心求心、可乎。曰。齊王見牛而不忍殺、此良心之苗裔、因利欲之間而見者也。一有見焉、操而存之、存而養之、養而充之、以至于大、大而不已、與天同矣。此心在人、其發見之端不同、要在識之而已。」『朱文公文集』卷七三「胡子知言疑義」にもほぼ同文が引かれている。ここで胡宏は、良心苗裔の発現を識つて然る後にこれを存養せよと説く。所謂察識端倪説、先察識後涵養論である。

(31) 「先生辨之」『朱文公文集』卷七三「胡子知言疑義」「知言曰。…熹按、欲為仁、必先識仁之體、此語大可疑。…又以放心求心之間、甚切。而所答者反若支離。夫心操存舍亡、間不容息。知其放

而求之、則心在是矣。今於已放之心不可操而復存者、置不復問、乃俟異時見其發於他處而後從而操之、則夫未見之間、此心遂成間斷、無復有用功處。及其見而操之、則所操者亦發用之一端耳。於其本源全體、未嘗有一日涵養之功、便欲擴而充之、與天同大、愚竊恐其無是理也。…祖謙曰。…蓋所謂心操存舍亡、間不容息、知其放而求之、則心在是矣者、平時持養之功也。所謂良心之苗裔、因利欲而見、一有見焉、操而存之者、隨事體察之功也。二者要不可偏廢。…熹謂二者誠不可偏廢。然聖門之教、詳於持養而略於體察。與此章之意正相反。學者審之、則其得失可見矣。孟子指齊王愛牛之心、乃是因其所明而導之、非以為必如此、然後可以求仁也。夫必欲因苗裔而識本根、孰若培其本根而聽其枝葉之自茂耶。」ここの朱熹による批判の論点として、①良心の発現を察識して然る後にこれを涵養する、という胡宏の方法論では、良心が発現するまでは工夫に着手するべきがなく、工夫に間断が生じてしまうこと、②良心の発現を待つまでもなく、自己の放心を自覚すれば直ちにこれを求めて操存すべきであること、③察識と存養とではと存養の方がより根本的な工夫であること、等である。なお胡宏と朱熹の思想的立場を比較検討した最新の研究成果として福谷彬「胡宏と朱子——両者の相違の根源としての経書理解——」（『中国思想史研究』三七号、二〇一六年）を参照。

(32) 「齊王之良心」『孟子』「梁惠王」上「臣聞之胡斂曰。王坐於堂上、有牽牛而過堂下者。王見之曰。牛何之。對曰。將以饗鐘。王曰。舍之。吾不忍其觳觫、若無罪而就死地。對曰。然則廢釁鐘與。曰。

何可廢也。以羊易之。不識有諸。曰。有之。曰。是心足以王矣。百姓皆以王為愛也、臣固知王之不忍也。」

(33) 「愛牛之心」牛を愛する心。齊王が犠牲の牛を羊に取り替えようとした心。前注所引にある通り『孟子』原文中の「愛」字は惜しむ（吝）の意で用いられているが、孟子は齊王の心を「不忍」の心と評しているから、ここでの「愛」は愛惜ではなく仁愛の意で訳した（次注参照）。

(34) 「所以孟子因而以此推廣之也」『孟子』「梁惠王」上（前々注所引）に対する朱注にいう。「王見牛之觳觫而不忍殺、即所謂惻隱之心、仁之端也。擴而充之、則可以保四海矣。故孟子指而言之、欲王察識於此而擴充之也。愛、猶吝也。」「推廣」は擴充とほぼ同義。『孟子』「公孫丑」上「凡有四端於我者、知皆擴而充之矣、若火之始然、泉之始達。苟能充之、足以保四海、苟不充之、不足以事父母。」に対する朱注に「擴、推廣之意。充、滿也。四端在我、隨處發見。知皆即此推廣而充滿其本然之量、則其日新又新、將有不能自己者矣。」

(35) 「自非物欲昏蔽之極」「自非」は、…の場合を除けば。「昏蔽之極」は『大学或問』に見える語。「然而本明之體、得之於天、終有不可得而昧者。是以雖其昏蔽之極、而介然之頃、一有覺焉、則即此空隙之中而其本體已洞然矣。」

(36) 「便是物欲昏蔽之極」「便是」は、たとえ…であったとしても。「雖其昏蔽之極」（『大学或問』）における「雖」に相当する。朱熹は質問者の「自非」を「便是」と言い直すことによって、「物欲昏

蔽之極」にあつても本体としての明德が瞬時に回復してゐることを強調した。

〔補説2〕「以心使心」と「一箇心」「兩箇心」

程頤の「以心使心」とは、心のはたらきを心の赴くままに委ねることとて心があるべきあり方を失つてしまふことを戒め（「人心自由、便放去也」）、心による自制、即ち自らの心によつて自らの心を制御すべきことを説くものである。但しその場合、制御される心とは別に、制御するもう一つの心が存在するわけではない。心はあくまで一つであつて、二つではない。朱熹はこの程頤の語が、同時に二つの心が存在するかの如き誤解を招きやすいことを認めた上で、それは程頤の真意ではない点を強調する。『語類』卷三四、一九七条、林夔孫録（Ⅲ901）「又問。程子以心使心、如何。曰。只是一箇心。被他說得來、却似有兩箇。子細看來、只是這一箇心。」

朱熹によれば、心が一身の主体としてその主宰性をしっかりと發揮すべきことを説くのが、程頤の真意である。『語類』卷九六、五一一条、呂燾録（VI 2471）「問。以心使心、此句有病否。曰。無病。其意、只要此心有所主宰。』『朱文公文集』卷「四二」答石子重」第四書「心說甚善。但恐更須收斂造約為佳耳。以心使心、所疑亦善。蓋程子之意、亦謂自作主宰、不使其散漫走作耳。如孟子云操則存、云求放心、皆是此類。豈以此使彼之謂邪。」

以下の書翰では、「以心使心」を道心による人心の制御と見なす陳淳の解釈を一応肯定した上で、心を一身の主宰とせよというのがあく

までも程頤の真意であることに、敢えて注意を促している。陳淳の解釈にはなお「兩箇心」の弊害があることを指摘したものであろう。『朱文公文集』卷五七「答陳安卿」第二書（問）「程子以心使心之說、竊謂此二心字、只以人心道心判之、自明白。蓋上心字即是道心、專以理義言之也。下心字、即是人心而以形氣言之也。以心使心、則是道心為一身之主而人心其聽命也。不審是否。」（答）「亦是如此。然觀程先生之意、只是說自作主宰耳。」

このように朱熹の立場を確認するならば、本条における朱熹自身の発言、例えば「將這知得不是底心去治那不是底心」や「將這箇做主去治那箇客」にも、実は「兩箇心」の嫌いがあることに、我々は気づくはずである。實際、有名な「觀心說」において朱熹は、心を「一而不二者」「為主而不為客者」と明確に規定しており、上記の発言は朱熹自身の規定と齟齬しかねないものでもある。恐らく朱熹自身そのことを自覚し、自身の発言も程頤の「以心使心」も、「兩箇心」を含蓄するものではないことに注意喚起することで、いささかの軌道修正を図つたのであろう。但し最後は再び「只是將這知得不是底心去治那不是底心而已。」という語で締めくくられているので、この軌道修正は少なからず不徹底なものに終わった感がある。『朱文公文集』卷六七「觀心說」「或問。佛者有觀心說、然乎。曰。夫心者、人之所以主乎身者也。一而不二者也。為主而不為客者也。命物而不命於物者也。故以心觀物、則物之理得。今復有物以反觀乎心、則是此心之外、復有一心而能管乎此心也。然則所謂心者、為一耶為二耶。為主耶為客耶。為命物者耶為命於物者耶。此亦不待較而審其言之謬矣。…夫謂人心之危者、人欲之

萌也。道心之微者、天理之奥也。心則一也。以正不正而異其名耳。：

非以道為一心、人為一心、而有一心以精一之也。夫謂操而存者、非以彼操此而存之也。舍而亡者、非以彼舍此而亡之也。心而自操則亡者存、舍而不操則存者亡耳。：釋氏之學、以心求心、以心使心、如口齟口、如目視目、其機危而迫、其途險而塞、其理虛而其勢逆。蓋其言雖有若相似者而其實之不同蓋如此也。」

なお、心に「是底心」と「不是底心」、或いは「道心」と「人心」の二種類が存在すること自体は、もとより朱熹も認めている。また現実の為善去悪に際して、善を志向する自己と悪を志向する自己との間に葛藤が生じるような事態も、朱熹は認めている。『語類』卷一六、一〇八条、沈僩録「如自家欲為善、後面又有箇人在這裏拗你莫去為善。欲惡惡、又似有箇人在這裏拗你莫要惡惡、此便是自欺。（原注「因引近思錄如有兩人焉、欲為善云云一段、正是此意。」）所引は『近思錄』卷四。

朱熹が「両箇心」を否定する意図は、「不是底心」とは別のどこかに「是底心」が存在し、その「是底心」を持ってきて「不是底心」を治めるのではなく、「不是底心」の存在に気づく心が即ち「是底心」に他ならない、「是底心」は「不是底心」に即して存在する、という両者の相即関係を述べようとするところにあった。両者が相即関係にあるからこそ、心がその主宰性を發揮するか喪失するかによって、「是底心」と「不是底心」は互いに一方から他方に瞬転する。それが『孟子』にいう「操則存、舍則亡。」である（『告子』上）。

28条

友仁説明明德。此明德、乃是人本有之物。只為氣稟與物欲所蔽而昏。今學問進修、便如磨鏡相似。鏡本明、被塵垢昏之。用磨擦之工、其明始現。及其現也、乃本然之明耳。

曰。公說甚善。但此理不比磨鏡之法。

先生略擡身、露開兩手、如閃出之狀、曰。忽然閃出這光明來、不待磨而後現。但人不自察耳。如孺子將入於井、不拘君子小人、皆有怵惕惻隱之心、便可見。

友仁云。或問中說、是以雖其昏蔽之極、而介然之頃、一有覺焉、則即此空隙之中而其本體已洞然、便是這箇道理。

先生頷之、曰。於大原處不差、正好進修。友仁

〔校勘〕

- 「只為氣稟與物欲所蔽而昏」成化本、朝鮮古写本は「昏」を「昏」に作る。以下同じ。
- 「便如磨鏡相似」朝鮮整版本は「便」を「僂」に作る。以下同じ。
- 「先生略擡身」成化本、萬曆本、和刻本は「略」を「畧」に作る。
- 「便是這箇道理」朝鮮古写本は「箇」を「个」に作る。

〔訳〕

友仁が明明徳について説いた。「この明德は、人が本来具えているものに他なりません。ただ氣稟と物欲とによって、蔽われ昏まされて

しまうのです。今、学問によって徳を高め行いを修めるのは、ちょうど鏡を磨くようなものです。鏡は本来澄明ですが、塵垢ちりごによって昏まされてしまいます。磨き擦るという手間暇をかけてやることで、鏡の澄明さははじめてたち現われます。しかしその立ち現れた澄明さとは、実は本来の澄明さに他ならないのです。」

先生「君の説明ぶりはとてもいい。ただしこここのところの道理は、鏡を磨くという方法になぞらえるわけにはいかぬ。」

先生は少し背筋を伸ばすと、両方の手のひらをぱつと開いて、(光が) さつとほとばしり出るようなしぐさをしてみせると、言われた。「光はこんなふうには、だしぬけにぱつとほとばしり出てくるもので、磨いてからたち現れるようなものではない。ただ人が自分でそれと気づかないだけのことだ。孺子わらわきいたむが井戸に落ちそうになれば、君子小人の別なく、誰しも慌惚わろま惻隱いたむの心が生じることからも、このこと(＝磨鏡を待つまでもなく明徳が発現すること)はわかるだろう。」

友仁が言う。「『或問』に「それ故に、昏まされ蔽かわれることがその極点にまで達したとしても、一瞬の間に一たび目覚めさえすれば、すさま開いたその空隙すまから、本体(としての明徳)は、既に洞然としてその明るさを示しているのである。」というのも、まさにこの道理ですね。」

先生は頷いておっしゃった。「おおもとのところに狂いがないからこそ、ちゃんと徳を高め行いを修めていけるのだ。」 郭友仁録

〔注〕

(1) 「友仁説明明徳」 郭友仁、字徳元。『朱子語録姓氏』所収。

(2) 「此明徳、乃是人本有之物」「本有」は、本来具わっている、生得的である。『語類』卷一四、九二条、廖徳明録「明徳、謂本有此明徳也。」

(3) 「只為氣稟與物欲所蔽而昏」 明徳を損なう要因として氣稟と物欲を挙げることに以下を参照。『大学章句』経、朱注「明徳者、人之所得乎天、而虚靈不昧、以具衆理而應萬事者也。但為氣稟所拘、人欲所蔽、則有時而昏。」

(4) 「今學問進修」「進修」は「進徳脩業」『周易』乾卦文言伝「子曰。君子進徳脩業。忠信、所以進徳也。脩辭立其誠、所以居業也。」 伊川易伝「内積忠信、所以進徳也。擇言篤志、所以居業也。」 「進徳脩業」と三綱領八条目の関連については、以下を参照。『大学或問』「蓋吾聞之。敬之一字、聖學之所以成始而成終者也。為小學者、不由乎此、固無以涵養本原而謹夫洒掃應對進退之節與夫六藝之教。為大學者、不由乎此、亦無以開發聰明進徳修業而致夫明德新民之功也。」 『四書大全』所収「大学或問」は「開發聰明進徳修業」に対して以下のように小注を付している。「開發聰明(格致之事)進徳(誠正修)修業(齊治平)」（括弧内は双行小注）

(5) 「便如磨鏡相似」「如：相似」は、：のようである。磨鏡の比喩は『語類』中に散見する。以下のうち①は本条同様、明明徳を磨鏡に喩えた門人の発言に対して、朱熹の見解は否定的である。ただしその一方、②や③では朱熹自身がこの比喩を持ち出している。明明徳の必要性そのものを強調する文脈では磨鏡の比喩が用いら

れるが、明德の「本体洞然」「未嘗不明」を強調する文脈では「磨くまでもない」点に力点が置かれ、一瞬の覚醒による本体の回復が説かれる、ということだろう。以下、いずれも『語類』巻一四。

①七四条、沈僩録「或以明明德譬之磨鏡。曰。鏡猶磨而後明。若人之明德、則未嘗不明。雖其昏蔽之極、而其善端之發、終不可絕。但當於其所發之端、而接續光明之、令其不昧、則其全體大用可以盡明。且如人知己德之不明而欲明之。只這知其不明而欲明之者、便是明德。就這裏便明將去。」②八二条、黃卓録「明德是自家心中具許多道理在這裏。本是个明底物事、初無暗昧、∴緣為物欲所蔽、故其明易昏。如鏡本明、被外物點汗、則不明了。少間磨起、則其明又能照物。」③九二条、廖德明録「明德、謂本有此明德也。∴只為私欲所蔽、故暗而不明。所謂明明德者、求所以明之也。譬如鏡焉、本是箇明底物、緣為塵昏、故不能照。須是磨去塵垢、然後鏡復明也。」

(6) 「被塵垢昏之」「被」は、∴に∴される。受動を表す。

(7) 「乃本然之明耳」「本然之明」は、(明德が)本来具えている明るさ。「本體之明」と同義。『大学章句』経、朱注「但為氣稟所拘、人欲所蔽、則有時而昏。然其本體之明、則有未嘗息者。」『朱文公文集』卷一五「經筵講義」「吾之所得於天而未嘗不明者、豈不超然無有氣質物欲之累而復得其本然之明哉。」

(8) 「公說甚善」「公」は二人称、君。『語類』で朱熹が門人に語りかける際の呼称として「你」とともに多用される。卷一五、一二条、葉賀孫録「公且道、如今不去學問時、此心頓放那處。」卷一六、

九七条、林夔孫録「或說慎獨。曰。公自是看錯了。」卷一四、八四條、沈僩録「只要你實去體察、行之於身。」

(9) 「先生略擡身」「略」は、少し。「擡身」は体を起こす、背筋を伸ばす。元稹『元氏長慶集』卷十五「生春二十首」第一五首「何處生春早、春生半睡中。見燈如見霧、聞雨似聞風。開眼猶殘夢、擡身便恐融。却成雙翅蝶、還遶庫花叢。」『夢梁録』卷一「車駕詣景靈宮孟饗」「駕近太廟、則蓋撤開前行數步、上畧擡身而過、此見尊祖敬宗之意。」(天子が太廟に近づかれると、蓋をすほめ、數歩先に進む。天子はやや身をのり出してお通りになるが、これはご先祖を尊敬する心を表わされるものである。)(梅原郁詠注『夢梁録』1、五三頁、平凡社、東洋文庫)

(10) 「露開兩手」「露開」は、開く、広げる。握っていた両手の拳をぱっと開いてみせることで光がさつとさす様子を示したものの。

(11) 「如閃出之状」「閃出」は、ひらめき現れる。ひらめきほとばしる。

(12) 「如孺子將入於井」「孟子」「公孫丑」上「今人乍見孺子將入於井、皆有怵惕惻隱之心。」

(13) 「或問中說」「大学或問」「然而本明之體、得之於天、終有不可得而昧者。是以雖其昏蔽之極、而介然之頃、一有覺焉、則即此空隙之中而其本體已洞然矣。」「介然之頃」は、短い時間、一瞬の間。二七条に既出。「空隙」は、すきま。明德を光源に喩えれば、光源自体は光を放ち続けていて、遮蔽するものによってすっぽりと蔽われている状態では、光の存在は認識されない。しかしわずか

でもすさま隙が開くと、光源から洞然として光が射す。一瞬の覚醒を、空隙が開いてさつと光が射す様子に喩えたもの。朝鮮、金龜柱（一七四〇）一七八六『可庵遺稿續集』卷一、大學經義「答昇如」第二書壬寅六月「或問所謂空隙之中。本體洞然。亦指其空隙之洞然。非指其全體之洞然也。」（影印標点韓國文集叢刊、続集九八冊、六五六a。

(14) 「便是這箇道理」「まさにこの（同じ）道理ですね。」孺子入井を目の当たりにして怵惕惻隱の心が発現するのも、一瞬の覚醒によつて本体としての明德が発現するのも同じ道理（ともに磨鏡をまつまでもない）、の意。

(15) 「於大原處不差」「大原」は、物事の根本、おおもと。しばしば「大本大原」「大原大本」と熟して用いられる。『語類』卷三六、一二六条、林夔孫録（Ⅲ 977）「又曰。如今識得箇大原了、便見得事事物物都從本根上發出來。如一箇大樹、有箇根株、便有許多芽藥枝葉、牽一箇則千百箇皆動。」卷一一、四三条、吳雉録（I 182）「讀書之法、有大本大原處、有大綱大目處、又有逐事上理會處、又其次則解釋文義。」卷八四、八条、記録者名欠（VI 217c）「到孟子、已是不說到細碎上、只說「諸侯之禮、吾未之學也。吾嘗聞之矣、三年之喪、齊疏之服、饘粥之食、自天子達於庶人。」這三項便是大原大本。」（所引は『孟子』「滕文公」上）

(16) 「正好進修」「正好」は「…するのにちょうどよい」「うまく…することができる」「まさに…すべきである」『語類』卷一四、三五条、葉賀孫録「且未要讀論語。大學稍通、正好著心精讀。」卷

一五、八七条、楊道夫録「知至意識、是凡聖界分關隘。…過得此關、正好著力進歩也。」

『朱子語類』卷一六（210～255条）、訳注担当者

210	217	古勝	亮
218	224	福谷	彬
225	235	松葉久美子	
236	250	廖明	飛
251	255	小笠	智章

『朱子語類』卷一七（1～28条）、訳注担当者

1	10	田	訪
11	18	古勝	亮
19	25	宇佐美文理	
26	28	中純	夫

（二〇一六年九月二十九日受理）

（こがち りよう 京都大学国際高等教育院非常勤講師）
 （ふくたに あきら 京都大学文学部非常勤講師）
 （まつばくみこ 京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

(りょうめいひ 京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

(おがさ ともあき 京都大学国際高等教育院非常勤講師)

(でん ほう 湖南大学岳麓書院歴史系助理教授)

(うさみ ぶんり 京都大学大学院文学研究科教授)

(なか すみお 京都府立大学文学部教授)